

平成26年第4回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	3
付議事件並びに結果	4

平成26年8月26日

出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
諸般の報告について	10
議会運営委員長報告について	13
会議録署名議員の指名について	14
市長の提案理由の説明	14
報告について	25
請願について	26

平成26年8月28日

出席及び欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により出席した者	30
本議会に出席した事務局職員	30
議事日程	30
議案質疑について（議案第60号～議案第61号）	32
（議案第62号～議案第68号）	33
（議案第69号～議案第70号）	34
（議案第71号～議案第74号）	35
（議案第75号～議案第76号）	36
（議案第77号～議案第79号）	37

平成26年9月1日

出席及び欠席議員	39
地方自治法第121条の規定により出席した者	40
本議会に出席した事務局職員	40
議事日程	40

一般質問について	42
緒方 寿光 議員	42
熊井三千代 議員	60
梅崎 和弘 議員	68
白谷 義隆 議員	84
伊藤 法博 議員	92

平成26年9月2日

出席及び欠席議員	103
地方自治法第121条の規定により出席した者	104
本議会に出席した事務局職員	104
議事日程	104
一般質問について	105
荒巻 英樹 議員	105
矢ヶ部広巳 議員	117

平成26年9月12日

出席及び欠席議員	129
地方自治法第121条の規定により出席した者	130
本議会に出席した事務局職員	130
議事日程	130
議会運営委員長報告について	132
各委員長報告について	133
総務委員長報告について	133
産業経済委員長報告について	134
建設委員長報告について	135
教育民生委員長報告について	135
決算審査特別委員長報告について	137
議案第80号～議案第82号	144
閉会中の継続審査申出書について	146

第 4 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
8 月 26 日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
8 月 27 日	水	考 案 日	
8 月 28 日	木	本 会 議	議案質疑
8 月 29 日	金	考 案 日	
8 月 30 日	土	休 会	
8 月 31 日	日	休 会	
9 月 1 日	月	本 会 議	一 般 質 問
9 月 2 日	火	本 会 議	一 般 質 問
9 月 3 日	水	休 会	
9 月 4 日	木	委 員 会	
9 月 5 日	金	委 員 会	
9 月 6 日	土	休 会	
9 月 7 日	日	休 会	
9 月 8 日	月	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 9 日	火	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 10 日	水	休 会	
9 月 11 日	木	事務整理日	
9 月 12 日	金	本 会 議	採決・閉会

第4回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 60 号	専決処分の承認について（専決第 6 号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第 3 号））	26. 8 .28	承 認
議 案 第 61 号	専決処分の承認について（専決第 7 号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））	26. 8 .28	承 認
議 案 第 62 号	平成25年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について	26. 9 .12	認 定
議 案 第 63 号	平成25年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	26. 9 .12	認 定
議 案 第 64 号	平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	26. 9 .12	認 定
議 案 第 65 号	平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について	26. 9 .12	認 定
議 案 第 66 号	平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について	26. 9 .12	認 定
議 案 第 67 号	平成25年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	26. 9 .12	認 定
議 案 第 68 号	平成25年度柳川市水道事業会計決算の認定について	26. 9 .12	認 定
議 案 第 69 号	平成26年度柳川市一般会計補正予算（第 4 号）について	26. 9 .12	原案可決
議 案 第 70 号	平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	26. 9 .12	原案可決
議 案 第 71 号	柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	26. 9 .12	原案可決
議 案 第 72 号	柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	26. 9 .12	原案可決

議案 第73号	柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	26.9.12	原案可決
議案 第74号	柳川市ホテルの誘致に関する条例の制定について	26.9.12	原案可決
議案 第75号	柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について	26.9.12	原案可決
議案 第76号	柳川市福祉事務所設置条例及び柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	26.8.28	原案可決
議案 第77号	新市建設計画の変更について	26.9.12	原案可決
議案 第78号	工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について	26.8.28	原案可決
議案 第79号	筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更について	26.8.28	原案可決
議案 第80号	柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	26.9.12	原案可決
議案 第81号	「手話言語法」制定を求める意見書について	26.9.12	原案可決
議案 第82号	「農業・農協改革」に関する意見書について	26.9.12	原案可決

報 告

報告 第9号	平成25年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	26.8.26	報 告
-----------	---	---------	-----

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第18号	「手話言語法」制定を求める意見書の提出についての請願書	26.9.12	採 択

請願 第19号	建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書に関する請願	26.9.12	継続審査
請願 第20号	「農業・農協改革」に関する請願	26.9.12	採 択
請願 第21号	集団的自衛権行使容認の「閣議決定」に反対し、関連法案の慎重審議について意見書提出を求める請願	26.9.12	継続審査

柳川市議会第4回定例会会議録

平成26年8月26日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	立 花 純	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	古 賀 澄 雄	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	浦 博 宣

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次									
副市	長	石橋義浩									
教	育	長	黒田一治								
総	務	部	長	大坪正明							
会	計	管	理	者	武藤正純						
市	民	部	長	石橋眞剛							
保	健	福	祉	部	長	高崎祐二					
建	設	部	長	野田彰							
産	業	経	済	部	長	兼	大和	庁	舎	長	安藤和彦
教	育	部	長	兼	三橋	庁	舎	長	石橋正次		
消	防	長	橋本祐二郎								
人	事	秘	書	課	長	平田敬介					
総	務	課	長	白谷通孝							
企	画	課	長	椛島謙治							
財	政	課	長	島添守男							
税	務	課	長	木下隆							
健	康	づ	く	り	課	長	樽見孝則				
福	祉	課	長	原忠昭							
学	校	教	育	課	長	松藤敏彦					
生	涯	学	習	課	長	松尾強					
建	設	課	長	中村敬二郎							
農	政	課	長	成清博茂							
水	路	課	長	松永泰治							

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池	末	勇	人			

5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について(平成26年4月分、5月分、6月分)
- (2) 市長の行政報告について

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案第60号 専決処分の承認について（専決第6号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第3号））
- 議案第61号 専決処分の承認について（専決第7号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
- 日程（４） 議案第62号 平成25年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第67号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第68号 平成25年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 日程（５） 議案第69号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第70号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程（６） 議案第71号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第72号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第73号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第74号 柳川市ホテルの誘致に関する条例の制定について
- 日程（７） 議案第75号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第76号 柳川市福祉事務所設置条例及び柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程（８） 議案第77号 新市建設計画の変更について
- 議案第78号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について

議案第79号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更について

日程（ 9 ） 報告について

- 1 報告第 9 号 平成25年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程（ 10 ） 請願について

- 1 請願第18号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についての請願書
- 2 請願第19号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書に関する請願
- 3 請願第20号 「農業・農協改革」に関する請願
- 4 請願第21号 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」に反対し、関連法案の慎重審議について意見書提出を求める請願

午前10時 開会

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成26年第 4 回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告を願います。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は、平成26年第 4 回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただき、まことにありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして、6月定例会以降の重立った事柄について御報告させていただきます。

まず初めに、広域で構成する協議会や期成会等について御報告いたします。

私が会長を務めております柳川土木協会、福岡県海岸協会、西鉄天神大牟田線久留米 - 大牟田間複線化促進期成会、福岡県有明海漁業振興対策協議会、福岡県農地海岸協議会の総会と福岡県土地改良事業団体連合会理事会を開催いたしました。

中でも、8月19日に開催いたしました福岡県有明海漁業振興対策協議会では、議案審議終了後に県より今年度の有明海関連予算とアサリ等二枚貝の増殖に関する取り組みについて説

明を受けた後、委員の皆様より有明海再生や二枚貝の増殖等について活発な質問や意見が出されました。

なお、8月8日に予定いたしておりました有明海高潮対策促進期成同盟会、主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会、大川瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会の総会は、台風11号の本市への影響を考え、延期をいたしました。また、同日に予定されておりました国道443号道路整備促進期成会の総会も延期されております。

また、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会、福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会、福岡県国土調査推進協議会、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会、矢部川改修期成同盟会、主要地方道久留米柳川線道路整備促進期成会などの総会並びに福岡県国土調査推進協議会役員会、県営かんがい排水事業筑後東部地区推進連絡会理事会に出席し、それぞれ国、県の事務所等から関連する事業の説明を受けるとともに、事業運営についての意見交換を行いました。

続きまして、国、県等に対する要望活動について御報告いたします。

まず、7月14日には私が会長を務めております福岡県土地改良事業団体連合会と福岡県農業農村整備事業推進対策委員会で、福岡県に対し、農業農村整備関係施策が適切に推進できるよう、予算に関する要望を行いました。そして、7月30日には関係国会議員に対して、翌日の31日には林農水産大臣並びに同省幹部に対し、福岡県の農業農村整備事業関連予算の確保等について要望活動を行いました。

また、7月15日には筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会と福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会との合同で、九州農政局に対し、さらに、30日には農林水産大臣を初め、同省幹部並びに関係国会議員に対し、平成27年度予算の確保及び関連施策の充実等について政策提案と意見交換を行いました。中でも、クリークののり面崩壊対策と農業用水の安定的確保の要望を強く行ったところでございます。

また、7月31日には九州土地改良事業団体連合会と九州農業農村整備事業推進協議会との合同で、農林水産大臣を初め、同省幹部並びに関係国会議員に対し、平成27年度予算の確保及び関連施策の充実等について政策提案と意見交換を行いました。

さらに、8月6日には有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会で、福岡県と県議会、九州地方整備局に対し、また、翌日の7日には国土交通省と地元選出の国会議員に対し、十分な予算措置や徳益インターチェンジから柳川西インターチェンジ間の自動車専用道路の早期整備、アクセス道路の整備促進等、事業促進のための要望と意見交換を行ってまいりました。現在、市内の徳益インターチェンジから柳川西インターチェンジまでの4.5キロメートルの工事が着々と進められており、平成29年度に完成予定であります。そのような中、9月6日には一般道路部全線完成式が予定されております。これにより完全セパレート化となります。

また、8月18日には私が会長を務めております西鉄天神大牟田線久留米 - 大牟田間複線化

促進期成会において、福岡県と県議会、西鉄本社に対し、単線区間約16.1キロメートルについて全区間の複線化早期実現の要望を行ってまいりました。

さらに、8月20日には市議会議長とともに、福岡県に対して、国道443号バイパスと本市市街地を結ぶ道路整備について強く要望をしてきたところであります。

次に、市政の近況について御報告いたします。

まず初めに、第97回柳川みやま医療問題懇談会、柳川市有明海対策実行委員会総会、柳川市「有明花の里」実行委員会、第1回柳川市観光まちづくり推進委員会、柳川おもてなし健康マラソン大会第1回実行委員会などを開催いたしました。

中でも、第1回柳川市観光まちづくり推進委員会は、平成21年3月に策定した柳川市観光振興計画の中期計画期間が満了したことを受けて開催したもので、委員の皆様より建設的な意見を聞くことができ、これからの観光行政に生かしていきたいと思っております。

また、柳川おもてなし健康マラソン大会第1回実行委員会では、柳川市合併10周年記念として3月22日に有明地域観光物産公園を発着点に開催することを決定いたしました。おもてなしの心を市民挙げて実践し、県内外へ広くPRを行うとともに、スポーツ活動の推進と健康増進を図りたいと思っております。

また、柳川市観光協会総会・交換会、柳川農産物特産品づくり推進協議会、柳川市防災協会総会、柳川雛祭り実行委員会総会・意見交換会などに出席をいたしました。

さらに、子ども・子育て支援新制度等に関する幼稚園協会の園長の皆さんとの懇談会や子育て中のお母さんたちとの懇談、また、農業、水産業、商工業の融合と6次産業化への取り組み等について各代表者の方たちと懇談を行い、貴重な御意見をいただきました。

次に、7月2日には福岡ヤフオクドームにおいて、ソフトバンクホークス球団と筑後七国の地域連携協定締結に伴う記念品贈呈式に出席いたしました。協定では、福岡ソフトバンクホークスのPRや応援活動、地域貢献活動への支援を行い、球団からは市民のスポーツ活動や青少年の健全育成への支援、地域貢献活動等を行うことになっております。

また、本市の夏の風物詩となっている「柳川ひまわり園」の開園式を7月23日に開催いたしました。当日は35万本のヒマワリが見ごろを迎え、ことしもテレビや新聞等で大いに報道されました。期間中は県内外より多くの来園者を迎え、本市の観光振興と地域活性化が図られたものと思います。地元の皆様の種まきや除草作業などの献身的な御尽力と御協力に対し、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

最後に、防衛省が来年度から陸上自衛隊に導入する垂直離着陸輸送機オスプレイ17機と陸上自衛隊目達原駐屯地に配備されているヘリコプター50機を佐賀空港に配備する方針を佐賀県や福岡県などに説明されました。本市は佐賀県と「有明佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書」を締結していることから、8月6日に副市長をリーダーに関係部課長で構成するオスプレイ配備等に関する対策チームを設置して、情報収集や本市への影

響を分析することといたしました。これからの防衛省と佐賀県などとの協議の動向を注視していきたいと思っております。

なお、8月21日に九州防衛局より説明の申し入れがあり、来月上旬で日程調整をしているところであります。また、その折には議会に対して直接説明を行っていただくよう要請をしたいと考えております。

以上で行政報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成26年第4回柳川市議会定例会の会期日程等について、8月22日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日8月26日から9月12日までの18日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、27日は考案日、28日を議案質疑、29日は考案日、30日、31日は休日で休会、9月1日、2日、3日を一般質問、4日、5日を委員会、6日、7日は休日で休会、8日、9日、10日を決算審査特別委員会、11日は事務整理日、12日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

次に、日程3 議案第60号から日程4 議案第68号までの9議案の一括上程であります。

次に、日程5 議案第69号から日程8 議案第79号までの11議案の一括上程であります。

日程9が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

日程10が請願についてであります。本定例会に請願4件が提出されております。請願第18号及び請願第19号は教育民生委員会に審査を付託、請願第20号は産業経済委員会に審査を付託、請願第21号は総務委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第60号及び議案第61号を議題とし、質疑終了後、2議案とも即決といたしております。

次に、議案第62号から議案第68号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第62号は決算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第63号から議案第65号までの3議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第66号は総務委員会に審査を付託、議案第67号及び議案第68号の2議案は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第69号及び議案第70号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第69号は総務委員会に審査を付託、議案第70号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第71号から議案第74号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第71号から議案第73号までの3議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第74号は産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第75号及び議案第76号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第75号は産業経済委員会に審査を付託、議案第76号は即決といたしております。

次に、議案第77号から議案第79号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第77号は総務委員会に審査を付託、議案第78号及び議案第79号の2議案は即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（浦 博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（浦 博宣君）

日程2 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、10番高田千壽輝議員、14番山田奉文議員を指名いたします。

日程第3～第4 議案第60号～議案第68号

議長（浦 博宣君）

日程3 議案第60号から日程4 議案第68号までの9議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第60号及び議案第61号の専決処分の承認2議案及び議案第62号から議案第68号までの平成25年度決算関係7議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第60号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本案は、住宅用地に係る特例措置認定錯誤による固定資産税について、地方税法並びに柳川市固定資産税返還金支払要綱に基づき、還付加算金を付して、最長20年間の還付を行う必要が生じました。このため、対象者に対し早急に還付を行うための予算を緊急に措置する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、これを平成26年度柳川市一般会計補正予算（第3号）として平成26年7月29日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

予算の規模といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,134千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,374,410千円としたものであります。

予算の内容としましては、歳出において、市税過年度還付金として、2款・総務費に82,134千円を追加し、歳入においては、その財源として18款・繰越金に同額を追加したものであります。

次に、議案第61号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本案は、固定資産税の住宅用地特例適用に係る課税誤りに伴う国民健康保険税還付の実施のため、平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、平成26年7月29日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

予算の規模といたしましては、歳入歳出それぞれ4,116千円を増額し、補正後の予算額を9,444,116千円としたものであります。

予算の内容としましては、歳入において、還付金の財源確保のため財政調整基金繰入金 を4,116千円増額し、歳出においては、諸支出金を還付金相当額の4,116千円追加しております。

次に、議案第62号から議案第68号までの平成25年度柳川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

まず、議案第62号 平成25年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成25年度は、引き続き将来に向かって市民の皆様にしかりした行政サービスが行えるよう、財政の健全化を確保しつつ、限られた財源をできるだけ有効に活用し、さまざまな課題解決に取り組んだところであります。

それではまず、決算内容を歳入から申し上げます。

市税については、営業所得の伸びや企業収益の回復などにより市民税が個人、法人とも増額になったこと、また、市たばこ税で税率改正により大幅に増額になったことなどにより、

平成24年度に比べ、金額にして196,334,986円、率にして3.2%の増額となりました。

また、地方交付税については、平成24年度に比べ、金額にして217,237千円、率にして2.1%の減額となりました。このことは、平成24年度の特別交付税の算定で、九州北部豪雨災害に伴う復旧費用などが算入されたことによる大幅な増額があったためであり、平成25年度はその増額分がなくなり、213,436千円の減額となったこと、また、普通交付税が3,801千円の減額となったことによるものであります。

次に、国庫支出金については、平成24年度に比べ、金額にして2,572,475,027円、率にして59.0%増加しました。これは平成24年度の国の補正予算に計上されました地域の元気臨時交付金1,593,999千円及び大和中学校校舎改築等事業や柳川駅周辺地区事業などによるものであります。

次に、諸収入については、平成24年度に比べ、金額にして465,905,310円、率にして36.4%の減額となりました。これは平成24年度に福岡県市町村災害共済基金組合解散に伴う清算金が408,035,334円交付されたことによるものであります。

次に、市債については、平成24年度に比べ、金額にして63,463千円、率にして2%の増額となりました。これは柳川駅周辺地区事業が本格的な工事に取りかかったことにより、279,600千円の増額となったことなどによるものであります。

続きまして、歳出について申し上げますと、まず、総務関係では、定住化対策として、本市の人口構造の特徴である若年層の転出超過への対応として、新婚世帯への家賃補助などの支援制度を引き続き設け、人口減少への対策に取り組んだほか、地域おこし協力隊員を東京を初めとした大都市圏より雇用して、地域産業や資源の掘り起こし及びそれらを生かした地域活性化の仕組みを検討させるなど、都市住民の視点による地域おこしも進めているところであります。

また、平成24年10月18日に寄附を受けた空き家を移住希望者へ短期間貸し出しを行い、柳川での暮らしを実体験する場として活用するため、生活可能な住宅として改修を行いました。今後は、「もえもん家（ハウス）」として活用を図っていくことにしております。

そのほか、合併特例債の元利償還金に係る後年度の財政負担の軽減対策として、引き続き減債基金への積み立てを行いました。

次に、福祉関係では、引き続き高齢者福祉や障害者福祉施策に取り組んだほか、福岡県介護保険広域連合の支部単位に設置されていた地域包括支援センターについては、より身近な地域ごとに高齢者等への相談支援や高齢者を支える地域づくりを推進する目的で、市が直接事務を行うことといたしました。

また、子育て支援関係では、中山、宮永の両保育園への施設整備助成による子育て支援環境の整備に取り組んだほか、有明、大和、中山校区に新たな学童保育所を開設いたしました。

一方、環境面においては、再生エネルギー導入促進に向け、住宅用太陽光発電システムの

設置に対する助成を引き続き実施したほか、みやま市と共同での建設を予定している新たな一般廃棄物処理施設については、施設整備地の適地調査等を行い、最終建設予定地を柳川市橋本町地区に決定しました。

次に、産業の振興について申し上げますと、まず、農業関係では、昨年度に引き続き各種農業施設、機械整備への補助及び園芸、イ業などへの支援、クリーク保全事業など、農業振興のための各種施策に取り組みました。

なお、地域からの要望が多いクリークの保全工事については、予算の重点的措置により事業の進捗を図りました。

水産業関係では、両開・大和漁協が中島漁港漁業団地内にそれぞれ1棟設置したノリ共同加工施設整備への助成や航路しゅんせつなどを引き続き実施したほか、老朽化した皿垣開及び久間田漁港の機能診断及び機能保全計画を策定したほか、両開漁港においては保全工事のための詳細設計を行いました。

観光関係では、着地型観光推進のため、地域住民みずからが企画、実施した水郷柳川ゆるり旅を秋と春の2回開催したほか、観光客の誘客を図るため、観光ガイドブックやPR用のポスター、手提げ袋の作成を行いました。

また、柳川フィルムコミッションの専用ホームページを作成して、さまざまな情報発信を行い、映画やテレビのロケーションの誘致活動を図るとともに、観光PRや観光客の誘致に努めました。

そのほか、「おもてなしの心日本一」に向け、おもてなしシンポジウムを開催するほか、“おもてなし柳川”市民会議を立ち上げ、事業の推進体制を整えました。今後はこの市民会議を推進母体として、柳川市挙げての「おもてなしの心日本一」に向けた事業に取り組んでいくこととしております。

次に、商工関係では、市内中小企業の仕事の確保、受注の拡大による地域経済の活性化を図るため、住宅リフォームに対する助成制度を新たに設けたほか、柳川商店街の振興を図るため、マルショク跡地を購入しました。

ブランド推進事業では、事業を始めたいと考えている人へ商品の販売方法等を学ぶための実習の場を提供することを目的に、起業チャレンジ支援事業を実施し、2グループが沖端商店街内の空き店舗に出店し実践したほか、中学校区ごとに地域特派員を任命し、市民目線からの情報を発信することで新たな魅力の掘り起こしに努めました。

次に、都市基盤の整備については、引き続き生活基盤道路の整備、柳川駅東部土地区画整理事業、中島地区の密集住宅市街地整備事業、塩塚川番所橋架替事業に取り組んだほか、西鉄柳川駅周辺の都市機能の充実強化を図るため、駅周辺地区整備事業として同駅東西地域を結ぶ自由通路や駅前広場の整備に取り組んだところであります。

また、市民の安全・安心の確保と住環境の改善及び良好な景観を確保するため、適正に管

理されていない老朽家屋の除却に対する助成制度を新たに設けたほか、老朽化した市営住宅本町団地及び鳥の水団地を統合して新たに市営住宅を建設するための用地を購入しました。

次に、教育関係では、学力向上支援事業や市独自の特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などにより、引き続き教育環境の向上や改善に努めたほか、平成25年度から平成28年度までを魅力ある学校づくりの期間と位置づけ、各学校独自の取り組みを行いました。

一方、施設整備の面では、平成24年度から平成26年度までの3カ年の継続費を設定して実施している大和中学校校舎改築等事業については、校舎の改築工事が完了しました。また、平成25年度からの繰り越し事業として垂見小学校の校舎改築を行ったほか、二ツ河小学校については、平成26年度までの2カ年の継続費を設定し、改築工事を行っているところであります。

生涯学習関係では、大和・三橋地域における校区コミュニティセンターの整備について、校区ごとに事業の進捗に応じて設計業務委託や用地取得、建設工事を行ったところであります。

また、柳川地域の校区公民館7館の改修事業については、計画していた7館全てが改修工事が完了し、施設の新たなスタートを切ったところであります。

一方、体育施設の整備では、老朽化した市民武道場の改築に向けた工事に着手したほか、市民三橋グラウンドの整備、むつごろうランド野球場の改修工事を行いました。

このように、平成25年度の取り組みの特徴的なところを申し上げましたが、具体的な内容につきましては、お手元に配付しております決算書及び決算に係る主要な施策の成果及び定額運用基金の運用状況説明書に記載しておりますので、ごらんいただきますようお願いをいたします。

続いて、決算収支といたしましては、歳入総額34,247,459,827円、歳出総額32,526,789,112円となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1,720,670,715円となりました。この形式収支額から継続費繰り越し及び繰越明許費による平成26年度への繰り越し財源439,567,611円を差し引いた実質収支額は1,281,103,104円となりました。

次に、平成25年度決算の主な財政指標につきまして、一般会計に住宅新築資金等特別会計及び公共用地先行取得等特別会計を含めた普通会計ベースで御報告を申し上げます。

まず、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は、平成24年度に比べ、0.6ポイント回復し、88.9%となりました。

次に、市債の年度末残高については33,148,027千円となり、平成24年度に比べ、269,518千円増加しました。

次に、基金の積立金残高については13,138,840千円となり、平成24年度に比べ、705,590千円増加しました。これは地域の元気臨時交付金を財源として、まちづくり振興基金へ

620,000千円を積み立てたことによるものであり、この積立金については平成26年度の投資単独事業に活用することにしております。

今後の財政運営に当たっては、昨今の厳しい経済情勢により現制度での市税等の大幅な増収を見込むことは厳しい状況であり、加えて、平成27年度から5年間の激変緩和期間はあるものの、普通交付税の一本算定に移行することとなります。このため、平成22年度に策定した第2次行財政改革大綱に沿って費用対効果の検証を常に心がけ、経常経費の節減、定員管理の適正化など行財政改革の推進を図り、行財政基盤を強化していく必要があると考えております。

次に、議案第63号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額9,579,380,784円に対し、歳出総額9,575,902,527円で、歳入歳出差引額3,478,257円の黒字となりました。

しかしながら、前年度からの繰越金と基金繰入金を差し引いた実質単年度収支では171,797,568円の歳入不足となります。

次に、議案第64号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額903,848,790円に対し、歳出総額899,523,250円で、歳入歳出差引額は4,325,540円の黒字となりました。

次に、議案第65号 平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

この貸し付け制度は、同和地区の住環境を向上させることを目的に、昭和48年度から同和対策事業特別措置法として制度化されたものであります。

なお、平成8年度をもってこの貸し付け制度は終了しており、現在はその貸付金の徴収及び起債の返済業務を行っているところであります。

平成25年度決算は、歳入総額3,807,028円に対して、歳出総額646,009円となっております。

次に、議案第66号 平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成25年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算の執行はありませんでした。

次に、議案第67号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額927,967,141円に対し、歳出総額883,876,115円で、歳入歳出差引額は44,091,026円の黒字となりました。

公共下水道事業につきましては、平成25年度末で整備面積343.9ヘクタール、処理区域人

口1万2,275人に対する接続人口は8,860人と、接続率72.2%となっております。

次に、議案第68号 平成25年度柳川市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

本決算は、地方公営企業法第30条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

財政面の収益的収支の決算額については、消費税込みの事業収益総額1,291,901,609円に対し、事業費用総額1,153,394,351円で、差し引き138,507,258円の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度純利益は128,970,629円となっております。

同収支の予算額と決算額とを比較しますと、事業収益総額では22,643,609円の収入増となり、事業費用総額では89,323,649円の不用額を生じました。

次に、資本的収支の決算額については、収入総額210,631,057円に対し、支出総額447,942,083円で、収入額が支出額に対し237,311,026円の不足となりましたが、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしております。

また、当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を合わせた474,106,093円を平成26年度へ繰り越しました。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認、御認定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第5～第8 議案第69号～議案第79号

議長（浦 博宣君）

次に、日程5・議案第69号から日程8・議案第79号までの11議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第69号及び議案第70号の補正予算案2議案及び議案第71号から議案第76号までの条例案6議案、その他3議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第69号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回、御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,235,138千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ31,609,548千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、1款・議会費では、議長公用車が購入後18年半を経過し、出張先で故障等が発生するなど業務に支障が生じていることから、今回、安全性と安定性を考慮し、その購入費5,000千円を増額補正しております。購入に当たっては、減税措置や今後の維持管理に当たっての

燃料費等を考慮してハイブリッドカーを購入する予定であります。

2 款 . 総務費は、800,937千円を増額補正しております。

内容としましては、減債基金及び財政調整基金への積立金や、ふるさと寄付金の寄附者への記念品代、柳川庁舎の耐震診断委託料、社会保障・税番号制度システム改修委託料、防犯灯設置補助金等を計上しております。

減債基金積立金につきましては、地方財政法第7条の規定に基づき、後年度における公債費に係る財政負担の軽減を図るため、平成25年度の決算剰余金の2分の1を積み立てるものであります。

また、ふるさと寄付金の寄附者に対する記念品代につきましては、寄附者の増加に伴い、お礼の記念品代が不足する見込みとなったことによるものであります。

3 款 . 民生費は、9,383千円を増額補正しております。

内容としましては、県の自殺対策緊急強化基金を活用して行う自殺対策の啓発費用、ふたば幼稚園が本年10月から幼稚園型の認定こども園に移行することに伴う運営費補助金、児童扶養手当法の改正に伴うシステム改修業務委託料等を計上しております。

4 款 . 衛生費では、地域住民の疾病予防や健康管理の向上を目指し、本市と連携して業務を運営している柳川山門医師会の会館建設費補助金3,000千円を増額補正しております。

6 款 . 農林水産業費では、108,638千円を増額補正しております。

内容としましては、市内水路に急速に分布拡大しているブラジルチドメグサの除去費用や、県の補助制度を活用して水路整備の進捗を図る農村環境整備事業、中島漁港の漁業団地内の物揚げ場堤防陸開門の整備費用などを計上しております。

なお、両開漁港機能保全事業については、来年度予定していた事業費の一部に対する県補助金が本年度予算で確保が可能になったことから事業の進捗を図るものであります。

7 款 . 商工費では、中小企業者等融資制度による1件の融資について、返済が滞ったことによる損失補償費171千円を増額補正しております。

8 款 . 土木費では、190,251千円を増額補正しております。

内容としましては、木造戸建て住宅の耐震改修工事に対する補助金、都市計画マスタープラン見直し検討業務委託料、契約事務規則の改正による前金払いの支払い率を10分の3以内から10分の4以内に引き上げたことに伴う住宅建設工事費などを計上しております。

なお、柳川駅周辺地区事業については、駅前広場の舗装工事や安全対策のため横断防止柵を設置するものであります。

また、公園費については、新外町の小野英二郎邸跡地の用地購入を行うものであります。

9 款 . 消防費では、18,720千円を増額補正しております。

内容としましては、消防団第1分団3部格納庫について、福岡県の沖端川河川激甚災害対策特別緊急工事により移転する必要が生じたことに伴う解体工事費及び消防団第10分団の格

納庫建設予定地の用地購入費であります。

なお、現在、消防団第1分団3部格納庫については、本年3月に閉鎖しました葬儀取扱所を活用しているところであります。

10款・教育費では、23,000千円を増額補正しております。

内容としましては、来年度に整備予定の小学校普通教室等への空調導入に係る設計業務委託料、藤吉校区コミュニティセンターにおいて地元協議により水害時でも対応できるように造成高を高くする必要が生じたことによる造成工事費等であります。

11款・災害復旧費では、76,038千円を増額補正しております。

今回の災害復旧費は、7月2日から5日にかけての豪雨により被害を受けました公共土木施設である道路の災害復旧及び7月2日から3日にかけての豪雨により被害を受けました農業用施設である水路の災害復旧のための経費を追加しております。

次に、歳入についての御説明を申し上げます。

まず、13款・国庫支出金では、社会保障・税番号制度システム整備補助金等45,632千円を増額補正しております。

14款・県支出金では、農業用施設災害復旧費等99,287千円を増額補正しております。

15款・財産収入では、積立基金利子8,041千円を増額補正しております。

16款・寄付金では、ふるさと寄付金33,597千円を増額補正しております。

17款・繰入金では、三橋地域振興基金繰入金7,000千円を増額補正しております。これは藤吉校区コミュニティセンター建設に係る造成工事費に活用することにしております。

18款・繰越金では、802,454千円を増額補正しております。

19款・諸収入では、消防団第1分団3部格納庫移転に伴う建物補償費等6,528千円を増額補正しております。

20款・市債では、両開漁港機能保全事業や公営住宅建設事業、柳川駅周辺地区事業など232,599千円を増額補正しております。

このほか、第2表 繰越明許費では、漁港機能保全事業費、中島漁港漁業団地整備事業費の2事業につきまして翌年度への予算繰り越しを行うものであります。

第3表 債務負担行為補正では、小・中学校用防犯カメラシステム借上料や歴史民俗資料館及び市民会館の指定管理料など6件について追加、または変更を行っております。

第4表 地方債補正では、小学校空調設置事業や両開漁港機能保全事業、公営住宅建設事業など9件について追加、または変更を行っております。

次に、議案第70号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正では、国庫負担金等の返還金や支援金などの額が確定したことに伴い、平成26年度予算について増額補正をしようとするものであります。

歳入については、平成25年度柳川市国民健康保険特別会計決算に伴う剰余金の確定と前期高齢者交付金等の額の確定に伴い、減額しようとするものであります。

また、歳出については、額の確定により、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、過年度国庫支出金等の返還金を追加する一方、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金を減額しようとするものであります。

なお、この補正予算の編成のため、不足する財源分を国民健康保険財政調整基金の繰り入れにより補填いたしております。

予算規模としましては、歳入歳出それぞれ117,111千円を追加し、補正後の予算総額を9,561,227千円とするものであります。

次に、議案第71号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、本市における特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。

特定教育・保育施設とは、新しい給付制度である施設型給付の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所といった施設のこと、条例により利用定員や運営、受給資格の確認などの事業者の従うべき運営に関する基準を定めるものであります。

また、特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業といった事業のこと、同じく利用定員や運営等、事業者の従うべき運営に関する基準を定めるものであります。

次に、議案第72号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により児童福祉法が改正され、施行されることに伴い、本市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業といった保育事業の中で、新しい給付制度である地域型保育給付の対象となる事業のこと、この条例に定める基準は利用定員や運営、受給資格の確認などの事業者の従うべき設備及び運営の基準となるものであり、事業者から認可申請があった場合の認可基準としての役割を持つものであります。

次に、議案第73号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によ

り児童福祉法が改正され、施行されることに伴い、本市における放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育に関する設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

次に、議案第74号 柳川市ホテルの誘致に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、一定の要件を満たす宿泊施設を市内に設置する事業者に対して必要な奨励措置を講じることで、ホテルの立地を促進し、市内の宿泊の利便性向上を図るとともに、産業の振興につなげることを目的に制定するものであります。

条例の主な内容を申し上げますと、一定の基準を満たしたホテル事業者への奨励措置として、10年間の固定資産税の課税免除措置、5年間の上下水道の使用料の減免措置、地元雇用に応じた雇用奨励金の交付、さらに、ホテル建築に要する経費の一部の補助などを規定しております。

なお、宿泊施設の適地として西鉄柳川駅前を想定し、条例の対象区域を柳川駅東部土地区画整理事業の区域内とし、期間も平成28年度までと短期間に設定することで短期集中的にホテル誘致に取り組むことにいたしております。

次に、議案第75号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、立地企業に対する奨励措置を拡大するとともに、奨励措置を受けるための指定の基準を緩和することで、市内への企業立地を促進し、また、既存の企業の市外への転出を防止することを目的に、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容を申し上げますと、指定の基準を満たした企業への奨励措置であります固定資産税の課税免除の期間の延長、新規雇用に対する雇用奨励金の増額に加え、新たに事業所の新設等に係る借入金に対する利子補給金を助成し、企業の本市への立地をさらに促進しようとするものでございます。また、奨励措置の対象につきましても、物件の所有要件を廃し、例えば、借地に工場等を立地する場合でも条例の対象となるように改正するものであります。加えて、実際の制度運用上、疑義が生じるような点についてを明文化するなど、条文の整備を図るものであります。

なお、今回の条例改正にあわせまして、既に根拠法が失効しております柳川市工場等誘致条例につきましても廃止することとしております。

次に、議案第76号 柳川市福祉事務所設置条例及び柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成26年4月に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により母子及び寡婦福祉法が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容を申し上げますと、柳川市福祉事務所設置条例及び柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例について法改正に伴う条文の整備を行うものであります。

次に、議案第77号 新市建設計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律において、合併特例債を起すことができる期間の特例が定められたことに伴い、新市建設計画の一部を変更しようとするものであります。

内容を申し上げますと、合併特例債の使用期間が5年間延長されたことから、計画期間及び財政計画を合併後10年間から15年間に変更するものであります。

また、ごみ処理施設及び火葬場をみやま市と共同で建設する財源として合併特例債を想定しておりますが、その活用に当たり新市建設計画に基づく必要があることから、広域でのごみ処理及び火葬処理等についての記述を追加するものであります。

次に、議案第78号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成26年3月4日、第1回定例会で議決をいただいた工事請負契約の締結についての一部に変更が生じたので、再度、議会の議決を求めるものであります。

内容を申し上げますと、両開漁港機能保全工事における工事延長の増加に伴い、契約の金額206,558,640円を246,051千円に増額変更するものであります。

次に、議案第79号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、筑後地域消防通信指令事務協議会規約を変更する必要が生じたため、同法第252条の6の規定において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第9 報告について

議長（浦 博宣君）

日程9．報告について。

報告第9号 平成25年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第9号 平成25年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した各比率について本市監査委員の審査を経ましたので、同法の規定に基づき議会に報告するものであります。

まず、同法第3条の規定による財政の健全化比率につきましては、平成25年度の決算をもとに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの比率を算

定するものでありますが、全ての比率において国が定めた早期健全化基準を下回っております。

次に、同法第22条の規定による平成25年度決算に基づく資金不足比率につきましては、公営企業である水道事業会計及び下水道事業特別会計のそれぞれの資金不足比率を報告するものでありますが、いずれも資金不足額がなく、国が定めた経営健全化基準を下回っております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（浦 博宣君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての御質問は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第10 請願について

議長（浦 博宣君）

日程10．請願について。

本定例会に受理いたしました請願は4件であります。

お諮りいたします。請願第18号については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第19号については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第20号については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本請願は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第21号については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本請願は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時2分 散会

平成26年 8 月28日（木曜日）

柳川市議会第4回定例会会議録

平成26年8月28日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	立 花 純	9番	荒 木 憲
10番	高 田 千壽輝	11番	諸 藤 哲 男
12番	太 田 武 文	13番	吉 田 勝 也
14番	山 田 奉 文	15番	矢ヶ部 広 巳
16番	緒 方 寿 光	17番	古 賀 澄 雄
18番	藤 丸 正 勝	19番	田 中 雅 美
20番	島 添 勝	21番	樽 見 哲 也
22番	伊 藤 法 博	23番	梅 崎 和 弘
24番	浦 博 宣		

2. 欠席議員

8番 河 村 好 浩

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	高	崎	祐	二
建	設	野	田		彰
産	業	安	藤	和	彦
教	育	石	橋	正	次
消	防	橋	本	祐	二 郎
人	事	平	田	敬	介
総	務	白	谷	通	孝
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	木	下		隆
健	康	樽	見	孝	則
福	祉	原		忠	昭
学	校	松	藤	敏	彦
生	涯	松	尾		強
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	松	永	泰	治
監	査	松	藤	博	明

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						池	末	勇	人

5 . 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 1 議案第60号 専決処分の承認について(専決第6号 平成26年度柳川市一

般会計補正予算（第3号）

- 2 議案第61号 専決処分の承認について（専決第7号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
- 3 議案第62号 平成25年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 4 議案第63号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 議案第64号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 議案第65号 平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 議案第66号 平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 議案第67号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 議案第68号 平成25年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 10 議案第69号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について
- 11 議案第70号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 12 議案第71号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 13 議案第72号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 14 議案第73号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 15 議案第74号 柳川市ホテルの誘致に関する条例の制定について
- 16 議案第75号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第76号 柳川市福祉事務所設置条例及び柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第77号 新市建設計画の変更について
- 19 議案第78号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について
- 20 議案第79号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（浦 博宣君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをのまないようお願いしておきます。

議案第60号 専決処分の承認について（専決第6号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第3号））

及び議案第61号 専決処分の承認について（専決第7号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

の2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第60号 専決処分の承認について（専決第6号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第3号））については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第61号 専決処分の承認について（専決第7号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

議案第62号 平成25年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

及び議案第68号 平成25年度柳川市水道事業会計決算の認定について

の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第62号 平成25年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、議会選出監査委員である吉田勝也議員を除く23名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本案は23名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員である吉田勝也議員を除く23名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました23名の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長を選出を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第63号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第64号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第65号 平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第66号 平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第67号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第68号 平成25年度柳川市水道会計決算の認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第69号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について及び議案第70号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第69号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第70号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第71号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第72号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第73号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

及び議案第74号 柳川市ホテルの誘致に関する条例の制定について

の以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第71号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第72号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第73号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第74号 柳川市ホテルの誘致に関する条例の制定については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第75号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第76号 柳川市福祉事務所設置条例及び柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

の2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第75号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第76号 柳川市福祉事務所設置条例及び柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第77号 新市建設計画の変更について

議案第78号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について

及び議案第79号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更について

の以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第77号 新市建設計画の変更については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第78号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第79号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時15分 散会

柳川市議会第4回定例会会議録

平成26年9月1日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	立 花 純	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	古 賀 澄 雄	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	浦 博 宣

2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	高	崎	祐	二
建	設	野	田		彰
産	業	安	藤	和	彦
経	済	石	橋	正	次
部	長	橋	本	祐	二
兼	大	平	田	敬	郎
和	庁	白	谷	通	介
庁	舎	桜	島	謙	孝
舎	長	島	添	守	治
長		木	下		男
長		樽	見	孝	隆
長		原		忠	則
長		松	藤	敏	昭
長		松	尾		彦
長		中	村	敬	強
長		成	清	博	二
長		松	永	泰	郎
長		松	藤	満	茂
長		大	淵	洋	治
長		田	尻	主	也
長					祐
長					範

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	人
						池	末	勇	

5 . 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	16番 緒方寿光	1. 「公共施設」の現状と今後の課題は (1) 「維持管理費」と市財政への影響は (2) 利用状況は (3) 市の今後の方針はいかに 2. 市教委等による「集団的自衛権反対の署名集め」を問う 3. 「柳川駅西口 整備計画」の現状は (1) 「交通計画」と「一般車送迎スペース」の再考は 4. 市政全般 (1) これまでの一般質問での回答は現時点でどうなったか	市長 市長・教育長 市長 "
2	3番 熊井三千代	1. がん検診強化について 2. 自主避難所、災害時避難へのペット同伴避難対策について	市長 "
3	23番 梅崎和弘	1. 佐賀空港へのオスプレイ配備計画と軍事利用についての市長の見解は 2. 市民アンケートによる市政への提言 (1) 国保税 滞納者数と滞納金額 滞納の主な要因は どのような病気が多いか (2) 介護保険 市民要望が通りやすい体制は (3) 信号の設置 設置の条件は 3. 道幅が狭く、消防車、救急車が通れない道路の改修 何カ所位解消されたのか 4. 子ども広場の充実について 市内に何カ所あるか 遊具等の設置状況は 5. 子どもの医療費無料化の拡大は	市長 " " " " "
4	4番 白谷義隆	1. 佐賀空港へのオスプレイ配備に対する市の対応 2. 幹線クリークの整備状況	市長 "

順位	質問者	質問事項	答弁者
5	22番 伊藤法博	1. 今後の柳川市財政計画について 標準財政規模の推移 H17年～H36年 etc. 2. 今後の事業の有り方について 今までの投資の実態について 今後の投資の選択と集中について	市長 "

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に、報告いたします。

8月28日の本会議において設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしておりますので、報告いたします。

委員長は藤丸正勝議員、副委員長に伊藤法博議員が決定いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

おはようございます。緒方寿光です。質問に入ります前に、まずはこのたび広島市の北部での大規模な土砂災害で亡くなられた方々に対し、心より御冥福をお祈りいたします。

それでは、早速、質問通告に従いまして、今期最後の一般質問を行います。

そして、私の質問は持ち時間は60分になっておりますので、執行部におかれましては、事前に直接、私の質問要旨を説明しておりますので、どうぞ簡潔明瞭な答弁を強く求めます。

また、議長の取り計らいをよろしく申し上げます。

今回の私の質問は、大きく4点であります。

1点目は、柳川市の公共施設の現状と今後の課題についての質問であります。

ずばりお聞きしますが、柳川市の現在の箱物、俗に言う箱物なんですが、約140施設と聞き及んでおりますが、建てかえや改修などで今後30年間、全部の施設を残した場合、年平均どれほどの予算が必要になるのか。さらに、この公共施設の維持管理が今後の市の財政へどのような影響を及ぼしていくのか。また、このことを受けて、今後、施設の見直しや統廃合など、市長みずから理解されて、今現在で理解されていると思いますが、もしこの統廃合等々を考えてあるとするならば、ぜひお示しをいただきたいと思っております。

次に、2点目の質問は、今回の柳川市教育委員会の市職員、幹部などによります集团的自衛権反対の署名集めに対する質問になります。

3点目の質問は、3月議会でも質問しましたが、柳川駅西口整備計画についての問題点及び提案です。

そして、最後の質問は、これまで4年間、議会におきまして毎回、一般質問を行ってまいりましたが、これまでの一般質問での市長及び執行部の回答についての対応、今現時点でどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

以上が今回の私の質問の概要になります。

そこで、まずは最初の質問の柳川市の公共施設の現状と課題に戻りますが、現時点でこの柳川市内にどれだけの公共施設があり、年間の維持管理費は総額幾らなのか、率直にお聞きをいたします。

これから先の具体的な質問につきましては、自席より一問一答で行います。まずは簡潔明瞭な答弁を求めます。

以上です。

財政課長（島添守男君）

まず、現在の柳川市の施設の数ですけれども、市民の皆様の利用に供している主な建築物だけで申し上げますと、文化交流施設が30、スポーツ・レクリエーション施設が9、ごみ処理施設が1、学校施設が72、学校給食共同調理場施設が3、市営住宅が15、庁舎などが5、合わせまして合計で135施設となります。

それから、その年間の維持管理費ということでございますけれども、平成25年度の地方財政状況調査における施設の管理費等の状況、これによりますと、年間で558,623千円ということになっております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

まずは、柳川市では俗に言う箱物と言われる施設が135施設に上るということでありまして。そして、この中には道路などは全く入っていないということでも理解しております。また、維持管理費、1年間に550,000千円ということなんです。

ところで、私自身は、普通建設事業、これは25年度の決算で、およそ770,000千円と記憶をしておるところでございますが、今後、柳川市は市民文化会館40億円で建設をすると、そしてまた、コミュニティセンターの残りの施設、これを5カ所、約6億円でしようか、さらに、みやま市と合同で新しいクリーンセンター、これは共同でおよそ50億円と、そしてまた、新火葬場の建設も予定されております。

そこで、質問しますが、現在のこの135の施設を建てかえや改修などで今後30年間、全部の施設を残した場合に年平均でおよそ幾らと試算をされてあるのか、お尋ねをいたします。

財政課長（島添守男君）

今後30年間で、先ほどの135施設のうち、築50年を超える施設を全て建てかえや改修をするとして、建築単価を仮に平米当たり300千円で積算いたしますと、概算で総額490億円となると見込まれます。これを30年間、毎年平均して実施したとすると、1年間に16億円ほど必要となります。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

ところで、今後、人口減少、そして高齢化が進むわけですが、現在、高齢化率、柳川市、これは26年3月末で29.1%となっております。そして、現在の柳川市の人口は、御存じのように毎年800人減少しております。現在、6万9,000人前後だと記憶をしていただいておりますが、今後30年間、30年間で一年一年、答弁は必要ございませんが、5年スパンごとに、この推定の試算の数字がわかれば、ぜひこの高齢化率、そして、人口減少の推移の数字、これを教えていただきたいと思っております。

財政課長（島添守男君）

国立社会保障・人口問題研究所というところが平成22年の国勢調査をもとに推計した数字がございます。これは30年後ということではなくて、2040年、今から言うと26年後までの5年スパンごとの人口を推計しているのをごさいますけれども、これによりますと、2040年の日本国全体の総人口が7割の自治体で、2010年、平成22年に比べまして2割以上減少するということを予測しております。

この推計によりますと、本市の人口なんですけれども、2020年が6万4,694人、2025年が6万1,095人、2030年が5万7,390人、2035年が5万3,683人、26年後の2040年が4万9,921人になるものというふうに予測しております。

この推計数値等から高齢化率等を推計も同様にしておりますけれども、これも同じように、平成22年の国勢調査をもとに推計してありますけれども、全国的に少子・高齢化が進みまして、2040年には65歳以上人口が40%を占める自治体が全国の半数近くになるということで、本市の場合は65歳の老年人口、これは2010年が1万9,165人、これが0.4%増加し1万9,234

人、対人口比にしますと38.5%となるものということで予測してあります。

以上です。

16番（緒方寿光君）

要は、一口でまとめますと、現実として、高齢化に伴って社会保障費の増大と、さらに人口減少などで税収も減少していくと。そして、結論として、インフラ整備に回る財政の、財政余力というんですか、これはますます厳しくなっていくというのが現実ではないかと考えております。

そこで、先ほど年間16億円、この予算が必要ということなんですが、今の現況を含めて、この必要な予算を見た場合に、このままでは財政は破綻するのではないかと私は思っておりますが、今後、柳川として、この施設等々の維持管理、改修、建てかえ、これについてどのような見解をお持ちであるのか、具体的に今お持ちであればお答えをいただきたいと思っております。

市長（金子健次君）

私のほうからお答えをさせていただきます。

公共施設等の老朽化対策につきましては、本市におきましても重要な課題の一つであります。公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進は、行財政改革の大きな柱の一つというふうに考えております。

国のほうでも人口減少等によります公共施設の利用状況の変化が予想されることを踏まえまして、公共施設等総合管理計画の策定の取り組みが叫ばれているところでもございます。

このため、本市でも、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるという認識のもと、公共施設の現状と課題の把握、長期的な視点に立った施設のあり方等につきまして、現段階で具体的な方針を申し上げることはできませんけれども、検討を行う必要があるというふうに認識をいたしているところでもございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

市長から御答弁いただきました。ありがとうございます。

要は、私が調べたところ、ことし4月に総務大臣から、先ほど市長から御答弁ありましたが、公共施設、これについては総合的に計画的な管理の推進をお願いしますというような文書が実は既に届いておりまして、財政課長の手元にも僕はあると思っておりますが、先ほど認識をしているということで市長から御答弁いただいたわけなんです。今後、公共施設、そして総合管理計画、こういう策定もすべきではないのかと私は考えております。実際、久留米市では白書もつくっておりますし、この策定も既に終わっております。柳川の場合は今後、建設ラッシュになるわけですので、当然のことながら、こういう策定はまさに今必要ではないかと考えておりますが、市長の見解を聞かせていただければと思っております。

市長（金子健次君）

私のほうからお答えさせていただきます。

久留米市のほうにつきましても見させていただいております。

繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたとおり、行財政改革の重要な一つの大きな柱というふうに考えております。また、長期的な視点からの財政負担の軽減、平準化の方策として、本市が抱えます公共施設の現状と課題の把握を行いながら、総合的かつ計画的な管理計画の策定を行うことが必要というふうに考えているところでございます。できるだけ速やかに計画の策定に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

速やかというのは、先ほどお話がありましたが、取り組みをしていきたいということなんです。何年度ぐらいにその策定を、今回この取り組みをやって、どの時期に策定を完了しようとしているのか、そこのお考えがあれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

財政課長（島添守男君）

久留米市のほうで、先ほどから上がっておりますけれども、今現在の施設の現状を把握した上で施設の白書というのをつくられたと。この段階まで本市としても行くべきではないかというふうには考えておりますが、個々の施設それぞれに今の現状を把握しまして、それぞれの施設が持つ課題、そういうのを把握していく必要がありますので、そこから始めるとしても、具体的にいつごろまでにとというのは今の段階でははっきり申し上げることができませんで、そこは御容赦いただきたいと思います。

以上です。

16番（緒方寿光君）

例えば、柳川市、これから市民文化会館の建設等々、いろいろ始まるわけなんです。要はこの少子化の中で、実際、今25校の小・中学校があるわけなんです。これを、それなら少子化の中でどう統合していくのかだとか、そういう議論はもう既に始めるべきではないんでしょうかね。この辺はどう考えてありますか。そういうことをやっぱり考えないといけないと思いますし、先ほど調査も当然なんですけどね。いかがでしょうか。

教育長（黒田一治君）

緒方議員の公共施設の統廃合といいますが、施設の合理的な運営という観点からだと受けとめておりますけれども、小・中学校の、いわゆる適正規模、こういった分については、私のほうでは、前年、前々年度、何年度かちょっとはっきりは申しませんが、もう既にこれについては審議会を設置し、ある一定の結果が出ております。その審議会の答申に沿った形で今進めておりますけれども、具体的なものではなくて、いわゆる今の規模で、学校の教育的、

いろんな配慮を考えながら学校教育を推進していくと、そういう立場にございます。具体的な統廃合等は今のところ考えておりません。

16番（緒方寿光君）

考えていないということなので、統合は進まないと思うんですけども、私は一言で言いますと、前回の質問で市民文化会館の件でも話しました。リフォームでもいいのではないが、そして、近隣の自治体との共同で運営するようなものをつくったらいかがかというような提案をしましたが、市長御自身は今の市民グラウンドに建設をするという結論を話されたわけでございます。

私自身は、これからどんどん厳しくなる中で、何でもかんでも箱物をつくる、つくるということではなくて、やはり一回きちっと検証をして、今後、年々どれぐらいの予算が施設を維持するのに必要なのかとか、改修、建設で、先ほど16億円という年間の数字も出ましたけど、それなら、それを今後どうやって捻出していくのかとか、その考えが当然あって、そういう建設事業に取り組まれているものと僕は認識をしていたんですが、実は、一言で言いますと、今からだとということでございます。

非常に私自身は残念に思っておるわけでございますが、やはりきちっとしたシミュレーションは30年間でびしっと、この1年、2年、5年、10年どうするのか、要はこの柳川に残る若い人たちのためにも、そこは真剣に考えていただきたいと思っておりますが、市長、何かございましたら答弁をお願いします。

市長（金子健次君）

私のほうから答弁いたします。

緒方議員のほうは、市民文化会館の建設につきましては、きょうはリニューアルというふうなお話をされましたけど、場所の問題については西鉄駅周辺がいいのではないかとということで、過去の議会の中では質問等もありました。この件につきましては、いろいろな形で、もう既に議会のほうで承知をしていただきまして、市民グラウンドの跡地を利用していくというふうに考えているところでございます。これにつきましても、現在、リニューアルということにつきましては、築40年経過をしておりますし、いろいろなバリアフリーの施し、駐車場の問題が一番大きなネックになっていまして、そういうことで、あそこに建設するということが既に柳川市議会においても了承いただいているということで理解していただきたいと思っております。

それから、広域行政の中で、ごみの焼却場を平成32年度までに、そしてまた、火葬場につきましても、みやま市と一緒にやって取り組むということで、効率的な建物というふうに私は思っているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

公共施設の管理計画等々の策定につきましては、私は早急に、この策定をこの場で要望したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、柳川市教育委員会の幹部職員などの集団的自衛権行使容認の閣議決定、これに反対する署名集めの問題について質問をいたします。

このことにつきましては、産経新聞、そして読売新聞のほうで大きく取り上げられておりましたが、実はこの件で、きょうの朝もそうなんですが、市民の皆さん、そして九州一円から、全国から私のほうに、本当に政治的な中立性を欠いた、それに欠けた、とんでもない問題ではないかという電話、メールが殺到しておりまして、そこで質問をさせていただくわけですが、まず事実確認をさせてください。

今回、本市の小・中学校25校のうち24校の校長が市教育委員会の課長級の幹部職員の依頼に応じ、そして、集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する反対署名を教職員から集めたという事実でございますが、ずばり、このことは事実でございますよね。

教育部長（石橋正次君）

今回のことにつきましては、7月2日に柳川市教育委員会事務局職員の一人が年休をとりまして、「閣議決定による「集団的自衛権の行使」容認に反対します 戦争を許さない署名」の協力を柳川市立の小・中学校24校の校長に個人的にお願いをしたというものでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

事実ということですよ。ですので、踏み込んで質問をいたしますが、今回の柳川市の教育委員会の課長級のこの幹部職員は、安倍内閣が閣議決定した翌日の7月2日、公休を取得して、柳川市の中学校6校と、そして、中山小学校を除く小学校の18校、合計24校、ここを訪問して、校長に署名を集めるように依頼したということを聞いておりますが、このことは事実でございますか。再度確認をさせてください。

教育部長（石橋正次君）

柳川市の職員が署名のお願いをしたという分につきましては、あくまで署名の趣旨に賛同し、個人的にお願いをしたいということ、それから、賛同する方がもしおられましたら署名をお願いしたいということで相談をされたと、協力をお願いしたいということをお聞きしているところです。

16番（緒方寿光君）

ところで、この幹部職員は公休をとられたということなんですが、いつ、どこで、どのような理由で、その公休を取得されたのでしょうか、お尋ねいたします。

教育部長（石橋正次君）

公休をとりましたのは7月2日当日でございますけれども、上司である私のほうに年次有給休暇請求書を提出しまして取得をしているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

先ほど事実として24校の学校を訪問して各校長に反対署名を依頼したということでしたが、もう少し具体的にお聞きしますが、その当日の活動内容、要は何時ごろどの学校を訪問して、どこで、どのような内容で、どなたに依頼をされたのか、24校の訪問が終わったのは大体何時ぐらいだったのか、そこをお聞かせいただけますか。

教育部長（石橋正次君）

詳細な内容については把握をしておりませんが、職員につきましては、年休を取得して、個人的に校長へ署名の協力をお願いをしたものでございます。

どれくらいといった、その期間につきましては、7月2日の一日で回ったということ聞いております。

16番（緒方寿光君）

その一日で回った調査はされていないんですか。そういう抽象的な御答弁でいいんでしょうかね。市長、いかがですか。

教育長（黒田一治君）

今、緒方議員の御質問は、職員がいつ、何時、どこどこ学校へ何時訪問して、どういった形で依頼をされたのかという御質問だろうと思うわけです。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

私どものほうで聞き取りしたところでは、そういった具体的に何時とかというところは把握いたしておりません。ただ、依頼の相手先については、依頼というか、署名協力をした相手方は校長さんと把握をいたしてあります。

以上です。

16番（緒方寿光君）

よくわかりませんが、やはり教育委員会のほうで、その幹部職員の方を口頭注意されたということであれば、当然のことながら、なぜそういう結論を出すのかという、事前にきちんとした具体的な調査はされるというのが僕は常識だと思っているんですけどね。それもなしに、単なるこうというようなことでいいんでしょうか。そういうことでいいんでしょうかね。

教育部長（石橋正次君）

職員につきましては、いつ、どこで、そういった部分のことについては聞き取りをしているところでございます。

また、今回の個人的に校長への署名の協力をお願いしたものににつきましては、特に、その

中では地方公務員法の第36条第2項第2号、これに規定をされております「署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。」、この条文につきましては抵触しているというふうには、今回、教育委員会のほうでは考えておらないところでございます。

しかしながら、教育委員会の事務局の職員が仕事で関係する小・中学校の校長にそういった協力のお願いをしたという点で、誤解を招く事態も生じることから、不適切であったということで、私、それから教育長のほうから口頭で注意をしたということになっております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

私は全くわからないんですけどね。何を言っているのか、抽象的でわかりません、正直なところ。

今回、回された署名の用紙の一部なんですが、こう書かれているんですよ。書かれてあったそうです。読み上げますが、「安倍政権は、2013年12月、多くの反対の声を無視して、憲法の三原則である「国民主権」や「基本的人権」を侵害する「特定秘密保護法」を強行採決・成立させました。さらに、もう一つの原則「平和主義」を規定した憲法9条をも空文化する「解釈改憲による集団的自衛権行使容認」へと踏み込もうとしています」という文面が載ってあったそうですね。それは事実ですよ。

教育部長（石橋正次君）

今、読み上げられたことに対しましては、「閣議決定による「集団的自衛権の行使」容認に反対します 戦争を許さない署名」につきましては、今、申し上げられたことが記載をされております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

この用紙ですね、今回、市の教育委員会の幹部職員が、要は市民団体、これは戦争を許さない福岡県民委員会というところで、サイトがあるわけなんです、そこからダウンロードして、先ほど僕が読み上げました政治色の強い文面で署名集めを依頼したということですよ。じゃないですか。それが事実じゃないんですか。もう一回確認しますけど。

教育部長（石橋正次君）

今、緒方議員のほうから政治色の強いというふうな発言がありましたけれども、今回の件につきましては、この職員の行為が地方公務員法の第36条第2項に抵触をするかどうかということでございます。これにつきましては、法の解釈や過去の実例等に照らし合わせて、それがどうなのかということをおもも判断しているわけでございます。

今回の場合は、署名の内容、これにつきましては、単に法律の制定自体に反対する目的を持ってされる署名でございますので、こういった署名につきましては地方公務員法第36条第2項に抵触しないというふうな過去の行政実例がございまして、このため、第36条第2項には

抵触しないというふうに考えているわけでございます。

しかしながら、確かに議員おっしゃったように、こういった行為は誤解を招きますので……（「聞いていませんのでね」と呼ぶ者あり）はい。

以上です。

16番（緒方寿光君）

聞いていることに答えてください。僕はそこまで、まだ聞いていないですよ。

今回、署名集めを行おうとした理由が、ここに新聞記事に書いてあるんですが、集団的自衛権行使に反対するサイトを偶然見つけ、署名集めに協力しようと思った。校長はいずれも顔見知りで、強制したわけではなく、あくまで個人的に協力を求めた。賛同する先生が署名するだけなので、問題はないと思った、そんなふうに語られているようですが、これは事実なんですか。

教育部長（石橋正次君）

新聞のほうにそう書かれてあったと思いますけれども、そういうふうに答えられたというふうにお聞きしております。

16番（緒方寿光君）

それが事実とするならば、私はこの本人が語っている理由が事実とするならば、市の課長級の幹部職員としては、余りにも地方公務員の幹部の認識として低過ぎるのではないですかね。余りにも物の考え方が幼稚じゃないんでしょうかね。

そこで、質問しますが、この理由を聞かれて市長はどのような見解をお持ちですか、お聞きします。

市長（金子健次君）

一連の今回の事案につきまして、市長としてどういうふうに考えているかということでございます。

閣議決定の集団的自衛権のことにつきましては、閣議決定されたということで、それについては自分の考えを持っておりますけれども、こういう中での考えについてはお答えはしないという考え方を持っております。そのことについては質問されておられませんので、答えませんが、今、部長のほうで申し上げましたように、法に触れないということであったとしても、やっぱり誤解を招くようなこの行動については適正ではなかったというふうに私は思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

適正ではないということなんですが、私自身は実は、この幹部職員の方が先ほどの幼稚な理由だけで 幼稚な理由と言ったら怒られますけど、そういう理由だけで署名を24校の学校を一日で訪問して校長に依頼したとは全く思えないんですよ。なぜか。個人的にというこ

とであれば、公教育の場である学校をわざわざ訪問されて校長に依頼することはないわけで、そして、一日に24校も一遍に訪問する必要もないわけじゃないですか、個人的にということであれば。そして、まして民間人ではなくて地方公務員の幹部の方でしょう。個人的な理由のみでここまで行動されるとは、私は常識では考えられないですね。そして、多くの市民からも、こういう意見があるんですよ。この理由をもって幹部職員の行動は異常ではないか、実は団体、または組織として署名活動に積極的に取り組もうとした意図があったのではないかと、そういう意見が市民から僕のほうに寄せられております。

そこで、再度お尋ねしますが、実は幹部職員の個人的な署名の依頼ではなくて、関係団体から、この幹部の職員に対して事前に何らかの働きかけがあったのではないかと、私は強くそう思っておりますが、この点、教育長、見解があればお願いします。

教育長（黒田一治君）

今、見解ということをちょっと議員からお話ございましたけれども、私どもは当該職員から話を聞いた中で、そういった事実はございませんで、あくまでも職員個人が今回の閣議決定に対する考え方、これを持っていて、それが戦争を許さない福岡県民委員会、こういった団体の趣旨に個人的に賛同し、そして今回の行動に移ったと、そういうぐあいに承知をいたしております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

私自身はこのことについては本当に多くの疑念が生じているわけございまして、そこで質問するわけですが、市としても、先ほどのこの点については、私は事実をしっかりと把握して、そして再度、実態調査を行うべきではないんですかね。と僕は思うんですけど、いかがですか。実態調査、再度されますか。

議長（浦 博宣君）

誰に指名しますか。

16番（緒方寿光君）続

どなたでも結構です。

教育部長（石橋正次君）

今の段階で、私どもの判断といたしましては、先ほど申し上げましたように、地方公務員法第36条第2項第2号に規定されている条文につきましては抵触をしていないというふうに判断をしているところでございます。そのため、今後の調査につきましては、今のところ考えておりません。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そういうことであれば、再度質問を踏み込んでいきますが、この幹部の職員は、今回の署

名の依頼時に、要はある校長に対して、教育長と教育部長にも実はこのことは承認をもらっているんだというようなことを言ってあったそうです。

教育長、そして教育部長、これは事実ですか。それぞれにお尋ねをいたします。

教育部長（石橋正次君）

そういった事実はございません。

以上です。

教育長（黒田一治君）

そういった事実はございません。

16番（緒方寿光君）

はっきり言いますけど、そういうことが事実ではないということであれば、この幹部職員の方が署名を集めてもらうために、はっきり言いますよ、虚偽の説明をしたということになるんでしょうかね。再度お尋ねします。

教育部長（石橋正次君）

そういった発言がされたのかどうかという部分につきましては、本人にも確認しましたけれども、そういった発言はしていないというふうに承っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そういう答弁であれば、そうしますと踏み込んで質問しますが、こう言われてある校長先生が虚偽の説明をされているということですか。としか思えませんが。

教育長（黒田一治君）

今回の職員の行為につきましては、法には抵触はいたしておりません。そういう判断のもとに今回の口頭注意ということでいたしておりますけれども、先ほど来、部長のほうからも説明をいたしましたとおり、教育委員会事務局、学校と密接な関係、お互い協力をし、教育の推進に取り組むべき立場でございます。そういった観点も踏まえ、学校現場への政治的中立の維持が確保できない、そういった危惧を与えると、そういった点で非常に不適切だということでございます。そういった観点で口頭注意いたしております。

あと、校長と職員との関係と申しますか、日ごろから仕事上で、いろいろな形で接触がございます。職員が学校をお訪ねし、趣旨に賛同できれば署名をお願いしたいという形で学校のほうへお伺いした際、校長は、ああ、これは教育委員会からの協力依頼だと受けとめた、要は誤解だと私は思っておりますが、そういったこともあり得るのかなと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、結論から言いますと、複数の校長先生が、教育長と教育部長にもこの反対署名については承認をもらっていますよというような発言が、そうすれば、どこから飛び出

すんですかね。実態調査すべきじゃないですか、もう少し踏み込んで。結局、誤解を招いているので、何かうやむやに、誰がやったのか、さっぱりわからないじゃないですか。そう思われませんか。公教育の場で。事実だけをお聞きします。

教育部長（石橋正次君）

先ほどから申し上げておりますとおり、職員の一人が個人的に学校訪問してお願いをしたということが事実でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

改めて私はこの点については事実の解明をぜひ要望するわけですが、市長、いかがでございましょうか。

市長（金子健次君）

考え方については、先ほど述べましたけれども、法律等につきまして抵触していないといたしましても、やっぱり誤解を招くような行動、休暇をとったとしても、その行動が、言った、言わないについては、本人が言っていないと、教育委員会のほうも、そういうことは了承していないと、教育長も部長も了承していないということの中において、言った、言わないということについては、教育委員会の調査研究については教育委員会がされると思いますけれども、私はこういうことがないような、今後、職員に対しても、誤解を招くような行動については、やっぱり慎むべきではなかったかというふうに、適切な行動ではないというふうに私は理解しております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

質問を変えます。

先ほどから口頭注意しましたというようなお話が何度も出てきているんですが、踏み込んで質問をしますけれども、今回、このような行動をされた幹部職員に対しての処分、この件についてなんです、実は地方公務員の中には服務規律の中に懲戒処分というのがあります。地方公務員として、市民全体の奉仕者たるにふさわしくない行動をされる、ましてや今回、政治的中立性に全く欠けた行動であります。

市民からも、これはメールで僕もいっぱいもらっているんですけど、何らかの処分があることは当然ではないかといった声が実はいっぱいありまして、私自身はもう一度事実を解明して、そして、きちんとした処分を検討されるのが、私はこの問題については筋ではないかと、そう強く思っているわけですが、改めてこの問題で首長としての責任をどのように考えてあるのか、再度、市長にお答えを求めます。

市長（金子健次君）

地方公務員法等につきましては、何回も論議されて、論争しておりますけれども、誤解を

招くような行動について、私は再度、教育委員会としても調査をすべきではないかというふうに私は思っております。そのことを踏まえて、きちんとした形のほうで明らかにすべきではないかというふうに思っておりますので、教育委員会のほうにも再度そのことを、誤解があったまま進むとするならば市民に対しても申しわけないというふうに思いますので、その点、明らかにするために私は再度お願いしたいというふうに思います。

以上です。

16番（緒方寿光君）

実態解明していただくという前向きな答弁であったと僕は聞き及んでいますので、ぜひ再度、事実解明をよろしく願います。誤解を解かなければ、僕はこの問題は前には一向に進まないと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

質問を続けます。

次に、柳川市教育委員会、今回、署名に協力した24人の校長に対して口頭注意をしたということであります。しかしながら、複数の校長先生方は、いや、明確な注意は受けていないですよという認識を持ってある方も多みたいなんですがね。

そこで、質問しますが、今回、校長への口頭注意を誰がいつ、どこで、どのような形で行われたのか、事実のみをお答えください。

教育部長（石橋正次君）

学校の先生の指導につきましては、教育公務員特例法の第18条に抵触しているとは考えていませんけれども、一部でそういった署名の紹介をしたり、職員に誤解や疑念を招いたということで、小学校と中学校の校長会で7月10日に首席指導員のほうから指導をしていただいたということがございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

質問を続けます。

次に、今回、産経新聞の調査によりますと、小・中学校24校のうち4校が、実は朝礼時などの明確に勤務時間内に署名を集められて、6校は昼休みの時間とか職員会議などで、ちょっと曖昧な部分があるんですけども、残りの14校は時間外ということを掲載されてありました。

そこで、この点での調査は柳川市教育委員会では当然のことながら行われてあると思いますが、調査された内容、その結果を再度聞かせていただけますか。事実のみで結構ですから。

教育部長（石橋正次君）

職務専念義務、この部分のどうかということであると思います。

その可能性については、今後、慎重に協議をしたいと思っておりますけれども、事実確認については、今現在、調査をしているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

僕は率直に言いますけど、口頭注意を各校長先生にされたんでしょう。そして、今さら、何ですか、今から調査をやりますとか、やっていますだとか、それは反対じゃないのかなど。調査を、やっぱりじっくり事実解明をして、最後に、あんた、ちょっと今回はこうですよというのが、いや、普通、一般的に常識じゃないですかね。いかがですか。甘いんじゃないですか。

教育部長（石橋正次君）

甘いというふうなお言葉もいただきましたけれども、現在、その部分につきましては、どういった形なのかというのは24校のほうに今調査をしているところでございます。

それと、学校の先生の部分の教育基本法等の部分につきましても、人事院規則の14 - 7の政治的行為に抵触するかどうかについては、人事院規則14 - 7の第5項の政治的目的の定義、これは1から8まで抵触する内容が記載をされております。これに照らし合わせた中で、今回の署名につきましては政治的な目的があるのかどうかという部分については、政治的な目的はないというふうにこちらとしては考えておりますので、つけ加えたいと思います。

以上です。

16番（緒方寿光君）

続けて質問します。

2校の校長先生方が今回の署名集めについて、はっきり言いますけど、教育公務員特例法に抵触するという認識があったというような回答をされている方がいらっしゃると思うんですが、この点で教育委員会としての、この点の、先生にはどういうことを今後考えてあるんですか、今現在。実際、要は校長先生みずからがこういう回答をされているということだと思っんですよ。いかがですか。

教育長（黒田一治君）

議員の2名の校長の件でございますが、その件については産経新聞の記事に記載されていることを今おっしゃっているかと思えます。

2名の方が誰かということは、今のところ、ここで特定する必要はないと思いますが、いわゆる教特法に違反しているという認識があったというのであれば、その時点で、その署名に対する協力を拒否すべきだったと考えております。

これも含めまして、いわゆる教育現場、教育公務員に対する市民の信頼を損ねるような、そういった行動は慎むべきだと考えておりますし、職員の服務規律の確保に向けて、今後、指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

続けます。

今回、この柳川市の公教育の現場で集められた署名は、実は戦争を許さない福岡県民委員会に提出されたと私自身は聞き及んでおりますが、いつ、誰が、どのような形で提出されたのか、お尋ねいたします。

教育部長（石橋正次君）

署名が提出されたかということでございます。

いつという確認は、ちょっと定かでないけれども、署名を個人的に集められた職員の方がここに郵便で送付をされたというふうにお聞きをしております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

いつというのは、わからないんですか。

教育部長（石橋正次君）

いつまでは、ちょっと確認をしておりません。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ぜひ確認していただきたいと思います。確認してください。

そして、ここに、ある校長OBからの意見が手元にあるんですが、これは私のほうに手紙で届いています。内容は、特に問題視すべきは、各校長のとった行動である。一般の教諭たちでも、勤務中に署名活動するのは教育公務員特例法で禁止されていることは周知のはずである。学校の最高責任者であるはずの校長が署名用紙を校内で回覧したり、業務連絡などを行う朝礼の時間内に協力を求めた行為は絶対に許されるものではないと、こういう手紙が校長のOBから届いていますけどね。

さらに続いているんですよ。柳川市教育委員会は、校長会で不適切として口頭で注意したとのことであるが、それだけで済むものだろうか。署名内容も、国家の安全保障に関するものだと肝に銘じてもらいたいと、つづっております。

私自身もこの校長OBの指摘と同じ考えであります。これまで事実を聞いてきたわけなんです。結論として、今回の学校現場での、特に時間内の署名集め、朝礼等々、多分、勤務時間内であると思うんですが、私は教育公務員特例法に抵触する可能性が極めて濃厚ではないかと考えるところですが、この点での市長、教育長の見解をお尋ねいたします。

教育長（黒田一治君）

議員お尋ねの勤務時間中における署名活動にかかわる行動だと思いますが、教特法ということ、いわゆる地公法上の職務専念義務に違反する可能性があるのではないかと、そういう御指摘だろうと思います。

通常の教育公務員として全力をもって全体の奉仕者として勤務に当たると、こういったこ

とが求められているわけでございます。今回のこの行動が果たして職務専念義務に当たるかどうかについては、関係部局とも協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

市長の見解がありましたら、ぜひ聞かせていただけませんか。

市長（金子健次君）

緒方議員が今読まれた分については、柳川市内の24小学校の校長から来た手紙ですか。（「いや、別の市の……」と呼ぶ者あり）それ、ちょっと確かめたいんですけど、今、何か、あたかも校長がそういうふうに言われたように言われたもんでですね。そういう手紙が実際来たのかどうかを確認しているんですけど。（発言する者あり）違うんですね。

16番（緒方寿光君）

校長OBからの手紙でございます。柳川市内ではなくて。

市長（金子健次君）

先ほど申し上げましたように、若干、調査の分について少し不足しているような感じが否めないんですけども、そういうことで、ぜひ教育委員会として、こういうことで新聞にも掲載されていますし、ニュースで出ておりますので、市民に対しては一向にですね、不信が出ているような感じがいたしますので、きちんとやっぱり調査をすべきで、教育委員会の見解を出すべきではないかという見解を私は持っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ずばり教育長にお尋ねしますが、この反対署名の問題が発覚した後に、教育委員会で当然のことながら、あらゆる会合を開かれたと思いますが、そこで質問しますが、どういう日時で、どんな議論がなされて、どういう委員会を開かれたのか、その内容を教えてもらえますか。

教育長（黒田一治君）

当該職員のほうから今回のことについて事情をお聞きいたしたところでございますが、それが7月7日、8日ですか、その時点で事実確認をいたしております。

そういった中で、先ほど来から議論になっております地公法、そして教特法、教特法に基づきます人事院規則等々の条例、規則、こういったところで照らし合わせを内部で行っております。

その結果、そういった公教育に対する信頼感を損なう、そういうおそれがありますので、その点については今後、指導をしてまいる必要がありますので、何らかの形で各現場、そちらのほうを指導していきたいと、そういった考えをその時点で持っておりました。

そしてまた、教育委員会のほうへも、これは教育委員会のほうへは8月に入ってから

ちょっとはっきり日にちがあれですが、教育委員会のほうへも報告をいたしたところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、当然、議事録があると思うんですが、それは公開していただけますか。

教育部長（石橋正次君）

公開することにつきましては可能であると思います。

16番（緒方寿光君）

ぜひこれは私、今回、この質問をさせていただいて、時間を長くとらせていただきましたけど、何となく実態説明が全然できていなくて、何か上滑りな議論になってしまっていると思うんですよね。やはり教育という最も大事な、公の教育の場ですので、何となく学校をそうやって利用して、個人的とはいえ、勝手ながら、そんなことを実はやっていいのかなと。それに、何か学校は使われているんじゃないですか。そう僕は感じてならないですよ。

ですから、抽象的に、誰がこう言った、わからない、こうこうと、いろいろ今まで話もありましたけど、やはり教育委員会は教育委員会の中で、具体的に実態説明をやっぴりやっぴいというぐらいの前向きな姿勢をぜひ聞かせていただきたいと思っているんですけどね。下村文科大臣も何か実態説明に乗り出すというような話も産経新聞の中でされていますけれども、どうなんですか。

教育部長（石橋正次君）

今、私たちの判断の中では、今回の署名については、教育公務員特例法、それから人事院規則の14 - 7、政治的行為に該当するののかという部分については抵触していないというふうに思っております。

しかしながら、議員言われるように、教育の中立性、そういった部分も含めて非常に大きな課題だと思いますので、そういった分については、今後、調査をやっていきたいというふうに考えます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

調査をやっていきたいと思えますではなくて、調査しなきゃいけないんじゃないですかね。いかがですか。

教育部長（石橋正次君）

議員おっしゃるように、調査をやっていきたいということです。

16番（緒方寿光君）

私自身は、済みません、まだまだ山のように質問があるんですけどね。持ち時間の60分、終わりますので、これで私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 1 分 休憩

午前11時11分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 2 順位、3 番熊井三千代議員の発言を許します。

3 番（熊井三千代君）（登壇）

改めまして、おはようございます。3 番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

がん検診強化についての質問でございます。

我が国のがんの現状は、厚生労働省人口動態統計によると、平成19年の年間死亡数は110万8,334人で、このうち33万6,468人、男性20万2,743人、女性13万3,725人の方ががんにより亡くなっています。このため、日本人の3人に1人ががんで死亡しているとも言われています。

今なお、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状を踏まえ、平成19年4月、がん対策基本法が施行されました。これにより厚生労働省は、国、地方公共団体、また、がん患者を含めた国民、医療従事者及びマスメディア等が一体となって、がん対策に取り組むことにより、がん患者を含めた国民ががんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会の実現を目指すことを最大の目標として、さまざまながん対策が講じられているところです。

本市においても、がん対策に重きを置き、早期発見、早期治療を推進するため、がん検診率向上に取り組んでこられております。

そこで、最近、罹患者が急増している前立腺がんの早期発見のため、血液検査、P S A 検査をがん検診に加えていただくことを要望いたします。

前立腺がんは、もともと欧米に多く、日本は米国の10分の1程度の罹患でしたが、高脂肪食など生活習慣の欧米化、社会の高齢化により、2006年の統計では罹患数は4万2,000人で、全男性がんの中で4位でした。しかし、2020年には罹患者数が肺がんに次いで2番目となり、死亡数も2000年の2.8倍になると予測されております。

前立腺がんは、初期には自覚症状がほとんどなく、排尿に関する自覚症状が出た段階でがんが発見された場合、かなり進行していることが多く、約50%の人が既にがん細胞が骨やリンパ節に転移していると言われております。

早期に発見すれば、ほとんどは根治可能で、治療の選択肢もふえます。市内の男性の生命

と健康維持のため、ぜひP S A検査を定期的ながん検診で実施していただきたいと要望いたします。

そこで、まずお伺いいたします。

本市の死因及び医療給付費の高い疾患ベストファイブをお聞かせください。できれば、国の推移もお聞かせください。

壇上からの質問はこれで終わり、2回目からの質問は自席より行いますので、よろしくお願いたします。

健康づくり課長（樽見孝則君）

健康づくり課から、本市の死因及び医療給付費の高い疾患ベストファイブ及び国の死因の推移についてお答えいたします。

平成23年の福岡県保健統計年報によりますと、本市の死因は1位ががん、2位が心疾患、3位が脳血管疾患、4位が肺炎、5位が不慮の事故となっております。

また、医療費の高い順では、平成25年度の国民健康保険医療費における疾患別診療費によりますと、1位が心臓疾患、脳血管疾患などの循環器系の疾患、2位が精神疾患、3位ががん、4位が交通事故などのけが、5位が胃潰瘍、肝炎などの消化器系の疾患といった順となっております。

また、国における死因の推移でございますが、男女別に平成21年から23年までの3カ年を見ますと、男性では3カ年とも1位ががん、2位が心疾患、3位が肺炎、4位が脳血管疾患、5位が不慮の事故となっております。また、女性では、これも3カ年とも1位ががん、2位が心疾患、3位が肺炎、4位が脳血管疾患、5位が老衰の順となっております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

本市の死因の1位はがんで、医療給付費の高い疾患は循環器疾患、精神疾患、そして、がんという順であるとお答えをいただきました。

私は医療費が死亡率に比例するとは思ってはいませんでしたけど、もう少しがんの医療給付費が高かったんじゃないかなと思っておりました。

今の答弁をお聞きしますと、循環器疾患と精神疾患の患者数が多いというふうに解釈していいんでしょうか。また、がんの医療給付費はだんだんふえているんでしょうか、どうなんでしょうか。補足のコメントがありましたら、お聞かせください。

健康づくり課長（樽見孝則君）

補足といいますか、国保の疾患別の診療費で、平成25年度のがんの診療費は24年度に比べますと19%ほど伸びております。

また、1人当たりの診療費を見ますと、がんに係る診療費が最も高額となっております。

す。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

やはりがんを発症することによって医療給付費は上がるということは間違いないようでございます。

では、質問を続けます。

本市のがん検診の現状をお聞かせください。

健康づくり課長（樽見孝則君）

本市のがん検診につきましては、今年度は胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの5つの検診を集団検診及び各医療機関での施設検診で実施しております。

また、平成25年度の受診率につきましては、胃がん検診が4.0%、肺がん検診が4.7%、大腸がん検診が9.3%、子宮がん検診が19%、乳がん検診が16.3%となっております。

ここ数年の受診率の推移について申し上げますと、大腸がん検診につきましては徐々に伸びてきております。ほかの検診につきましては、ほぼ横ばいの状態となっております。

これまで受診率向上のため、一定の年齢層の受診料を無料にする無料クーポン事業を行い、集団検診の会場数と回数をふやして受診誘導を図るなどの取り組みを実施してまいりました。今後も受診率向上に向けて、いろいろと取り組んでまいりたいと考えております。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

検診率は大腸がんだけが少し伸びているんですけれども、ほかの検診は下がってはいないけれども、ほぼ横ばいということですよ。

以前から検診率向上のためにいろいろ質問をしてきているんですけれども、内容の改善は図られているんですけれども、なかなか向上しないというのが、今からまだまだ考えていかなければいけないということですよ、やはりがんは早期発見しなければいけないと思いますので、今後とも検診率アップのための取り組みを進めていただきたいと思います。

国の統計では、先ほども述べましたように、前立腺がんの罹患率、死亡率は、ほかのがんより急増しております。本市では、がんを種類別に見たときに罹患率がふえているがんの種類をお聞かせください。

健康づくり課長（樽見孝則君）

国立がん研究センターによる昭和55年から平成19年までの統計によりますと、全国の部位別がん粗罹患率推移でございますが、昭和55年以降、男女ともにがんの罹患率が増加し続けております。男性は肺がん、大腸がん、前立腺がんの罹患率が増加し、女性は大腸がん、乳がん、肺がんの罹患率が増加しております。

しかし、これは全国の統計でございまして、本市につきましては、がんの部位別の罹患率のデータはございませんので、御了承願います。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

国のデータはあるけれども、本市のデータはないということなんですけど、非常に残念だと思います。

一応、国の統計上、上昇してきている疾患で前立腺がんは上昇してきている疾患でもありますし、注目し、対策を講じていく必要性は高いと思っております。

前立腺がんの早期発見、早期治療の開始のために、先ほどからも述べていますように、P S A 検査をがん検診に加えて、検査費用の一部助成を要望いたしますが、いかがでございましょうか。

健康づくり課長（樽見孝則君）

熊井議員のおっしゃるとおり、前立腺がんはP S A 検査の普及によりまして、早期発見、早期治療が可能になってきております。これは、医療費の削減にもつながるものと考えております。

本市でも、健康まつりの際、50歳以上の男性を対象に前立腺がん検診を実施しておりますけれども、今後、実施方法などを検討して、通常のがん検診のメニューに取り入れる方向で取り組んでまいりたいと考えております。

3番（熊井三千代君）

前向きな答弁をいただいて幸いです。近ごろ前立腺がんにかかったとかいう話をよく耳にするようになりました。早期だったから手術はしなくて放射線療法でよかったとか、そういうふうな話も聞くことが多いんですけども、前立腺がんは、先ほども述べたように、ほとんど自覚症状がありませんので、自主的に血液検査をしに病院に通院するという確率が物すごく低いんですね。でありますので、きっかけづくりとしても、やはり定期検診に入れていきたいと私は思って、きょう質問させていただきました。

健康まつりでも以前からやっていたというふうにお話がありましたから、本市においても、この前立腺がんに注目はしてくださっていたんだろうとは思んですけど、やはり定期検診にもう入れる時期が来ていると思います。

先ほど前向きに検討するという答弁をいただきました。検査方法ですけども、検査は特定健診を年1回、市民は受けているんですけども、そのときに必ず採血をします。そのときの採血の血液を使って検査をしていただきたいと思います。そうすることによって、特定健診の健診率も上がるのではないかと思いますけれども、検査方法について考えをお聞かせください。

健康づくり課長（樽見孝則君）

前立腺がん健診のP S A検査につきましては、血液検査でできますので、特定健診とあわせて受診勧奨を行うことで、それぞれの受診率の向上が図られると考えます。

今後、そのようなことも考慮しまして、具体的な実施方法などについて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

最近、市民の方から執行部の皆様の答弁に検討するが非常に多くなっているというふうにお聞きしたので、前向きに取り組むというふうにお聞きしまして、具体的な方法なども検討していくという前向きな答弁をいただきましたけど、さらに、P S A検査の実施に向けて、私は平成21年6月にも一度質問をしております。生命と健康を守り、医療給付費の軽減の面からも、ぜひこのP S A検査の早期施行を要望したいです。

先ほど課長のほうから前向きな取り組むという答弁をいただきましたので、実施時期を正確にお聞きしておきたいと思うので、来年度の実施に向けて準備していただきたいと強く要望いたしますが、市長のお考えをお聞かせください。

市長（金子健次君）

担当課長にしても、担当部長にしても、私にいたしましても、検討すると言った分は大体前向きの方でしていただきますので、大体、していないことはなかったと思います。今まで過去において、熊井議員の質問についても、十分また実施をしていったということで、実施についての明示については、きょうはいたしませんけど、そういう方向で進めてまいりたいというふうにお聞きしております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

急ピッチで進めていただけることだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この質問はこれで終わります。

次に、自主避難所、災害時避難所へのペット同伴避難対策についてお伺いいたします。

皆さん御存じのように、きょう9月1日は防災の日で、8月30日から9月5日までが防災週間になっています。

日本は、地震、津波はもとより、台風や集中豪雨など自然災害が多く、災害多発列島とも言われています。今、広島県で大雨による大規模な土砂災害で甚大な被害が発生し、幼いお子さんや小学生、また、救助に向かわれた消防団員も犠牲になる大惨事となっております。心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

福岡県でも、平成17年3月、最大震度6弱の福岡西方沖地震が起き、ここ数年間は集中豪

雨による浸水被害も多くなっております。本市でも、皆様、記憶が新しいかと思うんですけど、平成24年7月の堤防決壊による洪水が発生し、甚大な被害が発生しました。

異常気象が常態化しつつある中、いつ起こるかわからない自然災害に対して、日ごろから防災意識を持ち、災害に対処できる備えの重要性を皆さん実感してあると思います。

国においても、既存の災害対策を見直し、地域による生活者の多様な視点が反映された現実的かつ具体的な対策が今講じられております。

本市においても、国の動向を踏まえ、災害対策の見直しが随時行われていると思いますが、その中で、避難所運営マニュアルはできているのでしょうか、お尋ねいたします。

安全安心課長（田尻主範君）

避難所マニュアルはできているかという御質問ですけれども、避難所運営マニュアルは策定しております。

3番（熊井三千代君）

マニュアルがあるということですので、安心いたしました。

マニュアルは、内容は物すごく多くのものがかかれていと思うんですけども、ここでは全ての内容についてはお尋ねいたしません。今、関心度がふえている内容についてお尋ねいたしたいと思います。

その内容は、ペットの同行避難についてどのようにお考えでしょうか。

安全安心課長（田尻主範君）

災害が起きると、人間と同様にペットも生活の場所を失ってしまいます。東日本大震災では津波や原子力災害が発生しまして、自宅に取り残されたペットが放浪状態になった例が多数発生しておりました。

一方、ペットとともに避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方、あるいはアレルギーの方を含め、多くの避難者が共同生活を送るために、一緒に避難したペットの取り扱いについて苦慮される例も見られたところでございます。

3番（熊井三千代君）

苦労されているから、どうお考えになるのかなと聞きたいんですけど。

安全安心課長（田尻主範君）

特に、ペットで苦労された事例ございますので、ペットの避難につきましては、自主避難の場合と避難勧告や避難指示に伴う長期的な災害とに分けて考えていきたいというふうに考えております。

自主避難につきましては、集団となります避難所では、動物が苦手であったり、動物アレルギーの避難者にも配慮する必要がありますので、現在、台風時に開設しております自主避難所へのペットの持ち込みは御遠慮願っているところでございます。なぜかと申しますと、台風は前もって事前準備ができるため、例えば、ペットショップや動物病院に預けるとか、

お知り合いに相談するとかといった対応をお願いしているところでございます。幸いにも、これまで本市においては、避難所を開設した場合でも翌日には避難所を閉鎖できている状況でございます。

一方、大規模災害が発生した場合は、中・長期的な避難所生活が必要となった場合は、避難所にペットを同行するケースも必要になるかと思えます。この場合も、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しやすいことや動物アレルギーの方がいらっしゃる可能性もありますので、敷地内の雨風がしのげる屋外に専用スペースを設けて、ペットの世話、フードの確保、それから、飼育場所での管理は飼い主の責任のもとで行っていただくような考えになるかというふうに考えております。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

ペット避難所の現時点での市としての必要性とか、また、ペット同伴に関する内容が市のマニュアルの中にどう含まれているかというふうな内容をお聞きしたいなと思っておったんですけども、今答弁をいただいた中では、マニュアルの中にしっかり、ペット同伴に関するマニュアルは記載されているのではないかなというふうに感じました。必要性もわかっていただいているみたいで、内容が記載されていると思えます。

ひとつお聞きしたいんですけど、私が漏らしている部分もあるかもしれないんですけど、本市のマニュアルの中にペット同伴の対策が盛り込まれていると認識しましたけれども、もう少し内容をお聞かせください。

安全安心課長（田尻主範君）

避難所運営マニュアルのほうに記載されております内容につきまして、若干抜粋して申し上げますと、愛護動物の同行避難対策として、さまざまな人が生活する避難所内で人間とペットが共存していくために一定のルールを設けますことや日ごろからのペットのしつけの実践、それから、動物の健康管理、また、首輪に名札や身元がわかるものなどをつけるなど、社会のルールに従った管理などを住民の皆様の方へ普及啓発をすることなどが示されているところでございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

ペット同伴の避難所運営について質問しているんですけども、少なからずや、ペットよりも人間の避難のほうが先ではないかと思われる方もいらっしゃると思うんですけど、今、非常に早目の避難を促しても、ペットがいるために置いていけず、避難を拒まれるケースも少しずつ見受けられてきております。災害発生の可能性が高くなっている昨今、ペット同伴の避難所の設置、運営について検討する時期ではないかと思っております。

一応、マニュアルの中には記載されているようですけども、生きたマニュアルではない

ようなんですけど、いかがでしょうか。

安全安心課長（田尻主範君）

一応、環境省のほうから災害時におけるペットの救護対策ガイドラインが示されておりまして、福岡県や横浜市などの自治体では、昨年からはペット同伴避難訓練が行われているような状況でございます。今、やっと、やや各自治体のほうにも浸透しているような状況の段階でございますので、まだいろいろと課題等もございますけれども、各自治体とも検討されているような状況でございます。

3番（熊井三千代君）

各自治体も検討されているので、柳川市も今検討段階に入っているということでもいいでしょうか。

安全安心課長（田尻主範君）

柳川市におきましても、大勢の人が共同生活を送る避難所では、先ほども申し上げておりますけれども、ペットに関するトラブルが生じないように、ペットを連れていない避難者への配慮など、飼い主が、例えば、無駄吠えをしない、それから、ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらない、それから、人やほかの動物を怖がらないなど、しつけを常日ごろから備えていただくことや飼い主を含めた住民への意識の啓発、それから、ペット同行避難訓練など、こういったことを県や獣医師会など関係機関との連携を図りながら、柳川市におきましても今後、検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

3番（熊井三千代君）

具体的な取り組みとして、そういうふうなことをやっていく方向であるというふうに認識していいんですかね。

安全安心課長（田尻主範君）

今後、そういったことで検討していくということと考えておるところでございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

具体的な取り組みを開始していく、絵に描いた餅だけじゃなくて、具体的に実施できるような取り組みを検討していくというふうに答えていただいたと思います。

これはまだ検討段階であるので、なかなか答弁はできないと思うんですけれども、市民の方から1カ所でも同行できる避難所があればと望む声がありますけれども、いかがでしょうか。

安全安心課長（田尻主範君）

先ほども申し上げましたけれども、避難した場合は共同で生活されますので、先ほど言いました飼い主の方に事前にペットのしつけとか、そういったふうな状況を市民の意識の啓発、それからまた関係機関とも連携をとりながら、今後、避難所等も、同行避難訓練等も検討し

ながらいきたいというふうを考えておるところでございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

非常にいろいろ問題が多くて難しい案件だとは思いますが、やはり今求められつつある案件でありまして、今、家に動物を飼ってある家がすごくふえておりますので、少しずつ検討を始めていっていただきたいと思います。

避難所がそういうふうにはペット同伴避難所として役目を担うときには、先ほどもおっしゃいましたように、さまざまな生活環境のもとで生活されていた方々が共同の時間を過ごすこととなりますので、多くの問題が生じてくることは予測されております。行政は、動物救護対策も含めて、これからの問題に少しでも多く対応できるように、日ごろより地域のニーズに耳を傾けていただきたいと思います。

また、利用する側も、例えば、ペットのしつけを正しくし、地域と良好な信頼関係を構築していくことが大事だと思っております。飼い主の方へ、日ごろからしつけと心構えに対する周知の徹底に対する取り組みも、先ほど言っていたいただきましたけれども、重要なことだと思っております。

今後、本市においても、いざというときのために、実施可能な対策を講じていただきたいと申し上げて、質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、23番梅崎和弘議員の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）（登壇）

23番、日本共産党の梅崎です。今回で通算85回目の質問でございます。100回目の質問に向かってただいま頑張っております。今後ともよろしく御指導、御鞭撻をお願いいたします。

今回の市議会議員の選挙に対しまして、市民アンケートを行っております。その中で特に御意見、御要望が多かった項目を今回は取り上げておりますので、質問項目がふえております。どうかよろしく御答弁をお願いいたします。

まず、第1点目ですけれども、佐賀空港へのオスプレイ配備計画と軍事利用についての市長の見解をお尋ねいたします。

8月19日、佐賀空港へのオスプレイ配備、軍事利用に反対し、柳川市としての政府計画案

の撤回を求める要望書の提出につきましては、市長、副市長を初め、お忙しい中に対応していただきまして本当にありがとうございました。

要望書の内容は、5点ほどあります。

まず1点目は、防衛大臣に軍事利用、オスプレイ配備計画の撤回を要請してください。

2点目は、地元漁協との公害防止協定で軍事利用はしないという合意書に基づき佐賀県知事に誠実な対応をとるように要請すること。

3点目は、5年間に58件も事故を起こしております、米軍の資料でもわかっておりますこのオスプレイは大変危険な欠陥機であり、空港周辺住民の生活と命は危険にさらされることになります。

4点目は、柳川市と佐賀空港と合意書を交わしているのは、あくまでも民間空港の騒音、安全など運航に伴うものです。

5点目は、柳川市として市長を先頭に市民の命と暮らしを守る立場から行動を起こされることを要請します。

このことにつきまして、市長の見解を再度お聞かせください。

2点目は、国保税の問題です。

この国保税の問題は、毎回の市民アンケートの中で国保税の減額をしてほしい、こういう要求が一番多くありました。国民健康保険法は、第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と、このようにあります。

安倍政権は、都道府県ごとに医療費の上限を設け、厳しく抑え込む構えであり、国民健康保険の運営を市町村から都道府県に移し、サービスの抑制と一層の保険料の引き上げを狙っております。

そこで1点目は、滞納者数と滞納金額、それから、滞納者の平均所得額は幾らぐらいでしょうか。

2点目は、滞納になりました主な原因であります。

3点目は、どのような病気が柳川市では多いのかと、こういうことであります。

次は、介護保険の問題です。

安倍政権がことしになって強行したのが医療、介護制度の大改悪であります。介護保険では、160万人の要支援者から訪問介護と通所介護を取り上げるなど介護難民をふやそうとしております。介護保険料がA、B、Cの3段階に分かれた当時は、一番安いCグループに柳川市は入っていたと思います。ところが、今はBグループになっております。

そこで、このBグループになってから何年ぐらいになるのか、お尋ねいたします。

2点目は、Cグループになるための対策はどのようにとられておるのか。

以上2点をお尋ねいたします。

それから、信号機の設置条件の件であります。

この市民アンケートの中に信号機の設置要望が2カ所ほどあっております。市民の皆さんの安全、安心を守るという立場からお尋ねをいたします。

道路を渡るとき、危ない目に遭ったり、事故があったりしております。住民の皆さんが警察などに連絡をしてもどうも納得のいく説明がないのでどうしたらいいかということでございますけれども、信号を設置するかどうかの判断は公安委員会にあるのではないかと考えております。

そこで、市民の皆さんの日ごろの安全、安心を守るという立場に立ってお尋ねいたします。

設置箇所の場所は、まず昭代地区諸藤の新しく設置されます筑紫橋のところと警察通りであります江曲地区の四つ角のところですよ。

次は、歩道が狭く、消防車、救急車が通れない道路の改修についてであります。

このような道路は、いわゆる狭隘道路と呼ばれております。このことにつきましては、平成19年6月議会で最初に取り上げております。そのときの建設部長の答弁によりますと、平成19年3月1日現在、総延長が986キロメートル、その幅員が4メートル以上の道路が615キロメートル、幅員4メートル未満の道路が371キロメートル、仮に幅員2メートル以下の道路が消防車を初めとする自動車が通行できないという道路と仮定しますと、通行不能区間が延長にしまして75キロメートル、率にしますと7.6%になります。こういう答弁がっております。

市といたしましては、道路新設改良費、それから狭隘道路改良費などにより自動車通行不能区間の解消に向け、今後も努力していきたいと、こういう答弁がございましたけれども、その後、年間どれくらいの解消がなされたのか。

2点目は、解消されている道路はどこですかということです。

以上2点、お尋ねします。

それから、子ども広場の充実についてであります。

子供たちが親子で存分に走り回ったり、遊び、触れ合いのできる公園が市内にありますけれども、もう少し遊具の設置、または芝生化などが必要だと思っております。子育てプラスネット柳川の情報誌によりますと、親子で遊べる公園として柳城児童公園、有明地域観光物産公園、YOU・遊の森公園、むつごろうランド、立花いこいの森、根葉農村公園、明野農村公園、高畑公園が紹介されてあります。

そのほかにも各集落には農村公園があります。そこで、市内に何カ所のこのような公園があるのか、それと遊具の設置状況、また、修理、点検などがどのようにされているのか、お尋ねいたします。

最後になりますけれども、子供の医療費無料化の拡大についてであります。

子育て中の親にとって、子供が熱を出したり、けがをしたり、病院に駆け込んだ経験を皆

さんお持ちだと思います。私は今、男の孫3人と暮らしておりますけれども、いつ熱が出るかわからんというふうな状態が何回もあっております。そういう中で、アンケートの中には少子高齢化の時代、各家庭において子供の数が1人か2人の方が多く見られるんじゃないかと思っておりますけれども、やはり子供は欲しいけれども、将来の教育費のことなどを考えると不安であるということがあっております。

そこで、子供が病院にかかる回数、または就学前の子供の医療費の総額は幾らぐらいになるのか、以上2点をお尋ねします。

これで第1回目の質問を終わります。

市長（金子健次君）

先月の19日だったと思います。梅崎議員外1名の方で佐賀空港へのオスプレイの配備計画に対する要望書が提出をされました。それについて、私のほうから見解についてお答えをしたいと思います。

現在、本市上空が民間航空機の航路となっているため、佐賀県と有明佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書を締結しております。その中で、空港用途を変更するときは佐賀県と本市で協議することを明記しております。今回のケースは、この規定に該当するというふうに判断をいたしております。

佐賀県からは、武田防衛副大臣が古川佐賀県知事を表敬訪問されたときの交渉の議事録等につきましては7月29日に説明を受けましたが、その後、説明はあっておりません。

市民からは、オスプレイの安全性や騒音の問題、さらには風圧や事故時の油の流出などによるノリ養殖への影響などに対する不安の声や今回の佐賀空港への自衛隊やアメリカ軍のオスプレイ配備が空港用途を民間用空港から軍事基地化へと大きく方向転換するものではないかと懸念する声が上がっております。私自身も、そのような不安や懸念を抱いておるところでもございます。

柳川市は、水郷情緒あふれる静かで平和なまちであります。その上空をオスプレイが飛び交うことになれば、市民の平穏な生活に不安が生じ、また、環境への影響も懸念されるところでございます。

国の安全保障に対する自治体の役割や沖縄の基地負担軽減については十分理解をしておりますが、その一方で、市民の皆様が安全で安心できる環境を守ることも私の重要な責務であり、大変困惑をしているところでもございます。

このため、先月6日には石橋副市長をトップとした関係部課長8名で構成いたしますオスプレイ配備等に関する対策チームを立ち上げました。情報の収集や本市への影響分析等を行っているところでもございます。

また、今月3日の九州防衛局からの説明の際には、疑問や不安に思っていることにつきまして質問を行うことといたしております。

今後につきましては、まずは今月3日に九州防衛局からの説明を受けるとともに、防衛省と佐賀県などとの協議の動向を注視しながら、また、議会及び市民の皆様の意向を十分お聞きし、その上で柳川市としての方向性を検討していきたいと考えております。

以上です。

健康づくり課長（樽見孝則君）

梅崎議員の国保税の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の滞納者数と滞納金額でございますが、平成25年度の国民健康保険の滞納繰越決算期の滞納者数は1,700世帯で、滞納金額は461,620千円となっております。また現在、国民健康保険に加入されている滞納世帯の平均所得額は722千円となっております。

なお、この所得額には、会社等に勤められ、協会けんぽなどの被用者保険に加入されている家族の所得は含まれておりません。

2点目の滞納になった主な原因についての御質問でございますが、一概にこれといった原因を把握してはおりませんが、病気やリストラなどの生活困窮から税金を納められなくなったことが大きな原因の一つではないかと思われまます。また近年、景気回復の兆しが見られるものの、まだ地方まで景気回復の恩恵が浸透していないことも原因の一つではないかと考えております。

3点目のどのような病気が多いかの御質問でございますが、国民健康保険の平成25年度疾病分類による診療費の高い順に5位までをお答えいたしますと、1位が循環器系の疾患、2位が精神疾患、3位ががん、4位が交通事故などのけが、5位が消化器系の疾患の順となっております。

なお、糖尿病、高血圧性疾患、脳血管疾患、虚血性心疾患などの生活習慣病に関する疾病が全体の件数で申しますと39.5%、費用で35.7%を占めております。

以上でございます。

福祉課長（原 忠昭君）

それでは、介護保険についての1点目の介護保険料がBグループになってから何年になるかという御質問についてお答えいたします。

福岡県介護保険広域連合では、相互扶助の精神のもと、平成12年度の設立以来、全ての構成市町村で同一の保険料としていましたが、事業の経過とともに市町村間の給付水準に大きな差が生じるようになりました。この格差を緩和、是正することを目的として、平成17年度から高齢者1人当たりの給付費をもとに給付水準の高いほうから順にA、B、Cの3つのグループに分けて介護保険料を設定するというグループ別保険料が導入されました。

議員御指摘のとおり、平成17年度の導入時は、本市は保険料が低いCグループでありましたけれども、その後、1人当たりの給付費の増加に伴い、平成21年度からは保険料が中間的なところとなるBグループに属するようになりましたので、現在6年目となっております。

次に、2点目の御質問のCグループになるための対策についてお答えをいたします。

介護保険料の上昇を抑制するためには、要支援、要介護の認定者数をふやさないことが最も重要であると考えております。このため、65歳以上の高齢者の方を対象にできる限り要支援、要介護とならないよう運動による機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などを主な目的として介護予防事業に取り組んでおります。

具体的に申しますと、膝痛、腰痛の改善、転倒、骨折予防のための筋力アップ教室や嚥下機能の向上、認知症予防のために歌いながら体を動かしたり指先運動を取り入れた音楽教室などを開催するほか、給付費適正化事業や健康づくり事業などに取り組んでおります。

特に75歳以上の高齢者の3割が何らかの介護認定を受けてあるという現状から、早い段階からの介護予防事業等の取り組みが必要であると考えております。そのため、地域の皆様や関係機関との連携を図りながら、生活機能の維持、改善や自立生活の延長、社会参加の促進を目指しているところでございます。

以上です。

安全安心課長（田尻主範君）

昭代地区諸藤の新しく設置される筑紫橋のところと江曲地区の警察通りの2カ所に信号機の設置要望についてという御質問でございまして、議員がおっしゃいますとおり信号機の設置については、福岡県公安委員会のほうが判断するものでございます。

まず、昭代地区の筑紫橋の信号機設置につきましては、地元区長さんや地元の交通安全協会から要望が出されておりますが、柳川警察署交通課のほうにお尋ねしましたところ、要望箇所は県道と市道、河川堤防でございまして、との交差点であり、近隣には信号機が隣接している上に河川堤防の道路幅員の狭さから信号機の設置は難しいとのことでした。

また、次に県道本町新田大川線の江曲交差点につきましては、現在、県道側には3色の信号機、それから、市道側には2色の歩行者専用信号機、押しボタン式でございまして、が設置されております。

この交差点では、市道側について赤信号で停止している自動車等が安全にすれ違うための必要な道路幅員が確保できないため、3色の信号機の設置は難しいとのことであります。

両方とも設置できない大きな原因は、自動車等が安全にすれ違うための道路幅員が確保できないということでございます。

以上でございます。

建設課長（中村敬二郎君）

道幅が狭く、消防車、救急車が通れない道路の改修について年間どれくらい解消されているのかという質問にお答えいたします。

市道の路線としての拡幅については、道路新設改良費で対応しているところでございます。狭隘道路改良費につきましては、農地転用及び建築行為等に係る後退道路用地に関する要綱

により道路用地として柳川市に寄附されて市道として整備されるものであります。路線全体の整備となれば、この狭隘道路改良費についてはかなり長期間かかりますので、今回の答弁では道路新設改良事業についてお答えいたします。

平成19年6月議会の答弁では、梅崎議員がおっしゃいますとおり、市道延長986キロのうち幅員2メートル以下の市道が75キロあり、率にして7.6%と回答しているところでございます。これが26年4月1日現在では、市道延長1,005キロメートルのうち2メートル以下の市道が70キロあり、率にして7%です。7年間の間に2メートル以下の市道が5キロ改善されました。

また、道路新設改良費により拡幅された道路について、過去3年についてお答えいたします。

道路拡幅については、測量調査から用地買収、工事実施と複数年かかりますので、事業実施箇所と事業費、そのうちの整備済み路線数についてお答えいたします。

平成23年度は測量調査が9路線で約11,000千円、用地購入が11路線で約9,000千円、物件補償が4路線で約9,000千円、工事実施が28路線で約146,000千円となっております。このうち、4路線の整備が完了いたしました。延長にして約250メートルでございます。

24年度は測量調査が12路線で約10,000千円、用地購入が8路線で約11,000千円、物件補償が4路線で約7,000千円、工事実施が24路線で約132,000千円となっております。このうち、4路線の整備が完了いたしております。延長にして約440メートルです。

平成25年度は測量調査が20路線で約19,000千円、用地購入が16路線で約9,000千円、物件補償が4路線で約8,000千円、工事実施が28路線で149,000千円となっております。このうち7路線の整備が完了いたしました。延長にして約730メートルでございます。

次に、道路新設改良費により拡幅しようとしている市道はどこですかという質問でございますけれども、この拡幅しようとしている道路につきましては市内全域でございます。関係者の御理解と御協力がいただけたところから、事業効果等を考慮して予算の範囲内で市道の整備をいたしております。

先ほどの答弁で整備が完了した路線で申しますと、平成23年度に完了した路線が4路線ありますが、そのうち旧柳川市が1路線、旧大和町が1路線、旧三橋町が2路線でございます。

24年度に完了した路線が4路線ございますが、そのうち旧柳川市が2路線、旧大和町が1路線、旧三橋町が1路線です。

25年度に完了した路線が7路線ございますが、そのうち旧柳川市が2路線、旧大和町が2路線、旧三橋町が3路線となっております。

以上です。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

子ども広場の充実についてという中の1点目、市内に何カ所の公園があるのかについてお

答えいたします。

柳川市内でまちづくり課が管理いたしております公園は、柳城児童公園など一般公園が24カ所、七ツ家農村公園など農村公園が36カ所、そして、開発行為に伴います開発公園が39カ所ございます。

2点目の遊具の設置状況及び修理、点検についてお答えいたします。

遊具の設置状況といたしましては、一般公園では7カ所、農村公園には14カ所、開発公園は4カ所に設置してございます。遊具の種類といたしましては、ブランコ、滑り台、シーソー、スプリング遊具、鉄棒、総合遊具などございます。

また、修理、点検などについてでございますけれども、遊具による事故を未然に防止するため、公園施設製品安全管理士の認定証を持っている業者に年2回遊具の保守点検業務を委託し、実施しております。また、職員による点検も毎月行っております。

これらの点検で補修等の緊急度のランクづけを行い、修理を計画的に実施しているところでございます。

まちづくり課としましては、今後も点検、修理を実施し、子供が安全で安心して遊べるように維持管理してまいりたいと考えております。

以上です。

健康づくり課長（樽見孝則君）

梅崎議員の子供の医療費に関する御質問にお答えいたします。

まず、1点目の就学前の子供が病院にかかる回数でございますが、平成25年度乳幼児医療費支給事業費の実績で申し上げますと、医科が4万1,114件、歯科が3,641件で合計4万4,755件でございます。就学前の子供の人数が3,499人でございますので、これで割りますと子供1人当たりの病院の受診回数は年間約13回となっております。

2点目の就学前の子供の医療費の総額についてでございますが、柳川市の平成25年度乳幼児医療費支弁額は125,350千円となっております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

どうも1回目の質問に対する御答弁、まことにありがとうございました。

それでは、2回目の質問になりますけれども、対策チームのリーダーであります副市長にお尋ねいたします。

今、佐賀空港には1日最大20便の航空機と貨物便が発着しているが、全便が柳川上空を通過していると言われております。この飛行ルートについてどのような検討をされるのか、お尋ねいたします。

それから、各地でオスプレイの飛行訓練がされております。その各地でのオスプレイの騒音について、わかりましたら御答弁をお願いいたします。

副市長（石橋義浩君）

ただいま飛行ルートと騒音についての検討状況についてお尋ねがありました。

現在までの情報では、オスプレイの飛行ルート及び騒音がどのようになっているかわかりません。これらのことにつきましては、市民生活に直接影響する重要な問題であると考えております。このため、飛行ルート、騒音ともに今月3日、あさってでございますけれども、九州防衛局からお見えになりますので、その際、説明のときにしっかりそこも聞いていきたいと思っております。その上で、今後の対策について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

この飛行ルート、また、騒音については、あさっての会談のときに詳しく聞きたいということでございますね。

じゃ、私たちがなぜオスプレイが佐賀空港に配備されるのに反対するのかということに對しまして、大きく3点ほどあります。

1点目は、このオスプレイは風速40メートルの爆風、それから、低周波によるパニック障害、長期記憶の低下、イライラ感の増大など身体への大きな障害を与えると、このように言われております。

2点目が爆風による農業ハウスの倒壊の不安、また、ノリ養殖では離着陸に台風並みの、先ほど言いましたように40メートルの爆風によるノリ網や支柱が倒される危険があるということでございます。

3点目が、安倍政権は佐賀空港に自衛隊のオスプレイ17基と陸上自衛隊目達原駐屯地のヘリ部隊50基を配備し、800人余りの自衛隊を常駐させ、その上、米海兵隊のオスプレイを常駐させると、このようにお聞きしておりますけれども、このようになれば佐賀空港が巨大な軍事基地になるのではないかと、こういうことが十分に考えられると思っておりますけれども、これにつきましては市長の見解をお聞きしますが、済みません、続けて質問します。

いわゆる8月25日、小野寺防衛相は佐賀県の古川知事と県庁内で会談をし、佐賀空港をアメリカ海兵隊のオスプレイの本土での訓練拠点にするという考えを示しております。さらに陸上自衛隊のオスプレイ配備とあわせ、同空港を日米の一大拠点にする計画であると、こういうこともお聞きしておるわけでございます。また、そのほかにも今後の状況ではどんな問題が出てくるかわかりません。

市長は、飛行ルートやその頻度、また、安全対策が不明な段階では賛否は言えないということですが、今度の計画について、私としましては絶対反対の立場で頑張ってもらいたいと、このように思いますが、これにつきましては市長よかったですら御見解をお願いいたします。

市長（金子健次君）

言うまでもなく、市長として柳川市民の安全、安心を基本に今後の対応をしていかなければならないというふうに思っております。そのためにも、先ほど申し上げましたとおり、まずは今月3日、あさって、九州防衛局からの説明を受けるとともに、防衛省と佐賀県などとの協議の動向を注視しながら、また、議会及び市民の皆様の意向を十分お聞きした上で柳川市としての方向性を検討していきたいというふうに考えております。

今、議員が言われるようにノリ養殖へどういう形で影響するのか、今、ハウスのことについても爆風等で影響するんじゃないかという懸念をしておられます。土曜日の花火大会でも、有明海花火フェスタで8時過ぎに15分間、佐賀空港をただいまから飛びますからということで、そのルートに入っておりまして中断されました。実際はそういう低空ではなかったんですけども、そういうことがたびたびあるのかというふうに私も思っておりまして、十分いろんなことを3日の日に尋ねたいというふうに思っているところでございます。

そういうことを検討した結果、柳川市としての考え方を申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

国の方針、また、佐賀県の動きがはっきりしていない状況の中では、市長としましてはこの答弁で仕方がないんじゃないかなというふうに思います。私も微力ではありますが、柳川市民の安全、安心のために取り組んでいきたいなと思っております。

オスプレイに関しましては、以上で終わります。

2点目の国保税についてでございます。

再確認しますが、平均所得額は722千円と御答弁がっておりますけれども、これは夫婦2人とか、個人1人の方の所得でしょうか。

それから、滞納者数、滞納額は年々ふえてきているのか、これについてわかれば御答弁をお願いします。

健康づくり課長（樽見孝則君）

まず、平均所得額でございますが、これはその世帯の所得でございますが、これには会社勤めとかされてある方の所得は含まれていないということでございます。

それと、滞納繰越額については減ってきております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

柳川の場合、病気が多い順として循環器系統から精神科、がんの問題、交通事故、消化器系の病気が多いということですが、こういう中において、やはり市民の健康づくりへの意識を高めるために平成22年、健康づくりの組織づくりとしまして、市民リーダーの組織

をつくり、生活習慣病、食生活、運動などの健康講座を受講していただき、市と一緒に地域の健康づくりを担っていただきたい、こういうふうな答弁が前にあっておりました。

この市民リーダー、現状はどうなっているのか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（樽見孝則君）

本市におきましては、平成22年度から健康づくり推進事業といたしまして健康づくりをすすめる人づくり講座を開催しております。この講座は、心身の健康増進に関する啓発を行うことで市民に健康づくりを実行していただくことを目的としております。

平成25年度は、食生活改善推進会、地域婦人会、体育協会など市内の団体及び一般公募での参加を呼びかけまして、43名の参加がっております。

講座では、生活習慣病やメタボリックシンドロームの講話や運動の実技などのメニューを実施しております。

なお、平成22年度から平成25年度までの講座修了者は延べ154名、修了者の方には毎年10月に開催しております健康まつりや健康増進月間での健康づくりの啓発活動に御協力いただいております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

この市民リーダーは、やはり市民にとっては身近な組織じゃないかなと思います。そこで、今後とも市民リーダーにつきましては、充実した組織になるように頑張っていただきたいと思っております。

それから、保険には国保を初め、政管健保、組合健保、共済がありますけれども、国保の世帯には、最も低い所得にもかかわらず最も高い保険料になっていると思いますが、この国保財政の安定化を図るために一般会計や基金からの繰り入れをすべきではないかと。

先ほど滞納金額が4億円近くあるし、滞納者が1,700人と、このように御答弁がっております。やはりこういうことを考えますと、以前から私申し上げておりますけれども、一般会計や基金からの繰り入れをすべきだと思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

健康づくり課長（樽見孝則君）

現在、一般会計から繰り入れをしておりますのは、国民健康保険法第72条で定められた低所得者の保険料軽減に対する保険基盤安定分と保険者への支援分、また、一般財源化されている職員給与分、事務費分、出産育児一時金分、国民健康保険財政安定化支援分などがございます。

法定外の一般会計からの繰り入れにつきましては、市税等を財源とすることになりますので、それを国保の特別会計に回すこととなりますと、国保以外の方につきましては他の社会保険等に加入され、保険料を支払われておりますので、二重に負担する形となります。したがって、国保以外の市民の方の理解が得られないのではないかと考えております。

また、基金からの繰り入れにつきましては、これまで歳出に対して歳入が不足する場合に積み立てていた財政調整基金からの繰り入れをしてまいりました。平成25年度も財政調整基金から70,000千円を繰り入れたことによりまして、25年度末の基金残高は461,329千円ほどとなっております。

現時点での法定外の一般会計からの繰り入れ等についての考えは以上のとおりでございます。

23番（梅崎和弘君）

会社員の方や公務員の方も退職されたら国保に入ることになるわけでありまして。先ほどの答弁ですけれども、一般会計からの繰り入れは二重に負担をしなければならないとか、市民の理解が得られないということですが、全国では7割以上の市町村が法定外繰り入れを行っている、このようにお聞きしておりますけれども、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思いますが、これにつきましては市長どうでしょうか。

市長（金子健次君）

一般質問のたびにこの質問が出ております。重複負担という形で、私も答弁は一般会計からの繰り入れをしないというふうに言ってきました。

全国の自治体の中で7割というふうに言われましたけれども、近隣では大牟田市、久留米市、筑後市、大川市、みやま市も実施しない自治体、要するに3割の中に入っておりますので、もう少し私は頑張ってみようというふうに思っております。

税率そのものも限度額以外は上げておりませんので、そういうことで基金が今4億円くらいありますけれども、もう少し頑張って医療費削減等に全力を注いでまいりたいというふうを考えておりますので、今のところ、まだ一般財源からの繰り入れについては考えておりません。

23番（梅崎和弘君）

実施していないところが3割くらいあって、3割のところに合わせてるんじゃなくて、やはり一般会計から繰り入れを行って国保の安定運営をしていただきたいと思っております。

次に、介護保険ですけれども、要支援者の方がヘルパーによる家事仕事の時間が大幅に減らされた、削られたということですね。こういうことで非常に困っているというふうな相談がっております。

このような相談事といいますか、こういう相談があったらすぐ、市のほうはどげんしょっとかいとか、どういうふうになっていきますかというふうにすぐに相談ができるわけですけれども、広域連合だったら支部の組織に聞かにかいかんとか、本部のほうの意見を聞かにかいかんとか、いろんな歯どめといいますか、何かあるんじゃないかなと思っております。スムーズにいかんですね。

それよりもっと、市民の方から相談があったらすぐに相談事が解決できるような、相談で

きるような体制が必要ではないかと思えますけれども、これについてはいかがでしょうか。

福祉課長（原 忠昭君）

相談事が通りやすい体制についてお尋ねでございます。

高齢者の方に対する相談等につきましては、市の福祉課及び地域包括支援センター、あるいは相談案件によっては三橋庁舎に設置されております介護保険支部を相談窓口としながら、広域連合本部につなぐという方法で現在対応をいたしております。

今後とも、市と介護保険支部、連合本部が連携して市民からの相談にスピーディーに、そして的確に対処していけるよう連携を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

制度が変わるたびにヘルパーさんの時間が短くなっております。2時間でも足りないところから1時間半になり、1時間半がまた45分間に削られております。いわゆる要支援1、2などの軽度者から医療から介護へ、また、施設から在宅への流れを強めているんじゃないかと思われましても、いわゆる安上がりの体制づくりになってきているのではないかと思います。

そこで、要支援1の方、または2の方は柳川市関係で何名くらいおられますか。また、要支援1から要介護5までの認定者の総合計ですね、これは何名くらいおられるのか、お尋ねいたします。

福祉課長（原 忠昭君）

それでは、本年3月末現在での65歳以上の高齢者の要支援、要介護の認定状況についてお答えをいたします。

要支援1が511人、要支援2が479人で、要支援の認定者数は計990人となっております。

次に、要介護1が818人、要介護2が476人、要介護3が439人、要介護4が515人、要介護5が276人で、要介護の認定者数は計2,524人となっており、これら要支援、要介護の認定者数を合わせますと3,514人となっております。

このように、65歳以上の高齢者のうち17.3%が要支援、あるいは要介護という何らかの介護認定を受けられている状況となっております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

この介護保険は、広域連合という立場からいろんな制約があるんじゃないかと思えますけれども、やはり市民の方たちが介護保険があるから安心してかかれるなというような組織体制にしてもらいたいと思うわけであります。

そこで、よければ支部長であります市長の御意見がありましたらお聞かせください。

市長（金子健次君）

それでは、私のほうから答弁させていただきます。

厚生労働省におきましては、団塊の世代、私たちの年代になりますけれども、75歳となる2025年、平成37年をめどに高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のもと、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように地域の包括的な支援サービス提供体制であります地域包括ケアシステムの構築を推進しておるところでもございます。

このような地域包括ケアシステムの構築を初め、高齢者の方がいつでも安心して生き生きとした暮らしをできるように各種事業をより一層推進しなければなりません。高齢者の皆さんにとってよりよい介護保険制度になりますように、支部長としても広域連合本部に提言してまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げまして、私の答弁いたします。

23番（梅崎和弘君）

じゃ、続きまして信号の設置条件についてお尋ねいたします。

筑紫橋のところは、堤防があって幅員が狭いということはある程度理解ができます。また、この件については平成26年に地元から設置要望が出されておりまして、何とかならんかという相談がありますけれども、こういうことについても地元の皆さん方にも十分な説明をしていただきたいと思います。

それから、江曲のところの信号機設置、これは交差点を改良すれば設置可能になるような答弁だと思いますけれども、いわゆる交差点のところを改良するというふうになれば、どのような手続というか、予算的裏づけが必要なのか、お尋ねいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

江曲のところの信号機設置について、道路問題ですので建設課のほうからお答えいたします。

現在、現地は歩行者用の押しボタンの信号が設置してあるところでございます。車両用の信号機設置をするためには道路幅員が約1メートル程度不足であるということで、数年前に関係する地権者と現地で立ち会いを行いました。しかし、道路幅員に必要な土地は駐車場で現在利用されていて、道路として提供できる余裕がなく、地権者の協力が得られない状況でございます。

道路拡幅については地権者の協力が必要であり、道路拡幅は現在のところできない状況でございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

この信号の設置条件につきましては、やはりあそこで事故は何回も起きておるばいという

ふうなお話も聞きます。何とかしてといいますか、ぜひ地域の住民の皆さんの本当に切実な願いだろうと思います。どうか予算的裏づけといいますか、もっと交渉を大いにやっていただきまして、ぜひ信号機の設置をお願いしたいと、このように思います。

何かありましたら御答弁をお願いしたいと思います。

建設課長（中村敬二郎君）

先ほども申し上げましたとおり、現在駐車場で使っておりますし、その駐車場を別のところに移すということになれば、その使用者の利便性が非常に悪くなりますので、現在そういうことができない状況でございますので、現在のところはちょっと不可能かと思っております。

家屋の建てかえとか地形の状況が変化すれば、どうか理解が得られれば、交差点の改良は可能かと思っております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

わかりました。

続きまして、道幅が狭くて消防車、救急車が通れない道路の改修についてですけれども、道路新設改良費、それから狭隘道路改良費の予算は年々増額をされているのかどうか、お尋ねします。

建設課長（中村敬二郎君）

道路新設改良費、狭隘道路改良費の予算について、過去3年の当初予算についてお答えいたします。

平成24年度は、道路新設改良費210,443千円、狭隘道路改良費13,318千円となっております。

25年度は骨格予算でございましたので、肉づけ後の予算でお答えいたしたいと思っております。

道路新設改良費が225,000千円、狭隘道路改良費が13,318千円、道路新設改良費が若干の増額を見ております。

平成26年度は、道路新設改良費221,300千円、狭隘道路改良費15,318千円となっております。狭隘道路改良費が若干増額になっております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

この八ツ家地区の道路につきましては、何名かの議員さんもこの問題は取り上げてこられました。また、市長におかれましては、このことについては何回も交渉に行っていたということをお聞きしております。

この場所の工事が進まない理由といいますか、何かあるわけでしょうか。わかっておたら御答弁をお願いします。

建設課長（中村敬二郎君）

昭代の八ツ家地区の道路問題については過去の議会でもお答えいたしました。地権者の協力がいただけないのが道路整備に着手できない理由でございます。地元の中に感情的な部分もありまして、市長も十数回会っていただきましたが、用地取得に対してなかなか同意がいただけない状況でございます。

その後、代理人を立てられましたので、その代理人とも数回交渉を重ねましたけれども、合意に至っていない状況でございます。

地権者の協力がいただけたら、道路の整備に着手いたしたいと考えておるところでございます。梅崎議員の御協力もよろしくお願ひしたいと思います。

23番（梅崎和弘君）

わかりました。私でできることなら大いに協力させていただきます。

ここは救急車が来たばってん、先さん行かれんけんがら、バックしてまた行かにゃいかんやったというふうなこともお聞きしましたし、救急車が来たとき、命にかかわる問題だから何とかして改良してほしいというふうな御要望もあっておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

それから、子ども広場の充実についてでございますけれども、子供たちが安全、安心して遊べるように、毎月100カ所近く遊具の点検をされているということにつきましては私は知らなかったわけですが、本当に感謝を申し上げたいと思います。

子供は、遊びの中からいろんなことを学んでいくと言われております。佐賀のシチメンソウがある公園、それから大牟田の諏訪公園、立派な公園ですけれども、このような公園などを参考にして、ぜひ予算の確保を図って今後とも取り組んでいただきたいというふうにお願ひをいたします。

それから、最後ですけれども、福岡県の医療制度は通院、入院とも就学前までは所得制限による一部負担もありますが、東京都、群馬県、鳥取県などは入院、通院とも15歳年度末まで対象となっております。多くの自治体が都道府県の制度に上乘せする形で子供の医療費の助成を行っております。柳川市の場合、今回、中学生まで入院の無料化をされたことは大いに評価できるんじゃないかと思っております。

そういう中におきまして、市長の政策の中に「子育て福祉のまち柳川 子供はまちの宝、子育てするなら柳川」とありますけれども、今後の子供の医療費の拡大についてどのようにお考えなのか、市長の御見解をお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

梅崎議員がおっしゃいます子供の医療費助成は、福岡県では乳幼児医療費助成として就学前までの外来、入院について県の補助対象になっているところでもございます。これに市町村が独自に上乘せ補助をすることで、市町村ごとに補助の対象や内容が異なるケースがふえております。

本市では、平成23年度から入院医療費の助成を小学校3年生まで拡大し、さらにことしの来月10月1日からその助成を中学校3年生まで拡大することにいたしております。これも今期中の梅崎議員のいろんな発言の中で出てきたと思います。この入院にかかわる費用は、子育て世代の家計を圧迫し、負担が大きいという判断から、入院についての助成を拡大しているところでもございます。

子供の医療費助成のさらなる拡大につきましては、他市の状況や費用等を勘案しながら、本市におきましても、どのような助成内容が一番いいのか、ベストなのかということは今後とも研究してまいりたいと考えております。

私の提唱する「子育て福祉のまち柳川」の主役は子供たちでございますし、子供たちはまさしく柳川の宝であり、地域ぐるみで子育てを応援できるよう、今回の医療費拡大にとどまらず、あらゆる面から取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

これで終わらせていただきます。どうも御答弁ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時 休憩

午後2時10分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、4番白谷義隆議員の発言を許します。

4番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番白谷でございます。議長のお許しがありましたので、早速一般質問をさせていただきます。

最初に、オスプレイの佐賀空港への配備についてお尋ねをいたします。

この件については、先ほどの梅崎議員の質問と重複するところもあると思いますが、何とぞよろしくお願いをいたします。

佐賀空港へのオスプレイ配備の報道がなされてから、市民の皆さんの間に驚きとともに、不安と戸惑いが広がっています。私のところにも多くの方からそうした声が聞かれます。しかしながら、そうした私たち市民の不安や心配をよそに、用地購入のための予算要求など、配備に向けた準備が着々と進められています。

そこで、お尋ねしますが、今後、市としてどのように対応しようと考えられているのでしょうか。

あとの質問については自席より行いますので、よろしく願いをいたします。

副市長（石橋義浩君）

対策チームの責任者として、私のほうから回答をさせていただきます。

佐賀空港へのオスプレイ等配備への対応につきましては、先月22日に開催されました議会全員協議会において御説明申し上げたとおりでございます。佐賀空港へのオスプレイ配備計画が表面化して、1カ月以上経過しております。この間、国、県においてはさまざまな動きがありました。防衛大臣が佐賀県知事と面会する、あるいは防衛副大臣が福岡県知事と面会するというような動きがっておりますけれども、これらのことにつきましては皆さんも御承知のとおりと思っております。

本市は佐賀県と環境保全に係る合意書を締結しているところでございます。空港用途を変更するときは佐賀県と本市で協議することを明記しているところでございます。このため、先月6日に私をトップといたしますオスプレイ等配備に関する対策チームを立ち上げました。ここにおきまして情報収集などを行っているところでございます。

今後は防衛省と佐賀県との協議の動向を注視していくとともに、さらに情報収集等もやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

ありがとうございました。いろんな経過は皆さん新聞等でごらんになってありますので、わかってあるとは思いますが、さっき副市長はまずは対策チームで情報収集などを行ってほしいということですが、ぜひお願いをしたいところではありますけど、ただ、今のところ佐賀空港へオスプレイを配備することだけで、現実には何も情報はないわけですね。市も同じことだろうと思います。さっき梅崎議員の質問にもありましたけど、飛行ルートも、そして、当然、軍用機ですから訓練の問題もあるでしょう。そうしたものに空港をどう使うのかも全く今のところは見えていないんですね。ですから、市民の皆さんが一番心配されているのは、やはりそのようなことが実際配備されたときに自分たちの生活にどう影響をしていくかということなんですね。ですから、新聞等にも載っておりますけど、騒音の問題、それと、当然、安全性の問題などなど、市民の皆さんたち、私たちが知りたいことはいっぱいあるわけですね。

先ほど梅崎議員の質問の中で、市長は防衛省と佐賀県との協議の動向を注視していきたいという答弁がありましたけど、確かにそうでしょうけど、それはそうでしょう。ただ、この柳川市は配備された地元と全く影響においては劣らないというか、近くですからね、地元以上に影響はあると思います。ですから、佐賀県と防衛省との協議はそうでしょうけど、そうじゃなくて、やはり市としても積極的に国等に働きかけて情報の収集に努めていただきたいと、そのことはぜひお願いをしたいし、その情報を市民の皆さんたちに出していく。その

ことによって不安とか心配が少しでも軽減されるというか、何もわからん中ですからね、今、皆さんはいっぱい心配してあるわけですね。

ですから、やっぱり市長、積極的に情報をとっていく。国と佐賀県との協議じゃなくて、市としてとっていくと、私はそのことが必要だと思うんですけど、市長、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

記者会見とか、きょうの質問の中でも、佐賀県と防衛省との協議の推移を見守る、動向を注視しているという答弁をしておりますけれども、消極論で私が言っているわけではございません。福岡県に対して、8月13日、武田副大臣が訪問して説明を、また、要請をされておりますけれども、私自身は武田副大臣が小川知事を訪問したということは、福岡県内における空域としてオスプレイのルートに入ってくるというふうに理解をしております。もしそういうことが飛ばないということであれば、福岡県に対して、ああいう配備計画を説明する必要はないというふうに捉えておりますし、いろんなことに県民が非常に困惑しているという状況は福岡県と佐賀県と同じでありますので、それについても、小川知事ともお会いをしたいというふうに思っております。当面、9月3日にいろんな形でお尋ねしたい。いろんな尋ねたい分がございますので、あれやこれや考えても、いろんなデータもありますけれども、実際は防衛省にいろんなことをお尋ねしたいというふうに思っているところでございます。

努めて、そのことについて市民の皆さん等にもお知らせしていきたいというふうに周知方法については別にいたしましても、当面、議会とかなんかにもその分についてはお話をしたいと思っております。

せんだっての全員協議会の中でも、議会のほうでも、よかったら防衛省との話を聞いていただければということで、そういう話を佐賀市議会も一応聞くということになっておりましたし、そのことも議会のほうも積極的に聞いていただいても結構だというふうに思っております。

ともかくこの話が出てから1カ月余り、あれやこれや考えても、市民からの不安というのは私にも聞こえてきます。先ほど申し上げましたように、花火大会で15分間休憩したところ等の問題もありますので、そういうことで、非常に距離感も佐賀空港とは近いところでもございますので、私は消極論ではなくて積極的な姿勢は私自身も持っておるつもりでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

今月3日に九州防衛局との協議というか、説明もあるということですけどね、それも含めながら、先ほども言いましたけど、市長もいろんなルートを使いながら積極的に情報の収集に努めていただきたいというふうに思います。これもぜひお願いをしていきたいと思います。

先ほど情報の収集などということでありました。市民の皆さんたちが一番心配されている

のは、やっぱり私たちの生活にどういう影響を与えるか、そのことなんですね。ですから、マスコミ等でいろんなことが書いてありますけど、やはり情報の収集とともに、市としても独自の影響調査ですね、先ほど梅崎議員のほうから40メートルの爆風だ何だとありましたね。ただ、それでもマスコミ等で流れている範囲の話ですからね。ですから、やっぱり市として具体的に実際どういうふうな影響があるのか、そこら辺も十分に調査をしていただきたいと。そして、市民の皆さんに、やはりその情報を速やかにお知らせしていくと。さっき私たち議員としても防衛局の説明を聞いていただきたいと言われましたけど、もちろん私たち議会としても聞いて、そして、私たちもそういった情報を市民の皆さんにお知らせしていく。そして、議会としてもこの問題にどう対応していくのかというのは当然考えていかなければなりませんので、それは私たちも当然そういうふうに防衛局の説明をもししていただけるということであれば、私はぜひお願いをしたいというふうに思います。

それと、先ほど市長は答弁の中で、最終的には市としての対応を考えたいと言われましたけど、当然いつかはいつかというか、私は余り遠くない時期に市としての判断を求められるだろうと思います。先ほども言いましたけど、予算要求だ、漁業組合との協議を終わってとか、そういった話が出ているわけですから、早い時期に市長自身が市としての判断を求められるだろうというふうに思います。

そうしたときに、やはり一番肝心なのは、住民の方がオスプレイ配備に対していろんな影響、それをどれだけ理解しているかだと思うんですよ。どうしても市民の方の理解を得て、市長が判断する場合に、市民の方がどう理解しているのか、それも当然大きな市長の判断材料になっていこうと思います。ですから、これから市民の皆さんにどういうふうに情報発信をしていくのか、私はこれは大きな問題だろうと。そして、ある一定の住民のコンセンサスもどこかでは得ながら判断をしていただきたいと思いますが、そうした情報発信を含めての市長の考えをお聞かせください。

市長（金子健次君）

いずれにいたしましても、防衛局から聞くだけでは、その説明を受けるだけでは私はわかりません。それで、私自身も今指示をしておるのは、目達原から佐賀空港へは50機移設をするということで話が小野寺大臣、また、武田副大臣のほうから佐賀県知事に対してあっておりますので、実際、目達原でホバリングしているところの様子とか、実際、あのバタバタという音がどのくらいなのかと。それとあわせて自治体の首長にもお会いをいたしまして、そういう情報を収集して、実際の状況を、市民の、町民の考え方がどうなっているのかということもお聞きしたいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、そういう待ちの姿勢ではなくて、積極的ではありますけれども、いずれにいたしましても、佐賀県、佐賀市の動向を見きわめておかないといけませんし、佐賀市が受け入れをすることになって、うちは合意書を交わしているけれども、そのときに

柳川市がノーと言った場合どうなるのかという問題も含めて出てきますので、それを含めて、いろんなことで情報については的確なる情報を互換の中でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

佐賀市がうんと言ったときに、柳川市がどうこうと言われましたけどね、やはり先ほども何回も言いますけどね、市としての態度はいつかは明らかにせにゃいかんと思いますよ。たとえ佐賀県がどう言おうと、福岡県がどう言おうと、市としての判断はいつかはせないかんわけですからね、そのことは言わなくてもわかってあると思うんですけど、そのための住民の皆さんのコンセンサスをどう得ていくか。ですから、さっき市長も情報を収集したいと言われましたけどね、その情報をどうやって市民の皆さんに伝えていこうと考えてあるのか、そのことをさっきお尋ねしたわけです。この議会で議論することも確かに情報の大きな発信でしょう。ただ、さっきも言いましたけど、市として独自の影響調査、あるいは市で得られた情報、そういったことを市民の皆さんたちに逐次お知らせしていかないかんと思うんですよ。そのことについてどういうふうに情報発信をしていこうと考えてあるのか、ちょっと教えてください。

市長（金子健次君）

情報発信はしていかなければならないと思っておりますけれども、その情報発信の実際のデータが誤っていたら大変なことになりますので、その分についてはきちんとやっていく、自信を持ってこういうことだということを私は発信していきたいというふうに思って、3日に防衛局と会ってから是非については私は回答しない。また、説明をする考えもございません。ただ、遅くてもいけませんので、十分そのことはできる限り対策チームで調査をして、これは佐賀県の佐賀市としても調査チームを立ち上げてありますので、そういうことを情報交換しながらやっていきたいというふうに思っておりますので、そのことがある程度結論が出れば情報発信等についてはどうやっていくかについても今後検討していきたいというふうに思っています。

4番（白谷義隆君）

正確な情報を発信していくというのは当たり前の話で、当然な話ですね。ただ、情報発信について今から検討していくということでしたけどね、私は情報発信の手段としては考えられるから、ある程度市としていろんな情報が集まって、もちろんそれが正確な情報であるということは当たり前の話ですけど、そういったことをやはり市民の皆さんにどう伝えていくのかということは今から検討されることですか。今の段階で方法とか、そのことについては考えていないということですか。

市長（金子健次君）

情報の発信については、いろんな方法があると思います。それについてどれがベターなのか、そして、そのことが正確に伝わっているのか。市民に誤解を招くようなことではいけないというふうに思いますし、1つは、メディアを利用して記者会見の中でお話をしていく。また、全員協議会の中で議会のほうに伝達をして市民の方にも知らせていくと。ある程度は区長さんとか地元の人たち、ルートの中の地元住民に対しての説明と、いろんな方法を考えておりますので、今、どれにするんだということについては、きょうは差し控えさせていただきたいということでございます。

4番（白谷義隆君）

それは今後、やはり市として最善の方法というものを考えていただければいいんでしょうけどですね。

そうした中で、私はこの問題については、やはり影響を受けるのは柳川市だけじゃないんですね。ですから、県境を越えた周辺自治体とのこれに対する連携、そういったことを考えていくべきだと思うんですけど、そうした県境を越えて周辺自治体との連携を考えてあるのか。考えてあれば、どのように連携していこうとしてあるのか、教えてください。

市長（金子健次君）

現在、民間空港の発着陸のルートについては、隣町のみやま市の上空で旋回をして、柳川市の両開のところを通過して着陸をするとなっております。そういうところで、隣町の西原市長にもおたくのほうにも影響ありますよという話をしておりまして、そのことについては十分これからも連携をしなければならぬと思います。

ルートは福岡県ばかりでなくて、佐賀県の白石とか、いろんな形でもルートが考えられておりますので、そのことも3日以降でない、今、私たちも全然情報がありませんので、どのルートを通っていくのか、オスプレイとかヘリコプターというのは垂直離着陸もできますので、ぐーんとしてぐっと行くのか、有明海のほうから入ってくるのか、それとも佐賀県から入ってくるのか、そういうことも今はわかりませんので、もしそういうことでいくとするならば連携はやぶさかでないというふうに、また隣町の西原市長にも話をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

みやま市とは話をされたということですけど、どんな影響があるのか、それは市長が言われるように実際わかりません。そうですね、今の段階では。ただ、そうしたときに、やはり県を越えて、県境を越えて、佐賀県とも周辺自治体との連携も視野に入れながら情報収集にも当たっていただいて、今後の対応についても、やはり一緒に行動することがあれば一緒に行動も必要でしょう。そうした周辺自治体との連携もぜひお願いをしたいというふうに申し上げたいと思います。

これでオスプレイについての質問を終わります。

次に、幹線クリークの整備状況についてお尋ねします。

この問題については、ちょうど5年前の9月議会で大和地区の整備状況を中心に質問をさせていただきます。それから5年になりますが、いまだに未整備地区も多く、クリークのり面の崩壊とともに、路肩の損壊も進み、危険箇所が改善されないまま放置されております。地域から早急な整備を望む声が多く、中には通学路となっているところもあり、父兄から早急な整備とともに、ガードレールの設置を望む声があります。

そこで、お尋ねしますが、大和地区の整備状況とこれからの整備計画について教えてください。

水路課長（松永泰治君）

大和地区の幹線クリークの整備状況と整備計画についてお答えします。

現在、大和地区にある国営水路は下久末線があり、圃場整備事業と一体となって整備されてきました。しかし、ほとんどの水路においてのり面保護がなされておらず、風波等によりり面崩壊が発生し、管理用道路の崩壊や水路機能の低下等が発生しておりましたので、水路機能の保全の観点から、機能を復活させ、農地の保全を図ることを目的に、国営筑後川左岸総合農地防災事業を平成20年度から平成28年度までの9年間の事業期間の予定で実施しております。

下久末線の整備状況ですが、平成25年度までの整備延長は5キロメートル、整備率66%で、平成26年度は420メートルの施工を実施することになっております。

一方、県営水路についても国営水路と同じような状況にあることから、同様の事業目的で柳川市内各地区において県営クリーク防災機能保全対策事業を実施しております。大和地区においては、5つの事業地区があります。そのうち、大和南部第2地区、大字でいいますと皿垣開、明野、大和南部第3地区、大字でいいますと中島、大和南部第2の2期地区、大字でいいますと皿垣開、谷垣開の3地区は既に事業を完了しております。次に、大和北部地区、大字でいいますと六合、塩塚、鷹ノ尾は平成21年度から平成26年度までの期間で、今年度事業完了予定でございます。最後に、今回、議員が言われている大和中部地区、大字でいいますと徳益、豊原、明野、栄、塩塚は平成23年度に事業採択され、総事業費38億円、全体で9.3キロメートルの幹線クリークの整備を平成23年度より造成年度の早い箇所から施工しております。事業完了予定年度は平成32年度となっております。

平成25年度までの整備延長は2キロメートル、整備率21%で、平成26年度においても1.3キロメートルの施工を実施することになっております。

また、管理用道路のことですが、現在、のり面が崩壊し、通行に危険性がある部分につきましては、応急的な対策として木柵工事による路肩の復元を行っております。

なお、国営筑後川左岸総合農地防災事業及び県営クリーク防災機能保全対策事業が完了す

れば、管理用道路についても修復されることとなります。

次に、ガードレールの設置についてでございますが、現在の路肩の状況ではガードレールの設置は難しいと考えております。このため、危険を認識、回避できるように注意喚起のコープ等を設置して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

ありがとうございました。計画や事業期間は一定わかりましたけどね、しかし、先ほども言いましたけど、地域的に、課長には質問の趣旨説明のときに箇所も説明して、現場も見ていただいたと思うんですけど、先ほども危険なところについては応急措置をしているという話がありましたけど、ただ、私が見たところ、していないから言いよるわけで、ガードレールも堀に落ち込んだままのところも　　ごらんになったからわかると思うんですけどね、ガードレールが幹線クレークに落ちたままのところもあるんですね。そして、住宅が立て込んでいるのに路肩が落ちて、非常に危険だということがあるんですね。私、5年前に質問したと先ほど言いましたけどね、5年前からそういう話をしているわけですよ。ところが、今言いましたように、そのまま実は残っているんですね。非常に危ないなと。道路が本来は広がったんでしょうけどね、路肩が落ちてしまって狭くなっているんですよ。一回現地を見ていただきたいと思えますけどね。現地は申し上げたから、大体わかってあると思うんですけどね。

そうした意味から、通り一遍の話じゃなくて、そうした箇所箇所についての応急措置をやはりしていただきたいと。先ほど応急措置はしていますとか言われますけど、現実にありますからね。もちろん難しいと思うんですけど、事業の前倒しについても、やはりもう少し真剣に検討をしていただきたいと思うんですよ。5年以上も放置されたところが何カ所かあるんですよ。いっぱいとは言いませんけどね、それでも何カ所かあるんですよ、そういった危ないところが。ですから、そういうところをやはり現場を見ていただいて、応急措置をされるというか、危険なところはしていく。そして、事業の前倒しについても、国、県が相手ですすからなかなか難しいかもしれませんが、中には応急補修で間に合わんところもあるじゃないですか。長いところですね。お話をしましたけどね。確かに通学路になって、近所の父兄の方から何とかしてくださいよという声が寄せられているんですよ。ですから、また再度質問しよるわけです。

ですから、そういったところについても、やはりもう少し積極的に応急措置もお願いしたいと思うんですけど、どうでしょうか。

水路課長（松永泰治君）

確かに議員おっしゃられましたとおり、今回、現地を確認させていただきました。通学路や住宅が立て込んでいるところにつきましては、単費での対応措置や事業の前倒し等による

対応はできないかということですが、実際の工事期間までの対応につきましては、最小限の対応でと考えておりますが、どうしても危険性が高い箇所につきましては、国、県と協議をしまして、市単費で木柵等の対策をとっていきたいと思っております。

また、事業の前倒しにつきましては、事業主体であります国、県に対しまして予算の確保や事業期間の短縮などの要請活動を積極的に行っていきたいと考えております。

次に、ガードレールの件でございますが、国営筑後川左岸総合農地防災事業については事業の中で防護柵設置を行うことができるようになっております。しかし、県営クリーク防災機能保全対策事業につきましては防護柵の設置は予定されておられませんので、道路管理者や防護柵の担当課と協議しながら、緊急性の高いところから設置していきたいと考えております。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

難しい、難しいじゃなくて、余り言うても、予算もあることですから。私、先ほど言ったように、そこは5年待ったんですよ。そしてまた、見ながらとかと言われても、果たしてどうなのかなと思いますけどね。難しいことはよくわかりますけどね、もう少し前向きにお願いをしたいと思います。

工事完了後のガードレールはさっきお答えをいただきまして、ありがとうございました。

いずれにしても、非常に地域の方が心配されておりますので、実は非常に失礼な話だけど、5年前の答弁をそのまま聞いたような気がするんですよ、正直ですね。ですから、もう少し現場を見ていただいて、早急な対応をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時54分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

黒田教育長と松藤学校教育課長につきましては、緊急に別の公務に対応しなければならないということで申し出を受けております。

以上、御報告申し上げます。

第5順位、22番伊藤法博議員の発言を許します。

22番（伊藤法博君）（登壇）

22番伊藤法博でございます。きょうの一般質問では、今後の柳川市財政計画について、2

番目として、今後の事業のあり方についてお尋ねいたします。

議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、今後の柳川市財政計画についてお尋ねいたします。

日本の人口は平成20年に1億2,800万人をピークとして、その後、減少に転じています。今後の日本の人口を統計的に予測すると、10年後の平成37年には1億2,000万人、20年後の平成47年には1億1,200万人、30年後の平成57年には1億200万人、40年後の平成67年には9,200万人になっているそうです。柳川市においては、平成17年の合併時に7万7,000人の人口は平成25年度末には7万人を割り込んでいます。10年後には6万人余りになり、25年後には5万人を割り込んでしまうと予測されています。

現在の柳川市は、合併の優遇策としての地方交付税の増額や274億円の合併特例債の活用などで財政的に恵まれています。しかし、平成27年度から交付税の増額分の削減が始まり、平成32年度からは交付税の増額分はゼロになり、現在より地方交付税が14億円程度削減されることとなります。また、平成32年には柳川市の人口は6万5,000人となっているため、現在より5,000人程度少なくなっているため、地方交付税はさらに5億円程度削減されることとなります。すなわち平成32年度には単純に地方交付税が20億円程度削減されることとなります。柳川市の平成25年度標準財政規模は169億円ほどですから、単純に20億円削減されるので、平成32年度の標準財政規模は150億円弱になり、現在より生活を切り詰めなければなりません。その後も柳川市の人口は減り続け、地方交付税も1,000人に1億円の割合で削減されます。来年度から5年間は百数十億円を投資して、市民グラウンド、市民文化センター、クリーンセンター、火葬場、庁舎統合等の大型建設事業が行われます。このことは、補助率の高い合併特例債を活用して、柳川市に今後必要な施設を短期集中的に投資して、その後の財政逼迫に備えると同時に、柳川市民の福祉向上を図るものと思われ、妥当な政策だとは思いますが、しかし、補助率の高い合併特例債の活用といっても、その30%は負債として残り、地方債残高は増加し、基金残高は減少し、合併優遇策は平成31年度まででなくなり、人口減少でも地方交付税が削減され、平成32年度では現在よりさらに5,000人程度減少することになっています。

柳川市の財政規模は縮小し、実質公債費比率は増加していく中で、どのような財政運営を行っていかれるのかをお尋ねいたします。

同時に、柳川市の標準財政規模及び実質公債費比率の合併当初の数値と平成25年度の数値及び平成32年度に想定される数値をお尋ねいたします。

あとの質問については、自席のほうで一問一答で質問しますので、よろしく御回答のほどをお願いいたします。

財政課長（島添守男君）

合併に伴う優遇措置が終了した後にどのような財政運営を行っていくかというお尋ねです

ので、そのことについて御回答申し上げます。

議員御存じのとおり、合併の優遇措置の一つに普通交付税の合併算定がえによる加算がありますが、これは合併後10年間は合併前の構成団体ごとの普通交付税額を確保し、その後、5年間で減額して、合併後の本来の自治体規模に合った普通交付税額に戻すというものであります。また、合併特例債という事業費の95%に充当でき、しかも、元利償還金の7割を普通交付税で措置するという大変有利な借入金がございます。これらの優遇措置を活用して、新市として真に必要な基盤整備を集中して今現在実施しているというところでございます。

その一方で、合併後の行政サービスの統一などに係る経費以外については、決して無駄遣いするのではなくて、例えば、借入金の繰り上げ償還など、できるだけ経費の節減に努めていると、そういうところでもございます。

さらに、本市では今後増大していく公債費への対応として、合併協議に基づく合併特例債の借り入れ限度額137億円を超える額については、後年度の公債費負担の軽減を考慮して普通交付税の措置がない30%相当分を減債基金に積み立てるなど、合併の優遇措置が終了した後も耐え得るための準備も行っているところであります。

このように、今現在、必要な事業を集中して実施する一方で、基金を積み立てて後年度の負担軽減に備えており、しっかりと先を見通した行財政運営を行っている、そのように考えておるところでございます。

なお、合併の優遇措置がなくなった後は標準財政規模についても減額になるということが予想されますが、その規模に応じた行財政運営を粛々と図っていく必要があると、このように考えております。したがって、今年度策定する第3次行財政改革大綱ではそのあたりをしっかりと見きわめて、新たな市の行財政改革の方針を打ち出したいと、このように考えております。

また、2点目にお尋ねの、まず、標準財政規模についてですけれども、標準財政規模の計算方法、これが平成20年度決算から変更されておりますので、現在の計算方法に基づいて算出いたしますと、平成17年度は15,934,927千円、平成25年度は16,838,684千円となっております。

また、平成32年度の標準財政規模は、これが総務省令に基づく各種計数によって計算いたしますので、具体的な数字は出すことができませんので、申し上げられませんが、普通交付税が減額になるということからも、平成25年度の約168億円よりも減額になるものと、このように考えております。

また、実質公債費比率ですが、この数値が平成19年度から算定が始まっておりますので、そこから申し上げますと、平成19年度が14.6%、平成25年度は8.5%となっております。また、平成32年度については、ことし2月に策定しました中期財政計画による予測によりまして12.2%というふうになっております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

274億円の合併特例債の137億円を超える特例債については、基金を積み増しして、その負債の30%相当額を積み立てて対応するというところでございます。しかしながら、いろんな施設がふえていく中で、やはり維持管理費等が非常に増大してくるんじゃないかと思っておりますし、平成36年度あたりの標準財政規模はある程度の予測的な数字も示していただけませんでしたが、相当程度人口減少もあることですので、下がってくるんじゃないかと。そうした中で、今後、民生費の増大や人件費、維持管理費の経常経費も微増していく中で財政規模は縮小していくわけですから、投資的な経費の計上がますます困難になってくるのではないかと思います。人口減少、財政規模が縮小するので、財政運営はますます厳しくなります。当面は合併特例債の活用で必要な施設整備は可能ですが、その後の反動は深刻なものになると思われます。

午前中の緒方議員の質問で、維持管理費が年間550,000千円、老朽した施設の改修費が年間16億円程度であることが示されました。25年度決算の経常収支比率はどれだけで、平成32年度はどうなると予想されるのか、わかればお尋ねをいたします。

財政課長（島添守男君）

平成25年度における経常収支比率につきましては、全員協議会でも御報告申し上げましたけれども、経常収支比率は88.9ということで、前年度が89.5でしたから、若干好転はしているかと思えます。

ただ、平成32年度における経常収支比率がどうなるかということでございますが、決算額をもとにこういう収支は出しておりますので、将来的な数値についてはなかなか出しづらいところがございますけれども、はっきり言えるのは、扶助費等が伸びていくということと、それから、あと収入として入ってくる地方交付税、これが少し減額になるということがありますので、指数的には少し上がっていくんじゃないかというふうな予測はしているところでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

今、言われましたように、やはり将来的には実際決算をしてみないと正確な数字は出ないということでございます。ただしかし、32年度あたりになると、やはりそういった経常収支比率は今よりもかなり悪化して、投資的経費の算出が非常に難しくなってきはしないかというふうに思っております。

次に、今後の柳川市の事業のあり方についてお尋ねいたします。

今までの投資の実態についてお尋ねします。

合併当初より今日まで、さまざまな分野で税金が投入されていますが、投資的経費として

どの分野、例えば、道路整備、水路整備、農業基盤整備、漁業基盤整備、観光基盤整備、まちづくり整備など、いろいろ投資されています。分野の分け方により見方も変わってくると思いますが、妥当と思われる分類の仕方でお答えいただければと思いますが、その投資の実態についてお尋ねをいたします。

財政課長（島添守男君）

合併後にどの分野で投資を行ったかということでございますけれども、地方財政状況調査の投資的経費の状況という区分がありまして、それに基づいて平成17年度から平成25年度まで、この9年間の決算額で申し上げます。

9年間の合計額は約471億円でございます、その内訳は、金額の大きいものから、柳川駅東部の区画整理や駅周辺地区事業、都市計画道路の整備事業など、都市計画関係の事業費として約106億円でございます。次に多いのが道路、橋梁の整備で約82億円、そのほか水路整備等の農業農村基盤整備、これが約55億円、小・中学校の義務教育施設整備が約50億円、公営住宅の整備が約26億円、ごみ処理、し尿処理施設等の整備が約25億円、漁港等の施設整備が約20億円、こういうことになっております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

今、一番多いのは、やはりどうしてもまちづくり、柳川駅東部の開発とか中島の二重地区の密集地域に対するまちづくりの整備、それに道路整備が82億円、そして、農業基盤整備と申しますか、水路整備等が55億円というふうになっております。柳川では、やはり900キロ余りのクリークがあって、これはこの筑後地区特有の状況でございますが、これが道路と同じように地方交付税に算定されない中でしゅんせつとか護岸工事とかを行わなければならないために、よその市町村に比べると非常にこの辺で、道路整備とか町並み整備とか、そういったまちづくりに活用できる資金が水路整備等に使わざるを得ないということで、私たちはよく視察に出かけて、多くの市町村で柳川市よりも町並み整備なんか非常に立派にできているのに比べれば、柳川の町並み整備はどうしてもその分が少なくなって、やっぱり少し貧弱かなということをいつも感じるわけでございます。

ですから、そういったことを考えると、やはりそういった投資したものから何らかの活用を引き出すような考え方を持って、これからのまちづくり整備とか定住促進とか、そういったことに向けて方向性を見出していかなければならないだろうと思っております。

それで、今後の投資の選択と集中についてですが、将来的に合併による優遇策がなくなり、あわせて人口減少によっても財政規模は縮小していく柳川にとっての選択は、費用対効果の高い政策に選択と集中を図っていくべきだと思います。柳川市のような77平方キロの面積で、平たんで市の中心部に市内のどこからでも10分以内に届くような都市はコンパクトなまちづくりを進めるべきだと思います。市長はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

副市長（石橋義浩君）

政策の選択と集中、それと、コンパクトなまちづくりについてだと思います。

議員御指摘のとおり、今後の人口減少などを考えますと、これからの市の財政は非常に厳しい状況になるのではないかと予測されます。そのような状況のもとで、この柳川市がこれまでどおり活気ある柳川市として生き残っていくためには、やっぱり政策の選択と集中が非常に重要であると思っております。それとともに、公共施設やインフラの維持コストの発生に伴う財政への影響や住みやすい市民生活を考えますと、コンパクトなまちづくりも非常に重要になってくるというふうに考えております。

そのような取り組みの一環として、市役所、市民体育館、総合保健福祉センターなどが集まる地域に市民文化会館を建設することにより、施設の集積を図って、また、施設相互の連携によるイベント等の開催などにより市の活性化につなげることで、費用対効果の高い事業の実施とコンパクトなまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

今、副市長のほうからそういうコンパクトな市を目指しているいろいろ整備を進めていくということですが、今後、求められるのは、施設、イベントに対する駐車場整備が課題となると思われます。市民文化会館、庁舎統合に関しての考え方をお聞きしたいと思います。

副市長（石橋義浩君）

駐車場のあり方について御質問だと思いますけれども、現在、市民文化会館について駐車場も含めたところで検討を行っております。それに伴って、今の現市民会館の部分があくということ、そこは庁舎統合と駐車場というふうな形になるかと思っておりますけれども、そういった中、私もいろんな施設に駐車場がありますので、これを有効に使っていきたくて、相互利用しながら、それぞれ補完的に使っていくことによって駐車場の確保はできるのではないかと、そういうふうに考えております。そういったことによって、利用者の方にできるだけ不便をかけない形をとっていきたくてというふうに思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

今の駐車場問題について、いろんな駐車場を連携して活用していくというような御発言がありましたけれども、新たな駐車場整備とか、そういった考えは全く持っておられないかどうか、お尋ねします。

副市長（石橋義浩君）

状況によっては検討する余地もあろうかと思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

柳川市は、先ほども言いましたように、ほかの市町村に比べて多額の費用をクリークの維持管理に費やしてきました。このクリークは、生活用水を初めとして、農業用水、地下水の涵養、多様な淡水植物の生息地、掘割のある風景、穏やかな親水性を持てる住環境など、全国に類例のない環境を維持してきました。

こうした中で、柳川市の人口減少に対しては、柳川市の災害が少なく、クリークが市内全域に張りめぐらされ、親水性を生かした住環境のよさをもっとアピールして定住促進に力を注ぐべきだと思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

企画課長（椋島謙治君）

企画課のほうからお答えいたします。

議員御指摘のとおり、市内には総延長930キロにも及ぶ掘割が市内を縦横にめぐり、農業用水や生活用水として活用されております。また、上流から流れてくる水や雨水をためる保水機能等によりダム役割を果たすなど、柳川の暮らしの中に息づいております。また、最大で6メートルにも及ぶ有明海の干満の差や有明海に向かって広がる干拓とあわせて、本市が持つ独特の景観は他地域では見られない誇るべきものがあるというふうに考えております。また、一昨年、数十年に一度と言われる九州北部豪雨災害がございましたが、地形は平坦で、土砂災害の危険はほぼなく、市内を網の目のように広がる水路のおかげで水害も少なく、さらには地震も少ないなど、大規模災害が発生する危険性が低い地域でございます。

このように、恵まれた自然環境や自然災害の少ない住みやすい環境は地方への移住を考える都市住民に本市をPRする際の強みになるのではないかと考えているところでございます。

こうした恵まれた自然や住みやすさを積極的にPRするとともに、現在、市で進めております移住・定住施策と組み合わせて生活地としての柳川を都市住民の方にPRすることで定住促進につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

企画課のほうから今そういった発言がございましたが、やはり人口減少に対して創意的な工夫をもってこの柳川のよさをアピールしながら、そういったクリークが縦横に張りめぐらされている住環境のよさ、そういった意味をアピールしながら、都市の高齢者の方々の永住する地としてPRをぜひしていただきたいなと私は思っております。

次に、費用対効果及び利便性の問題で、現在運行されているコミュニティバスについて見直される考えはないか、お尋ねします。

企画課長（椋島謙治君）

現在運行しておりますコミュニティバスの見直しをとということでございますが、これまで

コミュニティバスのルートやバス停の位置、さらには時刻などの変更等につきましては、利用者を初め、行政区長や地域の皆様からの御意見や御要望をお聞きしまして、利便性の向上と利用者の増加を目指して努力しているところでございます。

平成25年度の運行に係る経費は12,560千円、広告及び運賃収入額は2,250千円となっており、利用者数は平成24年度と比べまして全ての路線で増加し、年間の利用者数は2万194人と、初めて2万人台を超えておるところでございます。

現在の運行形態につきましては、今年度から3年間の契約で外部委託をしております、当面はこの形態での運行を予定しております。しかしながら、運行開始から10年が経過しており、運用面での課題も幾つか出てきておりますので、今後、全体的な見直しも含めて運行自体を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

このコミュニティバスについては何回も質問をしておりますが、近隣市町村では、やはり自宅から目的地まで送迎するデマンドタクシーやデマンドバスが活躍をしております。そういった非常に利便性の高い、そして、今、企画課のほうでバスの運行とか、そういったことに頭を非常に悩ませておられますけれども、そういったことに頭を使うんじゃなくて、もう少し地域住民の皆さんの利便性を第一に考えて、ドアからドア、自宅から目的地まで、目的地からまた自宅まで、そういったことが近隣市町村では何カ所も採用されておるわけですから、この77平方キロの柳川市で、密度の高い地域でそういったデマンドバスの運行をするのは非常に効率と効果が高いだろうと思っておりますので、やはりその辺は基本的に根本から考え方を見直してもらいたいとお年寄りの人たちが寒い中、暑い中に10分も20分もバス停に待ってもらって、重い荷物を提げて自宅までまた4分も5分も歩いて帰らないといかんような、市長がよく言われる「おなてなしの心日本一」の柳川市であるならば、やはりお年寄りとか障害者とか、そういった人たちに本当に優しい、外から来る人だけではなくて中に住んでおる地域住民にも本当に心優しいような扱いをしていただくことが非常に大事だろうと。費用的にも、そんなにデマンドバスとコミュニティバスの経費的な状況は、よその例を見比べると利用者数も数倍になっておりますので、料金は100円が300円なら300円になると思っておりますが、その効果的な家から目的地まで、目的地から自宅までということを考えれば、皆さんが納得する乗車賃じゃないかと私は思っております。

その点、市長のお考えをお聞きしたいと思っております。

市長（金子健次君）

この問題につきましては、過去、何回ともなく伊藤議員の考え方を聞きました。今、企画課長のほうからお答えしましたけれども、運行開始から10年間ということでございますし、あらゆる角度から検討に入りたいというふうに答弁したところでございますけれども、

それも指示をいたしておりますので、今後の大きな課題ということで、先ほど言われるような形で利便性のいい、そして、投資効果が出るような形でやっていきたいというふうに考えております。もうちょっと時間をいただきたいと思っております。

22番（伊藤法博君）

市長は「おもてなしの心日本一」をモットーに活動されていますが、品のよいまちづくり、心安らかなまちづくりにも尽力していただき、ブラック企業的な体質は排除を願いたいと思います。その決意のほどを表明していただきたいと思います。

観光課長（松藤満也君）

おもてなし事業について観光課よりお答えしたいと思います。

柳川のおもてなし事業は市民挙げて日本一を目指していますので、まずは市民の皆さんが柳川を愛していただく、誇りに思っていていただく、そして、柳川に住み続けたいと言っていていただくことが大切だと思います。そういうまちこそ、お客様は優しさと温かさを感じられ、行ってよかった、また行きたいと言っていていただけるのだと思います。このように、おもてなし事業は、住んでよし、訪れてよしのまちづくり事業だと考えています。

事業を進めるに当たりまして、昨年11月には市内の「おもてなしの心日本一」プロジェクトチームを、2月には“おもてなし柳川”市民会議を立ち上げて、官民挙げての推進母体、オール柳川のチームを整え、本格的に事業をスタートしたところでございます。市民会議では市内3高校の書道部の生徒さんたちの書をデザインしたおもてなし啓発アイテムを作成しました。今月16日からは広く市民に呼びかけ、事業のサポーターとして、おもてなしなら柳川隊の募集を始めることとしております。私、このピンバッジをつけておりますが、ぜひ議員の皆様にも御登録いただいて、おもてなしの啓発をお願いしたいというふうに思っております。また、11月の白秋祭水上パレードに合わせて、「秋のおもてなしウィーク」と称して、お客様をおもてなしする計画も進めているところでございます。

柳川のおもてなし事業はできる人ができることから始めるもので、着実に一步一步進めながら機運を高め、伊藤議員御指摘のとおり、市民の皆さんが暮らしやすいまちづくりに結びつけていきたいというふうに考えております。

22番（伊藤法博君）

今、観光課のほうから御答弁いただきましたが、先日の有明新報で何十項目かのそういう観光課での行事を主催して、いろんな取り組みをされる記事が載っておりました。ぜひいろんな多方面でそういった活動をしていただきたいと思います。

少し時間がありますので、通告はしておりませんでしたけれども、市長が市長になられた当初に、しゅんせつ残土の再利用システムを立ち上げるというようなことが言われておりましたが、先日、NHK等の特別番組で、巨大災害とかスーパー台風とか集中豪雨、そういったものが今全国で頻繁に発生をしております。そういった中で、やはりクリークのしゅんせ

つというのは非常に大事で、汚泥がたまっておってはダム機能が阻害されます。現在でもしゅんせつ残土が何十年前から15万立米、1町歩に対して15メートルぐらいの高さのしゅんせつ残土が現在までまだ処理されんで残っておるわけですね。そして、新たにしゅんせつをしようとしても、そのしゅんせつ残土を処理する場所がないということで、なかなかしゅんせつも思うようにできていないのが現状です。

そういったことを考えると、やはり柳川で一番災害で心配されるのが、湛水といいますか、水位が上がって自動車とか家とかが水没する。水没までいかんですけれども、床上、床下浸水になる、自動車がみんなだめになると、そういった状況が大雨、集中豪雨とか河川の決壊、また、海岸堤防の決壊等では起こり得るだろうと思いますので、そういったしゅんせつ残土を利用して少しの高台というか、命の山というか、中では展望台とか、そういったこともつくっていいだろうと思いますけれども、しゅんせつ残土が循環するようなですね、受け入れ先が確保できるような、そして、そういう高台ではちょっとした運動場的なグラウンドゴルフとかペタンクとか、いろんなことができる。そして、いざというときは自動車等を避難して、そして、そこが災害のときの避難場所になるような、そういう四、五メートルぐらいの高台をある程度整備していただければと私は常日ごろ思っております。

そういったことで、しゅんせつ残土の再利用システムというのは非常に多額の経費も必要だと思えますし、そういった一石二鳥を狙った災害防止と避難場所と、それと、運動の広場とか公園とか、そういったことの整備にもつながっていきはしないかと思えますので、これは通告外でございますが、その辺のお答えを願えればありがたいと思っております。

議長（浦 博宣君）

伊藤議員に申し上げます。今の質問は通告外でございますので、適切な答弁ができないと思いますが、それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

市長（金子健次君）

時間がありますので、最初の質問項目のおもてなし事業の関係についてから入らせていただきたいというふうに思います。

私も一足飛びに「おもてなしの心日本一」ということは思っておりません。せんだって市内の高校生の書道部が書いてくれました、そのロゴを利用して、のぼり旗をつくりました。バッジもきょうからつけておりますけれども、「おもてなし柳川」という紫色のバッジを議員にもつけていただきたいなというふうに思っているところでございます。できる人ができることからということで、柳川が変わったと言えるようなまちづくりを一生懸命これからも努力していきたいというふうに思っております。

それから、しゅんせつの問題についても、いろんな形で過去、議会の中でもいろんな御提言いただいておりますし、一つの高台をということでございますけれども、広島の実地を見ていると、避難をする場合のタイミングというのも難しいと思います。柳川の場合には台

風のときの被害、それと、津波もですね、市内を通っているので、海岸堤防も強固にこれからしていかなければならないと思っております。あとは堤防の決壊が実際起きました。起きましたらどこに避難をするかということで、あのときのことについては、私は逆に土曜日であって、子供たちが通学していたらもっと人災が出ていたんじゃないかというふうに思っておりますし、やっぱり垂直に2階のほうに避難して、そしてまた、高層ビルとか 高層ビルはありませんけれども、そういう階上のほうに避難をしていった方がいいんじゃないかと思っております。

私はしゅんせつの泥を利用しながらという考えについては、避難よりも、どちらかというと、そういう公園整備とか山をつくったりとか、そういうことのほうがいいんじゃないかと。高台のところに車で行く間に水没してしまうという危険性もありますので、かといっても、海岸のスーパー堤防の中に泥をしゅんせつしていくこともありますけれども、そこまでたどり着くためにはかなりの時間を要するし、かえって逆に人災が起きてくるんじゃないかという考え方を持論としては持っておりますので、御意見等については、公園整備とか、いろんな高台の山づくりとか、そういうこともやっぱり考えていく時期に来ておるというふうに思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

通告外で申しわけございませんでしたけれども、やはりしゅんせつ残土が循環するようなシステムを考えていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時36分 延会

柳川市議会第4回定例会会議録

平成26年9月2日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	立 花 純	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	古 賀 澄 雄	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	浦 博 宣

2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
管	理	石	橋	眞	剛
市	民	高	崎	祐	二
保	健	野	田		彰
福	祉	安	藤	和	彦
部	長	石	橋	正	次
建	設	橋	本	祐	二
産	業	平	田	敬	二
経	済	白	谷	通	郎
部	長	桜	島	謙	介
兼	大	島	添	守	孝
兼	三	木	下		治
兼	橋	樽	見	孝	男
兼	庁	原		忠	隆
兼	舎	松	藤	敏	則
兼	長	松	尾		昭
兼	長	中	村	敬	彦
兼	長	成	清	博	強
兼	長	松	永	泰	二
兼	長	松	嶋	真	郎
兼	長	田	中	利	茂
兼	長	安	河	一	治
兼	長	河	内		一
兼	長				章

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	次	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	池	末	勇	人
務	係	長							

5 . 議事日程

日程（１） 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	2 番 荒 卷 英 樹	1．崩道地区の運動広場について 2．行政区長会の成り立ちについて 3．水環境について ブラジルチドメグサの状況と対策 汚水処理人口普及率 クリークの護岸工事の状況	市 長 " "
2	15 番 矢ヶ部 広 巳	1．辻町広場は当面駐車場に 2．亀の駆除対策を 3．佐賀空港へのオスプレイ配備 4．中山小学校改築	市 長 " " "

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、2番荒卷英樹議員の発言を許します。

2番（荒卷英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。2番荒卷英樹でございます。今期16回目、通算では32回目、この場に立たせていただいております。まことにありがとうございます。きのうとは違い、テレビの取材もなく寂しい気もしますが、本日もよろしく願っていたいと思っております。

また、この4年間、金子市長を初め、執行部の皆さんには大変お世話になりました。納得いただけた提案もあれば、なかなかかみ合わない議論もありましたが、愛する柳川市のためということで御理解いただければ幸いです。

さて、ことしの5月に所属します教育民生常任委員会の研修で広島県を訪れました。その際、自主研修として自治体による太陽光発電を積極的に取り組んでいる同県安芸高田市を訪問いたしました。途中、今回の豪雨被害に遭った広島市安佐南区を歩いていったわけですが、山の高台に張りつくように住宅地が広がっていたことを記憶しております。被害に遭われた

方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

本日は、昭代崩道地区の運動広場について、行政区長会の成り立ちについて、水環境についての3項目につきましてお伺いをいたします。

1点目、崩道地区の運動広場について。

昭代第二校区の崩道にある運動広場は、午前中はお年寄りの方々がグラウンドゴルフやペタンク、放課後は子供たちの遊び場として利用されており、地域には必要不可欠な施設であります。しかしながら、トイレがくみ取り式の仮設であったり駐車場が未整備など、まだまだ課題も見受けられます。地元からは整備等に関する要望があっていると聞いておりますが、今後の整備計画につきましてお伺いをいたします。

残りの質問及び再質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。

生涯学習課長（松尾 強君）

崩道地区の運動広場については幾つかの課題もありますが、スポーツ施設改修計画に基づき検討してまいりたいと考えております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。スポーツ施設改修計画に基づいてということですね。

済みません。もう少し具体的に何かお伺いできればお願いします。

生涯学習課長（松尾 強君）

生涯学習課スポーツ推進係で計画しましたスポーツ施設改修計画ですけれども、崩道地区の漁村広場については、地元住民から隣接する土地の寄附採納についての申し出があるため、この広場の改修を検討しますということで計画にのせております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

実は昭代第二校区なんですけれども、昭代は校区のエリアが非常に縦長なんです、おわかりかと思えますけれども。昭代第一校区も北から南までこう長く、同じように昭代第二校区ということで、もちろん面積もかなり大きいほうだと思いますけれども、ですから、例えば災害のときの避難にしましても、校区公民館とかコミュニティセンターの整備、避難所の位置づけもありますけれども、今整備を進めていただいておりますけれども、非常に遠くなっております。そして、特に昭代第二校区でいいますと、干拓地の昭南町ありますが、昭南町から昭代公民館まで避難する場合、3キロじゃなくて、4キロ、5キロあるかと思えます。先月の台風のときに、避難勧告のときにも昭代公民館が避難所になっておりまして、夕方見に行きましたところ、十数名の方が避難されておりましたが、やはり昭南町とか崩道の方が非常にというか、いらしていました。やはり遠いし、海に近いということもあるかと思うん

ですけれども。

それで、実は今、沖端川の下流に沖端川大橋が建設中なんですけど、沖端川大橋が完成しますと、昭南町から昭代公民館に行くよりも、両開公民館に行ったほうが実は近いんですね。そういうこともありますので、ですから、何が言いたいかといいますと、避難するにも非常に遠い、時間がかかるということです。ですから、昭南町とか崩道のほうも非常にそういう点ではなかなか環境的に恵まれていないという表現はどうかと思うんですけども、ぜひそういうの方々ですね、とにかく運動広場の整備でぜひ地元の方々にも、市のほうはいろいろと崩道の方にもやっていますよ、昭南町の方にもやっていますよという、ぜひ市内の均衡ある発展のためにも運動広場の整備は不可欠だと考えてもらっています。崩道地区のみならず、校区、そして昭代の皆さん、お一人でも多くの皆さんに御利用いただけるような整備をお願いしたいと思っておりますが、いま一度お願いします。

生涯学習課長（松尾 強君）

運動広場の整備につきましては、より多くの皆さんが利用しやすい施設になるよう、今後、地元の公民館長や区長を初め、関係者の方と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。今おっしゃいましたように、地元の方々の意見やニーズを踏まえての整備を心よりお願いいたしたいと思っております。

この質問は以上といたします。

次に、行政区長会の成り立ち等といいますか、ちょっとその辺でお尋ねいたしたいと思っております。

本市には322の行政区があり、行政区長さん方には地域と行政をつなぐパイプ役として、常日ごろからの御尽力に対して、まずはお礼を申し上げたいと思っております。

先日、ある事案のお手伝いといいますか、本市の行政区長会に参加させていただく機会がありました。私自身が思っていたのが、各小学校区から1名の代表の方が参加されると思っておったんですが、昭代地区には小学校、御存じのように2校ありますが、昭代からは昭代区長会ということで1名の方の御参加でした。

それで、行政区長会の成り立ちといいますか、人数、そして構成メンバーがどうなっているのかをお伺いいたします。

総務課長（白谷通孝君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

柳川市行政区長代表委員協議会は、市内各地の行政区長さんの代表で構成する任意団体として新市発足とともに組織をされました。

人数及び構成メンバーという御質問でございますけれども、人数は、市内各地区から選出された19名であります。現在、19名であります。地区名を申し上げますと、柳河地区、これ流れ川じゃなくて、さんずいの河ですね。柳河地区、城内地区、沖端地区、西宮永地区、東宮永地区、両開地区、昭代地区、蒲池地区、豊原地区、大和地区、皿垣地区、有明地区、中島地区、六合地区、二ツ河地区、矢ヶ部地区、中山地区、垂見地区、藤吉地区、以上19地区の代表で構成されております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

行政区長会、メンバー19名とお聞きしてましたので、私はてっきり各小学校区から1名の代表者の方が出てるんだと、私が勘違いといたしますか、思い込んでおりました。ですから、小学校区と合致していないのは、昭代は小学校が2校あるが1名、それから、矢留校区が沖端と西宮永の2名ということですね。これが先ほどの御説明によりますと、旧柳川の合併前の村単位というんですかね、そういったことで理解してよろしいんでしょうか。

総務課長（白谷通孝君）

確かに市内に19校ある小学校区ごとではございません。具体的に申し上げますと、旧三橋地区及び大和地区につきましては小学校区ごとに1名の選出ということで合致しております。しかし、旧柳川地区におきましては、先ほど議員も申されたとおり、昭代地区には昭代第一小学校と昭代第二小学校の2校がございますけれども、1名の選出でございます。逆に矢留小学校区では、沖端地区と西宮永地区からの2名の選出となっておりますのでございます。

柳川市の行政区長代表委員協議会につきましては任意団体であることから、こちらのほうからこの地区から1名とか2名とか、この校区から1名とか2名とかいうことで申し上げることはないかと考えております。

当該地区のほうから申し出があったり、または代表委員協議会でそういった御議論がなされれば可能であるというふうに考えます。いずれにいたしましても、行政区長代表委員協議会の中で決定される内容ではないかと思います。

先ほど歴史的なお話が若干ありましたので触れさせていただきますと、旧柳川地区につきましては、合併前からこういった形での行政区長会を運営されておったということでございます。

これにつきましては、長い歴史といたしますか、それがあってのことだと考えております。

考えられるのは、昭和26年4月、旧柳河町、これも流れ川ではなくて、さんずい河ですね。旧柳河町、城内村、沖端村、西宮永村、東宮永村、両開村の1市5村が合併をして新柳河町ができ上がっています。さらには、昭和30年1月に三潴郡の昭代村、蒲池村が編入合併をさ

れておるといふ経過がございます。この旧町、旧村が現在代表委員を選出されている旧柳川市地域の8地区、8名の代表者の方と全く合致をいたしますので、そういった歴史的経過によるものだといふふうに考えておるところでございます。

以上です。

2番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。

昭和26年の分、1市5村とおっしゃった、1町5村かと思えますけれども、これに関しては、本当に現柳川市の成り立ちを振り返れば納得いくことだと思っております。

ただ、それで、実は次にお伺いしようと思っておりましたが、じゃ、そういった形でメンバー構成をどうするかということに関しては、行政側が云々じゃなくて、もう代表委員の皆様方の御判断ということによろしいわけでしょうか。再度確認いたします。

総務課長(白谷通孝君)

基本的にはそうなると思っております。

ただし、会議といいますが、協議会の中で議論をいただく部分がございますので、例えば50名とか80名とか、そういった形であれば考えんといかんと思えますが、基本的にはこちらのほうからこの地区から何名とか、この地区からは1名じゃないといけませんとか、そういう団体ではないと考えております。あくまで任意団体でございますので、協議会の中で御議論、また、当該地区の中での御発言という形での決定になるかと思っております。

以上です。

2番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。私もどうだ、ふやしたほうがいい、減らしたほうがいいという、そういうあれじゃございませんけれども、一応そういった内容の確認ということできょうはお尋ねさせていただいたところです。

この項目は以上といたします。

続きまして、水環境について、これは大きく3点取り上げておりますけれども、1つずつお尋ねしたいと思っております。

まず、1つ目がブラジルチドメグサのことにしてお尋ねいたします。

それで、皆さんブラジルチドメグサ、どういったものかというのを御存じの方は御存じですし、御存じない方は何のことやろうかとなるかと思えますが、意識していなくても、皆さん必ず目にはされていると思うんですね。非常に今、柳川市内に繁殖をしております。

それで、ちょっと説明をいたします。これは国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所の資料です。「ブラジルチドメグサとは、セリ科の水草で、南アメリカ原産、繁殖力が旺盛で、河岸等に生え、夏場には大繁茂し、水面全体を覆う。そのため、治水上はもちろんのこと、水中に光が届かなくなることから、生態系を大きく変えしめうため、特定外来生物に指

定されている。平成10年、菊池川において全国で初めて確認された」となっております。

そこで、お尋ねいたしますけれども、本市でのブラジルチドメグサの分布の状況に関して、済みません、お尋ねいたします。

生活環境課長（松嶋真一君）

ただいまブラジルチドメグサの分布状況についての御質問でございます。それについてお答えします。

ブラジルチドメグサは市内各所に異常に繁殖している状況でございます。昨年度におきましては、水路課と共同で除去対策を実施したところでございます。場所につきましては、水量が豊富な国営水路、それから、幹線水路等に広く分布していると確認しております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

私は蒲池地区で一度そういった刈り取りというんですかね、撤去のお手伝いをさせていただいたことがありますけれども、非常に何というのかな、要は肉体労働ですよ。実際に広範囲にわたっておりますし、柳川市だけでなく、先ほど言いました菊池川上流、山鹿市のほうで最初に見つかったと言われておりますが、筑後川水系、矢部川水系でも、本当に日田市からずっと、うきは市、久留米市、いろんなところで今繁殖しておるみたいでございます。残念ながら、この柳川市でもいろんな地域で今繁殖しているわけなんです、行政だけではとても賄えないというのは認識しております。そのために、地域の御協力が不可欠ではないかと考えておりますが、その辺に関して行政側からの各地域への撤去に関する御協力というか、お願いというか、とにかく地元が中心になってやっていただかないといけないことだと考えておりますが、撤去のことも含めてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

水路課長（松永泰治君）

先ほど議員おっしゃってあるように、なかなかこのブラジルチドメグサの対策につきましては苦慮しているところでございます。柳川市におきましては、水路委員会を約19地区に組織しておりまして、各水路委員さんの皆様に、やはりブラジルチドメグサの繁茂が少ないところに関しましては、地元の行政区の皆さんと一緒に対策を講じていただくようお願いしているところでございます。

以上です。

議長（浦 博宣君）

答弁もらいますか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

生活環境課長（松嶋真一君）

議員がおっしゃいますように、ブラジルチドメグサが市内の広範囲に繁茂しているために、なかなか行政だけでは対応が難しい分がございます。ただいま水路課長が申しましたように、

各地区の水路委員会の折に除去作業等への依頼も行っていただいておりますし、また、生活環境課におきましては、広報紙を通じまして市民の方への特定外来生物の啓発と、できましたら除去作業までという協力のお願いをいたしているところでございます。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

広報のほうでもそうやってお知らせいただいております。そして、先ほども行政区長さんのことでもお尋ねしましたし、行政区長さん、そして水路委員さん、各地区にいらっしゃいますので、いろいろと御苦労をかけるかと思いますが、ぜひ地元が中心となって、ですから、行政は後押し、撤去のための機械借上料も今回補正予算で上がってきておるみたいですが、とにかくやってもやっても追いつかないというのが実情じゃないかなと思いますけれども、そう言っていたら先に進みませんので、とにかくもう見つけ次第、1日に夏場は20センチ伸びると言われているくらいですので、結局、ブラジルチドメグサがあると下に光が当たらずに光合成が行われずに、本当に百害あって一利なしだと思いますので、ぜひ地元の方へのお願いといたしますか、御協力をいただいでやっていきたいと思っておりますし、そういった活動をやっております団体も市内にはありますので、ぜひ協力し合って、ブラジルチドメグサ撲滅に向けて活動をぜひやっていただきたいと思っております。

それから、あれですけれども、あと地元といたしますか、それ以外でも、例えば柳川高校の野球部の皆さん、最近、地域活動に非常に熱心というのは皆さん御存じだと思います。8月の水まつりスイ！水！すい！ですね、あちらでも子供たちのプール、結構大きいプールですよ。仮設ですが、そういったプールの監視とかお手伝いいただいておりますし、堀干しとか、先ほど言いましたブラジルチドメグサの除去活動、私が行ったときも柳川高校の野球部の皆さんが練習の合間にお手伝いに来ていらっしゃいました。そういった方々の御協力もいただきながら進めていっていただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、一日も早くブラジルチドメグサが柳川からなくなるように御尽力をお願いして、次の項目に移ります。

2項目めですね、ちょっと汚水処理人口の普及率ということで、水郷柳川市として汚水処理人口普及率、最終的な目標はもちろん100%なんでしょうけれども、現在の本市の状況と近隣の状況についてお尋ねいたします。

生活環境課長（松嶋真一君）

ただいまの汚水処理人口普及率についての御質問についてお答えします。

本市の状況でございますが、平成24年度末における本市の汚水処理人口普及率は、下水道整備率と浄化槽人口普及率を合計しまして66%となっております。

また、近隣自治体の汚水処理人口普及率でございますが、大川市が64.8%、大牟田市が

66.6%、筑後市が57%、みやま市が42.9%、大木町が72.8%となっております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

済みません、一緒に聞けばよかったですけど、県全体の数値もお尋ねします。

生活環境課長（松嶋真一君）

福岡県全体の状況はという御質問でございますが、福岡県全体の汚水処理人口普及率は89%となっております。政令市2市を除けば79%となっております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

まず、福岡県全体で79%ですね。（「89%」と呼ぶ者あり）政令指定都市を除いて79%、失礼しました。

それで、実は私、3年前に、こういった一般質問等じゃなくて、個人的でもないですけど、ちょっと勉強のために汚水処理人口普及率をお尋ねしていたデータがあります。今、24年度末ですよ、先ほどの数値はですね。（「はい」と呼ぶ者あり）24年度末。21年度末が本市が42.7%でした。今お持ちでないですよ、古いのはですね。ああ、いいですよ。

それで、みやま市さんは42.3%、筑後市は細かくいいんですけども、この3年間で本市は23.3ポイントもアップしているんですよ。大牟田市とかみやま市とか筑後市というのは若干ポイントアップしていますが、1桁ですね。みやま市は0.6ポイント、大牟田市は7.2ポイント、筑後市は5.6ポイントですけども、柳川市は23.3ポイントアップしています。裏を返せば、3年前がちょっとまだまだだったというのもあるんでしょうけれども、これは金子市長が取り組まれています補助の上乗せの分が非常に大きい効果を発揮している。新築に関してはもちろん下水道をつながないといけないし、浄化槽はもちろん義務づけられているわけですけど、やっぱり既存の住宅の浄化槽の設置というのが多いんじゃないかなと私は思っているところですけども、21年度から23年度が多く上乗せがありまして、この24年度から今年度までは最初の3年間よりは少し減っていますが、他市にはない上乗せをやっただいております。27年度以降どのようなお考えなのかをお尋ねいたします。

生活環境課長（松嶋真一君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

本市におけます合併処理浄化槽の補助設置基数は、議員申されましたとおり、国庫補助対象分の補助金のみで実施いたしました平成18年から20年までの3カ年間の年平均設置数は316基でございます。また、国庫補助対象分の補助金に市単独の補助金を上乗せいたしました平成21年から23年の3カ年間の年平均設置数は352基となっており、上乗せ補助制度が合

併浄化槽の設置推進に寄与している状況と考えております。

また、平成24年度以降につきましては、上乘せ補助金が若干減額となっておりますが、年間約300基の設置数の申請がっております。

しかし、現行の上乗せ制度につきましては、3年間の期限としているために、本年度をもって終了することになります。このため、今後とも快適な生活環境の保全や水質浄化を図ることを目的に、この上乘せ補助制度につきましては、来年度以降も継続していくことを前提に、今後、補助内容の見直しを含め検討いたしていくことといたしております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それでは、具体的な金額はこれから詰められるということだけれども、市単独での補助は継続の意向だという理解でよろしいでしょうか。

生活環境課長（松嶋真一君）

ただいま議員が申されたとおりでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

さらなる汚水処理人口普及率、要は、汚水処理人口普及率を高めるというのは、もちろん水がきれいになるということですから、とにかく水郷柳川の名にふさわしい、近隣の自治体に負けないというのはあれなんです、とにかく水郷柳川の名に恥じないようなきれいな柳川を、本当にどこへ行ってもきれいな水だとなるようにやっていただきたいと思っております。

それで、済みません。下水道整備の進捗状況ですね、ちょっとこれもあわせてお尋ねいたします。

下水道課長（安河内一章君）

下水道事業の進捗状況についてお答えいたします。

本市の公共下水道事業は、昭和56年度に事業着手いたしまして、平成13年度から一部地域の供用を開始いたしております。

下水道事業の全体計画につきましては、過去3回の計画の見直しを行いまして、現在の全体計画は、計画面積が706ヘクタール、市全体の約9%でございます、計画人口は1万6,300人で、市全体の約28%を整備することとし、平成47年度の完成を目指しております。

お尋ねの進捗状況でございますが、平成25年度末で整備済み面積が343.9ヘクタール、処理区域人口では1万2,275人ございまして、面積比で計画面積の約49%、人口比では計画人口の約75%の整備が完了いたしております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

本当に各家庭ごとのいろんな事情があるかと思いますが、こちらも合併浄化槽とあわせて、とにかくトータルで柳川のまちを、柳川の水をきれいにしていかなきゃいけないことですので、引き続き事業推進に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3項目めのクリークの護岸工事の状況ですね、本市と近隣自治体、これ大きく私はコンクリート工事と木柵というふうに理解していましたが、非常に今工法もいろいろあって、ちょっとそこら辺がきっちり分けられないというふうにも聞いておりますが、工事の状況、現状をちょっとお尋ねいたします。

水路課長（松永泰治君）

柳川市としましては、環境に対する配慮としまして、水路底にコンクリートは打たず、石等を敷き詰めたりしております。コンクリート護岸と木柵や自然石等の護岸の割合としまして、平成25年度ではコンクリート護岸が約83%、木柵や自然石等の護岸が約17%となっております。

また、近隣自治体の状況でございますが、大川市はコンクリート護岸が78%、木柵や自然石等の護岸が22%、大木町はコンクリート護岸が35%、木柵や自然石等の護岸が65%となっております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

これが実は今期の1回目ですから、平成22年の12月議会、第6回の定例会のことです。4年近く前ですね、ちょっとお尋ねをしておったところです。柳川市の場合は、コンクリート護岸が85%、木柵や自然石等の護岸が15%ということで、2ポイントほど少し変わってきたということだと思います。大川市、そして大木町のほうが、コンクリート系の護岸ということでもいいんですかね。ちょっとその辺、柳川市よりは木柵等が多いというふうに現状なっておるみたいですが、ちょっとこれに関しては金子市長の見解を求めたいと思ひます。

市長（金子健次君）

かねて一般質問の中に、水郷柳川として水路には自然を残した木柵をすべきじゃないかということで持論としていただいております。

コンクリート護岸に対しても、若干自然石風な形の護岸を配慮したような形を今考えて実施いたしておりますし、木柵、私も十分わかりますけれども、耐用年数とかを鑑み、また、財政的な投資効果を考えてみますと、やっぱり市民からの要望、区長さんからの要望を考えると、何回も繰り返してそういう護岸をするよりも、コンクリート護岸等をして、若

干自然石を残したような形をですね、環境的にはそういうことを残してやっていったりということで今進めているところでございます。十分理解をすることもありますけれども、投資効果と財政効果を考慮して施工しているところでもございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

そうですね、前は、今後、こういう木柵等の、自然石等の護岸についても十分検討してまいりたいというふうに考えておりますという市長からの御答弁をいただいておったところなんです。もちろん市長としては財政的なこと、もろもろトータルで御判断いただかなきゃいけないと思います。

ただ、私自身の考えとしては、やはり木柵を優先すべきだという考えは、これはいかようにも変わっていないところですけども、実際、お隣の大川市さん、大木町さん等のほうがやはり木柵等の割合が高いということも事実でございますので、またいろいろと調査研究をしていただければと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、今回、通告の後にこの掘割を守り育てる行動計画というのをちょっといただいておりました。これが26年3月に計画ができたということで、これの第一弾、最初の分が掘割を生かしたまちづくり行動計画で、景観の分が別になって、今回の掘割を守り育てる行動計画というふうになっておりますけれども、この中で、今回の分で変わったといたしますか、新しく加わった分があれば教えてください。

水路課長（松永泰治君）

平成26年3月版と平成20年3月発行版のデータ以外で変わっている点ということでございますが、柳川市景観計画が平成24年3月に策定されたため、景観に関する施策、事業につきましては景観計画に移行しました。また、新規事業としましては水路管理台帳の整備があります。これは掘割の樋門や樋管の位置、寸法、管理情報等を即座に検索できるシステムの整備を行いたいと考えております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

樋門、樋管の管理等ですね、大切なことだと思います。

済みません。具体的にこの掘割を守り育てる行動計画の何ページにその辺が新しく加わったのかというのを教えてください。

水路課長（松永泰治君）

掘割を守り育てる行動計画の19ページのナンバー6でございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

掘割の樋門や樋管の位置、寸法、管理者情報等を即座に検索できるシステム整備を構築し

ますということですね。これ最近気づいたんですが、樋門のところに円錐みたいなやつで、センサーか何かが下において水位をはかるとというのが、前からあったかもしないですけど、最近ちょっと気づいたんですけど、それもこの中に入っているような感じなんですか。ちょっと済みません。これは今言われて思いついた分ですけど。

水路課長（松永泰治君）

今言われていますように、荒巻議員の今回の水路管理台帳の樋門のあれなんですけれども、そういう水位等を調査する部分については含まれておりません。あくまでも樋門、樋管の断面の大きさ、それと管理人さん、いつから管理人さんがなられているかという、そういう情報を整備するように考えております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

いずれにしても、災害のないように、本当にいざというときにもちろん役に立っててもらわないと困りますけれども、そういった整備の構築、よろしく願いいたします。

それから、最後になりますけれども、この目標ですよね、サブタイトルというのかな、これ「ホタルの飛び交う水郷柳川」を目指して、ぜひ蛍を柳川で見たいんですが、その辺どのようにお考えなのか、お尋ねします。

水路課長（松永泰治君）

「ホタルの飛び交う水郷柳川」の実現はいつごろかということですが、今の状況でなかなか難しい問題でございまして、これは掘割を現状のままでなく、より良好な状態で次世代に引き継ぐための目指すべき将来像のイメージとして掲げたものでございます。

計画の中に基本方向として3つの数値目標を掲げておりますが、これは仮定であり、10年後に次期計画を策定する場合にもより一層踏み込んだ数値目標を設定する必要があると考えております。これからもこのような数値目標を設定し、将来像として「ホタルの飛び交う水郷柳川」を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

現時点では具体的にというのは厳しいということだと思いますが、おっしゃるとおり、やはり明確な目標があればそれに向かっていけるし、BODの件とか、掘割清掃とか、もろもろですね、こういった具体的数値はありますけれども、やはり夢じゃないですよね。やはり夢に向かってと言ったらあれですけども、とにかくこれに向かっていっていけば、もう改善していけば、私は蛍が飛び交う日が来ると信じておりますので、ぜひ未来の柳川の人たちに蛍を見せてあげられるように御尽力をいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時53分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。15番、市民クラブ、矢ヶ部広巳でございます。今任期中、最後の一般質問をさせていただきます。

今ではそれぞれのまちのゆるキャラがブームとなっております。ゆるキャラが大きなまちおこしの源になっているところもたくさんあります。私は、7月に開催されました隣町の花火大会を見に行きました。花火大会の途中で司会者が柳川市のゆるキャラを紹介されました。何と柳川市のぼっこりーと紹介されました。柳川市民の一人として、これではこっぴーに申しわけないという残念な気持ちと反省をした花火大会でありました。

私は、あらかじめ4つの質問を通告しております。

辻町広場は当面駐車場に、亀の駆除対策を、佐賀空港へのオスプレイ配備、最後に中山小学校の改築について、あとは自席にて質問をさせていただきます。

議長のお取り計らいを願ひまして、壇上からは終わります。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

まず最初に、辻町広場は当面駐車場にということについて質問をいたします。

市民のアンケート結果は肉、野菜、鮮魚などの店が欲しいというのが最も多かった、そして柳川商店街振興組合としては今後検討していくということが、さきの議会で報告をされました。その後、検討されたのか、お伺いをいたします。

商工振興課長（田中利光君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

マルシヨク跡地の活用を検討するために、本年5月にマルシヨク跡地活用検討委員会を商店街振興組合の主催のもとに立ち上げております。構成員としては、柳河地区区長会、柳河地域婦人会、柳河小学校PTA、老人クラブ、NPO団体WING福岡、地区幼稚園・保育園保護者、柳川商工会議所、市商工振興課などが参加し、第1回検討委員会を5月23日に開催しており、今後も継続的に協議を重ねることといたしております。

また、地域住民の方と一体となって活用策を検討するため、7月には30代から40代までの地区住民の皆さんと跡地活用について懇談会を行ったほか、今後、地域婦人会、地区保育

園・幼稚園の保護者の皆様などと懇談会を実施し、多様な御意見をいただきながら引き続き活用策について検討を行ってまいります。

議員の御質問のアンケートの上位回答にありました肉、青果、鮮魚、いわゆる生鮮食品の販売につきましては、当然必須項目として会議にも上がっておりますし、そのほかアンケート回答の上位にありました喫茶、飲食などのくつろぎの場の活用、高齢者や子供の憩いの場の設置など、アンケートの回答及び地域住民の方の御意見をいただきながら検討委員会において協議を継続していくことといたしております。

15番（矢ヶ部広巳君）

市民はやっぱり待っとるわけですよ。どげんなっとやろうかねち。あのまま放っとるけん。

さきの議会で市長の答弁は、いろんな形でこれから研究をしていくということでありました。しかし、やっぱりなるべく早い期間にということが市民の期待であります。いつまでの期間を研究するのか、やっぱり明らかにすべきですよ。そういうことで御答弁を、市長、お願いいたします。

商工振興課長（田中利光君）

市長に御答弁をということでございますけれども、私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、マルシヨク跡地につきましては、商店街振興組合が主体となりまして、現在、その活用策を検討しているところでございます。マルシヨク跡地は柳川商店街の振興の拠点となる場所でございますので、関係者を含め、地域の皆様の英知を結集した取り組みが必要でございます。

議員がおっしゃっておられます跡地活用の検討期間でございますが、検討委員会といたしましては、年度内をめどに検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

市民の英知ということを言われましたけれども、そういうことよりも市民の要望というのが一番私は大切ではないかと思えます。

そこで、この土地は今どこが管理をしているのか、答えていただきたいと思えます。

商工振興課長（田中利光君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

マルシヨク跡地の管理運営につきましては、柳川商店街振興組合に委託しておりまして、定期的に除草などの管理を実施していただくとともに、商店街のイベントに活用しながら、にぎわいづくりに取り組んでいただいております。

15番（矢ヶ部広巳君）

管理は商店街に委託しているということであります。

そこで、使用目的はまだ来年3月31日までに、大体それをめどに決めるということですが、使用目的がはっきりするまでにはかなりの期間があるわけですから、そこで、それまでの間は駐車場として開放したらどうでしょうか。ところで、何台の駐車が可能でしょうか、お答えをお願いいたします。

商工振興課長（田中利光君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

マルシヨク跡地を駐車場に開放したらどうかとの御意見でございますが、跡地利用を考えていただいていたの御意見だと思います。

市といたしましては、マルシヨク跡地につきましては、柳川商店街の振興の拠点として位置づけております。マルシヨク跡地を活用して柳川商店街振興組合では商店街のにぎわいづくりを目指して、さまざまなイベントを実施されております。平成26年度実施の例を挙げますと、花しょうぶ祭り、商店街夏祭り、辻門市場など恒例の定期市や巨大さげもんの展示など、一年を通じたにぎわいをつくり出す事業が実施されております。また、九州産業大学との産学連携によります子ども祭り、地区保育園が主催する盆踊りなど、マルシヨク跡地を活用していただいております。

議員が言われますように、この場所を駐車場として開放いたしますと、お客様がマルシヨク跡地は駐車場と認識されるようになり、商店街のイベント実施時にお客様の理解が必要となるなど、管理の面が大変難しくなっております。跡地利用につきましては、今後も辻門市場の開催などを定期的に計画されておりますので、議員から駐車場開放の御意見をいただきましたが、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

なお、商店街においでになるお客様の駐車場につきましては、マルシヨク跡地のすぐ南側に柳川商店街振興組合が運営しております有料駐車場がございます。商店街でお買い物いただいたお客様には、お店から無料の駐車券のサービスもあるようでございますので、よろしくをお願いいたします。

なお、御質問の駐車可能台数につきましては、調査しましたところ、約50台は駐車ができるんじゃないかということだと思っております。

15番（矢ヶ部広巳君）

来年の3月31日のそれまではイベントの場所として、つまりあけておくと。イベントというのはしょっちゅうあっていないわけですから、何となくもったいないような気がしてならないわけですが、現在はあそこのその広場に入ろうと思っても、縄を張って入れられんようになっているときがあります。商店街のど真ん中の土地を空き地のままだもったいない気がします、重ねてどうでしょうか。

商工振興課長（田中利光君）

先ほども申し上げましたように、マルシヨク跡地を利用いたしまして、柳川商店街ではに

ぎわいをつくり出すために、一年を通して定期的にさまざまなイベントを計画し、実施して活用をいただいているところでございます。

市といたしましても、マルシヨク跡地をどのように有効活用を図り、柳川商店街の振興につなげていくかが課題だというふうに考えております。

マルシヨク跡地の今後の活用については、現在、検討委員会の中で継続的に協議が行われているところでございますので、御理解をお願いいたします。

15番（矢ヶ部広巳君）

これはあくまでも補助金でつくりました。その補助金の国からの目的というのは地域商業再生事業でつくっておるわけですよ。そのことを何か忘れてあるような気がしてなりません。地域住民のアンケートに沿った店を私は早くつくるのが大切であろうと思います。土地の広さから考えても、やっぱりあそこは生活弱者向けの、歩いてくる人を対象としたお店が私は妥当であると思うんですよ。あれぐらいの広さしかないですから。したがって、夢を追うのではなくて、現実にかなうものを早急に決めて、弱者を救済するための新鮮な野菜とか魚とか肉とかを売る店に早くやっぱり、それでオープンをすべきではないかと思いますが、答えがあれば答弁をお願いいたします。

商工振興課長（田中利光君）

議員の御質問のとおり、今回、柳川商店街振興組合が行った地域状況調査分析事業は経済産業省の地域商業再生事業の補助を受けたものでございます。また、地域アンケート調査に沿った店を、生活弱者向けの店を、夢を追うのではなく、現実にかなうものとの御意見をいただいておりますが、私どもも同様な認識でございます。

このアンケート回答により多様な御意見をいただいておりますが、その中でも要望が多かった生鮮食品の販売所、喫茶、飲食などのくつろぎの場としての活用、高齢者や子供の憩いの場の設置など、御意見を十分に踏まえながら、マルシヨク跡地に何が必要なのか、何が求められているのかを的確に把握し、活用策を策定する必要があるというふうに考えております。

今後、開催されますマルシヨク跡地活用検討委員会に私どもも積極的に参加しまして、議員のおっしゃっていただきました内容を含めて、活用策の議論を深めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

15番（矢ヶ部広巳君）

確かにあそこの要望は、1年前の要望とかなり変わってきていることは事実です。それはあそこに、辻町にセブン・イレブンができたからですね、高齢者は非常に助かっております。しかし、それでもなおかつ、やっぱり今言われたような新鮮な野菜、そういうのがあそこで買われるならもっといいがなというのが、あそこの住民の要望でありますから、今後されますことについては、十分にひとつ参考にしていただきたい。したがって、この項はそれで終

わりたいと思います。

2番目の項であります、亀の駆除対策をとということであります。

亀の異常な発生に対する市の考え方を述べていただきたいと思います。

生活環境課長（松嶋真一君）

ただいまの御質問に対してお答えいたします。

アカミミガメは外来生物法で防除対象となる特定外来生物ではございませんが、生態系に悪影響を及ぼし得ることから、要注外来生物リストに記載されている外来種であります。ですから、今議員が申されました亀の異常発生につきましては好ましい状況じゃないというふうに考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

亀の異常発生はいいものではないということは理解をされておるようでありますが、このアカミミガメ対応策を市としては今までどんなことをやられてきたか、具体的によかったら答弁をお願いいたします。

生活環境課長（松嶋真一君）

ただいま今までにどんな対応策をされたかということでございますが、具体的にはまだ具体的な対応というのは実施しておりません。

アカミミガメの駆除等の対策につきましては、たとえ要注外来生物であってもむやみに殺処分するのは動物愛護の観点等から懸念されるところでございます。また、生息する水路が大川市、筑後市、大木町等につながっておりまして、捕獲方法や処分方法を含めまして、県や近隣の関係市町との広域連携を図りながら、有効な方法を検討していきたいというところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

対応策をとったことはないということであります。

それでは、その亀を駆除すること、これは法律には触れますかね。どうでしょうか。

生活環境課長（松嶋真一君）

亀を駆除することが法律に触れないかという御質問でございますが、人に飼われていない亀等の爬虫類を駆除することを禁止する法的な規制はございません。しかしながら、外来生物法での駆除の対象となっておりませんし、先ほども申し述べましたように、大量に殺処分するということはやはり動物愛護の観点から懸念されますので、処分方法の検討が今後必要になると思われます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり1匹、2匹ならよかばってん、大量に処分すると動物愛護の観点からいろんな問題が出てくるということの答弁であるようでございます。

ところで、亀が本当にもう異常発生して、今までいた魚がほとんどおらんごとなった。うちの近くでも、前の晩からいろんな網なんか仕掛けをして、エビをとったり、そういう太田川とか花宗川でしてある、ウナギなんかもしてありますが、もうほとんどとれんごとなったばんもというのが実態であります。

御存じのように、二ツ川川は日本の有数の川魚の種類の豊富な川として注目され、夏になると、全国の生物学者、あるいはその学者の卵たちが散田の川あたりをずっと調査をされておられました。今ではその姿もほとんど見なくなりました。今後、市としてはどうする考えか、所見を伺いたいと思います。

生活環境課長（松嶋真一君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

環境省の資料によりますと、アカミミガメの生態系への影響としましては、高密度に生息し、在来のカメ類と日光浴の場所や食物等が重複しまして、また、さまざまな植物を摂食するということから、在来のカメ類、それから水生植物、魚類、両生類、甲殻類等に大きな影響を及ぼしていると想定されています。

本市では、アカミミガメが市内の各地の水路で多数生息していることが確認されておりますことから、生態系への影響が懸念されるところでありますので、今後は専門機関や関係者の意見等を十分拝聴しながら、それを参考に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ひとつくれぐれもよろしくお願いをしたいと思います。

次に、この項はもう終わりますして、次の佐賀空港へのオスプレイ配備についての項に入っていきたいと思います。

きのうも2人の方がこの問題は質問をされました。きょうの新聞にも書いてありました。

政府は陸上自衛隊が導入する垂直離着陸輸送機オスプレイ17機を2019年度から佐賀空港に配備する方針を示し、佐賀県に協力を要請しました。また、沖縄県宜野湾市の米軍普天間飛行場に配備されているアメリカ海兵隊のオスプレイも沖縄の名護市辺野古への移設が完了するまでの間、暫定的に佐賀空港を利用する可能性があることを伝え、理解を求めました。さらにまた、陸上自衛隊目達原駐屯地のヘリコプター50機も移駐する計画にしておるようでございます。武田良太副防衛相は8月末までに地元の理解を得たい考えを示しました。

柳川市は旧市時代の平成10年に佐賀県と環境保全に係る合意書を締結しておりますが、その内容はどうなっているか、示してほしいと思います。

副市長（石橋義浩君）

ただいま佐賀県と締結いたしました環境保全に係る合意書の内容について御質問でございます。

この合意書につきましては、佐賀空港開港に伴って平成10年7月27日付で佐賀県と旧柳川市の間で締結したものでございます。

この合意書の主な内容につきましては、佐賀空港への進入・出発に係る運航コースや空港用途を変更するときなどの計画変更時の協議、それと空港周辺及び本市地域における環境調査の実施等を含んでおるものでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

市は、先月の8日にオスプレイ対策チームの初会合を開催されております。特に農漁業者の不安が大きいと予想されます。農漁業者への連絡等はどうなされる予定か、お答えをお願いいたします。

副市長（石橋義浩君）

この対策チームにつきましては、私をトップとして関係部課長8名で構成しているところでございます。そのメンバーの中には農政課長、水産振興課長も入っているところでございます。この対策チームでは、情報収集等しっかりやっていきたいと考えているところでございます。

議員御質問の農漁業者への連絡等につきましては、やはり私どもも不安に感じているところでございます。ということでございますので、関係団体、関係者に対してタイムリーな情報、我々が得た情報については速やかに流していきたいと、そして適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

市長にお伺いしますが、先月5日の記者会見で柳川の市街地を飛ぶようなことになれば反対すると述べられておりますが、具体的にはどこが該当するのか、お答えをお願いいたします。

市長（金子健次君）

記者会見で市街地ということで特定の地域を限定したような形で報道されておりますけれども、市長の佐賀空港に対する配備の関係で記者会見をしたときに、市長は賛成なのか、反対なのかという問いがありまして、そのときに柳川の市街地を編隊を組んで演習をすれば、訓練をすれば私は反対をしたいということを申し上げたら、市街地のところは反対ということになっておりますけど、私自身は住宅地とか農業地域などに限らず、柳川市の上空を編隊を組んで低空で演習をして訓練をするというなら、私は絶対反対ということを申し上げたと、そういう意味で申し上げたものでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

市街地といいますと、やっぱり人家や商業施設が集まって、農地や林野がほとんどない地域をいうと私は思います。もし有明海に油がこぼれ落ちたり、そうなったら漁業者はやっぱり、特にノリなんかしてある方は死活問題に発展することも予想されますが、所見を伺いたいと思います。

副市長（石橋義浩君）

油流出等の場合にもどういうふうに対応していくかという御質問だと思います。

現在のところ、飛行ルート等わからないところが非常に多くございますが、当然有明海に油の流出はあってはならないことだと思っております。当然そういった安全面の対策は十分とっていただくよう、しっかり私どものほうからも要請したいと思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

きのうも梅崎議員がそういう質問をされておりますが、確かにオスプレイが現実に沖縄等で故障もあっているし、油漏れもあっておるから、特にそのことを強く言うべきであると思っております。声を大にして、オスプレイに対する問題点は今非常に話題になっておりますから、特によろしく願いをしておきたいと思っております。

1カ月前は、米側は暫定移駐と言っておきながら、8月25日には沖縄からの訓練移転の拠点にしたいと言っております。違うことを言っている。最初言ったことと全然違う。肝心の政府の考え方自体も決まっていらないのではないかと。いずれにしろ、柳川市民にとって何一つよいことはないと思っておりますが、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

きのうの一般質問の梅崎議員の中でお答えをいたしました。私自身も沖縄の基地負担軽減についても理解をするし、また、日本の国防の防衛についても首長としても一部を分かち合うところも理解をいたしておりますが、しかしながら、今回、佐賀空港に配備をするということで、また米軍のことにつきましても、若干政府の考えと少し変わっていることも新聞報道で聞いております。きのう佐賀市議会、佐賀県議会等についても、九州防衛局の説明があつていただいております。私自身は、あす午後からの九州防衛局との対話の中でいろんなことをお尋ねしたいと。私自身はやっぱり市民が不安に陥るようなことはできないし、そういうことを質問しながら、考え方を整理し、また、そのことを議会のほうにも報告をしていきたいという考え方でございます。

そういうことで、非常にいろんなことを尋ねたいことたくさんありますけれども、限られた時間の中では十分、お昼からも打ち合わせをして、私たちが対策チームと打ち合わせしな

がら、質問をまとめてあしたに臨みたいという考え方でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

国のほうは大牟田市にも、エアポートにしてくれんかと今問い合わせをしておるわけですよ。きょう朝、私のほうに電話がありました。柳川の理解も求めやん、佐賀空港の協力もどうなるかはっきりわからん、そしたら大牟田にまで伸ばして、いろんなお願いを国はしておるようでありますから、大牟田市長あたりとも意見を交換しながら、ひとつこの問題については取り組んでいただきたいと思えます。

これからは答弁は要りませんが、この問題は最後になります。御存じのように、現在、民間機の飛行ルートはあそこの山川の上空で転回をして、そして高田中学校の上空を通過して、大和町、両開、そして昭代の昭南町を経て佐賀空港へおりてきております。つまり、両開や昭南町が一番最も低いところで飛行しております。下にいる人は自分のほうさん向かっておりてくるのではなからうかと、いつも恐怖に感じ、おびえておられます。さらに加えて、この柳川の上空を米軍機が飛び交うことになれば、想像しただけで身の毛がよだつと、不気味であります。佐賀空港にオスプレイが配備されることには私は断固反対することを表明して、この質問は終わります。

次、最後になります。中山小学校改築について伺います。

まず初めに、工事の開始はいつからか、答弁をお願いいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

工事の着工につきましては6月26日でございます。現在、仮設校舎の建築を行っております。9月14日に仮設校舎への引っ越しを行う予定でありまして、引っ越し完了後に現在の校舎の解体を行います。新校舎の建築が始まるのが10月初旬の予定でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

何が10月初旬なんですか、もう一度。

学校教育課長（松藤敏彦君）

新校舎の建築が始まるのが10月初旬の予定でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

新校舎の建築が始まるのが10月初旬ということでございますね。私は夏休みにどんどんするやろうと思うとたけけれども、夏休みに余り動きがなかったから、この質問を取り上げたところでもあります。

ところで、何年生が仮教室に入ることになるのですか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

全学年、仮校舎に入る予定でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ああ、全学年が入るわけですか。1年生から6年生まで。

ところで、新しい教室はクーラー設備はあるとですか、なかつですか。その前に、仮教室はクーラー設備があるかどうか、お答えください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

仮設校舎の普通教室等には空調設備を設置いたします。

15番（矢ヶ部広巳君）

したがって、1年から6年までの教室には入るとのことですかね。

学校教育課長（松藤敏彦君）

はい、そのとおりでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

当然新しい教室もクーラー設置はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

新校舎の普通教室等にも空調設備を設置することにしております。

15番（矢ヶ部広巳君）

それは教室のみですかね、あるいはほかのところもでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

多目的教室を設置する予定にしておりまして、そちらのほうにも空調設備を設置いたします。

15番（矢ヶ部広巳君）

完成予定はいつになっておりますか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

工事の期間が来年の3月13日となっておりますので、それまでに完成の予定でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。もう最後になります。答弁は要りません。

生徒さんは全員で今33名であります。昨年までは30名でしたけど、ちょうど1割ふえまして33名の学区、保護者、地域住民の教育の向上に対する熱心さは大変なものがあります。また、教育長、校長先生初め、各先生方の子供に対する思い、接し方には私も心から議員の一人として感謝をいたしております。

柳川市内の全ての小学校、中学校の子供たちが少しでもよい環境で勉強できる学びやの建設に向かって、さらに力を入れていただくことを心から願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問はあす9月3日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、あす9月3日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、あす9月3日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時31分 散会

平成26年 9 月12日（金曜日）

柳川市議会第4回定例会会議録

平成26年9月12日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	立 花 純	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	古 賀 澄 雄	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	浦 博 宣

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次	
副市	長	石橋義浩	
教	育	長	黒田一治
総務部	長	大坪正明	
会計管理	者	武藤正純	
市民部	長	石橋眞剛	
保健福祉部	長	高崎祐二	
建設部	長	野田彰	
産業経済部長兼大和庁舎	長	安藤和彦	
教育部長兼三橋庁舎	長	石橋正次	
消	防	長	橋本祐二郎
人事秘書課	長	平田敬介	
総務課	長	白谷通孝	
企画課	長	椋島謙治	
財政課	長	島添守男	
税務課	長	木下隆	
健康づくり課	長	樽見孝則	
福祉課	長	原忠昭	
学校教育課	長	松藤敏彦	
生涯学習課	長	松尾強	
建設課	長	中村敬二郎	
農政課	長	成清博茂	
水路課	長	松永泰治	

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池	末	勇	人			

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1. 総務委員長報告について

議案第66号 平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第69号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について

議案第77号 新市建設計画の変更について

2. 産業経済委員長報告について

議案第74号 柳川市ホテルの誘致に関する条例の制定について

議案第75号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について

請願第20号 「農業・農協改革」に関する請願

3. 建設委員長報告について

議案第67号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第68号 平成25年度柳川市水道事業会計決算の認定について

4. 教育民生委員長報告について

議案第63号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第70号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第71号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第72号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第73号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

請願第18号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についての請願書

5. 決算審査特別委員長報告について

議案第62号 平成25年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程（3） 議案第80号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 「手話言語法」制定を求める意見書について

議案第82号 「農業・農協改革」に関する意見書について

日程（４） 閉会中の継続審査申出書について

- 1 請願第19号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書に関する請願
- 2 請願第21号 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」に反対し、関連法案の慎重審議について意見書提出を求める請願

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成26年第4回柳川市議会定例会最終日の日程等について、9月11日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議員提出の議案第80号、議案第81号及び議案第82号の以上3議案の一括上程であります。提案理由の説明後、3議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開しまして、質疑終了後、3議案とも即決といたしております。

日程4が閉会中の継続審査申出書についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（浦 博宣君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（藤丸正勝君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を報告いたします。

8月28日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結 果

(1)議案第66号 認定

本案は、平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成25年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算の執行はあっておりません。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第69号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

補正前の予算額「303億7,441万円」に「12億3,513万8千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「316億954万8千円」としようとするものであります。

審査の過程において、8款4項4目公園費の小野英二郎邸跡地購入費、6款1項7目クリーク管理費、6款2項2目水産業振興費のはたき海苔処理検討協議会負担金について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第77号 原案可決

本案は、新市建設計画の変更についてであります。

合併特例債の使用期間が5年間延長されたことから計画期間及び財政計画を合併後10年間で15年間に変更し、広域でのごみ処理及び火葬処理等についての記述を追加するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。産業経済常任委員会の審査結果を御報告いたします。

8月26日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに、8月28日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結 果

(1) 議案第74号 原案可決

本案は、柳川市ホテルの誘致に関する条例の制定についてであります。

本案につきましては、条例制定の目的や対象区域、支援内容、対象要件などについて、執行部からの説明を受けた後、審査に入りました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第75号 原案可決

本案は、柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案につきましては、改正理由や改正内容などについて、執行部からの説明を受けた後、審査に入りました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3) 請願第20号 採択

本件は、「農業・農協改革」に関する請願であります。

本件につきましては、国の農業・農村政策の審議経過や改革項目などについて執行部から補足説明を受けた後、審査に入り、意見書を提出した場合の効果や、現場の声は反映すべきという意見が出されました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で採択することに決定いたしました。

以上で産業経済常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

8月28日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

4 結 果

(1)議案第67号 認定

本案は、平成25年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきまして、執行部より詳細な説明を受け、審査の過程において、受益者負担金における不納欠損の処理について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第68号 認定

本案は、平成25年度柳川市水道事業会計決算の認定についてであります。

審査に当たり、監査委員の出席を求め、監査報告を受けました。その後、執行部より詳細な説明を受け、審査の過程において減価償却について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

以上で建設常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（梅崎昭彦君）（登壇）

皆さんおはようございます。教育民生常任委員会の報告を行います。

8月26日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに、8月28日の本会議において当委員会に付託を受けた議案7件について、その審査を終了しましたので、会議規則

第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結 果

(1)議案第63号 認定

本案は、平成25年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましては、基金状況や滞納状況について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第64号 認定

本案は、平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で認定することに決定いたしました。

(3)議案第65号 認定

本案は、平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましては、貸付金元利収入について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で認定することに決定いたしました。

(4)議案第70号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第71号 原案可決

本案は、柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第72号 原案可決

本案は、柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(7)議案第73号 原案可決

本案は、柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。本案につきましては、現施設の基準合致状況や人数増加時の対応について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(8) 請願第18号 採択

本件は「手話言語法」制定を求める意見書の提出についての請願であります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で採択することに決定いたしました。

以上で教育民生常任委員会の報告は終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（藤丸正勝君）（登壇）

では、決算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

8月28日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりであります。

4 結 果

(1) 議案第62号 認定

本案は、平成25年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算収支といたしましては、歳入総額「342億4,745万9,827円」、歳出総額「325億2,678万9,112円」で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は「17億2,067万715円」となっております。そのうち、翌年度への繰越財源「4億3,956万7,611円」を差し引き、実質収支額は「12億8,110万3,104円」となっております。

当委員会は、2日間にわたり歳入歳出決算について各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

審査の過程で、市へのご意見箱の内容とその解決方法、特定不妊治療助成金の交付状況、生産振興作物の今年度の生産状況、防災行政無線個別受信機の性能向上、大和中学校グラウンド整備計画、補助金交付団体からの実績報告内容、大和庁舎管理費の修繕料の使い道と今後の庁舎管理方法、マイホーム取得支援事業と新婚世帯家賃支援事業の補助対象の拡大等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で認定することに決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時21分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第66号 平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり認定されました。

お諮りいたします。議案第69号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第77号 新市建設計画の変更については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第74号 柳川市ホテルの誘致に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第75号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第20号 「農業・農協改革」に関する請願は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本件は産業経済委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本件は採択と決定されました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第67号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり認定されました。

お諮りいたします。議案第68号 平成25年度柳川市水道事業会計決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり認定されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第63号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり認定されました。

お諮りいたします。議案第64号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり認定されました。

お諮りいたします。議案第65号 平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり認定されました。

お諮りいたします。議案第70号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第71号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、23番梅崎和弘議員から反対討論の通告がっておりますので、梅崎議員の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんおはようございます。23番梅崎和弘です。一兵卒で頑張っております。議案第71号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について反対討論を行います。

なお、議案第72号、第73号の条例にも関連している部分があると思いますので、この件もよろしくをお願いします。

この一般原則の第3条は、「全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。」とあります。

今回の子ども・子育て関連条例案に対しまして、1点目が、子供の権利保障を基本に、格差のない保育・教育を求めること、2点目としましては、児童福祉法第24条第1項にありますように、市町村の保育実施責任を最大限に生かすことが大事であります。3点目、現行保育水準を後退させず、維持拡大を図るという見方、考え方が必要だと思います。

今回の条例案につきまして、市当局としましては国の基準どおりに実施したいということであり、この条例案につきましては、6月議会で一般質問を行い、その中で、問題点、意見を述べております。1点目が、親の就労状況で保育時間を制限する問題、2点目が、企業の参入の問題として、保育のための給付金や保育料などから剰余金を上げ、株主配当や他の事業に回すことについて、これを制限する規定がない。国民の税金や子供の保育・教育のための資金を企業が自由に流用できる仕組みがあります。3点目としまして、この制度の実施は約1兆円とされており、予算の約7,000億円は消費税から捻出する方針であり、本格実施は消費税10%への増税実施後予定とされており、

ほかにもいろいろ問題があると思いますが、この国の基準にとらわれることなく、柳川市の子供たちが健やかに成長できますようお願いいたしまして、討論といたします。

議長（浦 博宣君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第72号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第73号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第18号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についての請願書は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本件は教育民生委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本件は採択と決定されました。

次に、決算審査特別委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第62号 平成25年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本件は決算審査特別委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

日程第3 議案第80号～議案第82号

議長（浦 博宣君）

日程3．議案第80号から議案第82号までの3議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（高巢雄三君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

まず、議案第80号について説明をお願いします。

9番（荒木 憲君）（登壇）

議案第80号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本案は柳川市議会議員定数条例の制定に伴い、平成26年10月の一般選挙から議員定数が24名から22名に変更となることから、常任委員会の名称及び委員の定数等の改正を行うものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定していただくようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（浦 博宣君）

次に、議案第81号について説明をお願いします。

5番（梅崎昭彦君）（登壇）

議案第81号 「手話言語法」制定を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」の制定を求めるため、政府へ意見書を送付しようとするものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。

げ、提案理由の説明といたします。

議長（浦 博宣君）

次に、議案第82号について説明をお願いします。

12番（太田武文君）（登壇）

議案第82号 「農業・農協改革」に関する意見書について提案理由の説明を申し上げます。

政府は本年6月にJAの組織変更の推進や農業委員会の改革、農業生産法人の見直しをうたった農林水産業・地域の活力創造プランを改訂いたしました。しかし、今後の進め方によってはJAグループの機能低下が今後予想され、農業者への多大な影響が懸念されます。

このような状況を踏まえ、国の「農業・農協改革」については一方的な価値判断による議論とならないように現場の意見を反映した検討が必要と考え、意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、3議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時45分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第80号から議案第82号までの3議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第80号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第81号 「手話言語法」制定を求める意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第82号 「農業・農協改革」に関する意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 閉会中の継続審査申出書について

議長（浦 博宣君）

日程4 閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

会議規則第106条の規定により、教育民生委員長から請願第19号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書に関する請願及び総務委員長から請願第21号 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」に反対し、関連法案の慎重審議について意見書提出を求める請願について、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。請願第19号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第21号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで市長より発言の申し出がっておりますので、市長お願いいたします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長のお許しをいただき、発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

本日は、平成25年度決算を初め、全ての議案について可決、御決定いただきましてまことにありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、10月20日の任期満了を前に今議会が任期中最後の定例会でございました。今度の市議会議員選挙におきましては、数名の議員の方が勇退されるとお聞きをいたしております。来年3月には本市が合併をいたしまして10周年を迎えますが、勇退される方々は合併前から旧市町の議員でございました。そして、合併後も10年の長きにわたり新市とともに歩み、市勢発展のために御尽力いただきました。本当に長い間ありがとうございました。心よりお礼を申し上げます。

それぞれ立場は違いますが、皆さんが柳川市のことを思うがゆえに、この場で真剣な議論を交わしてまいりました。この議会を最後に議場を去られるということは、私といたしましても大変残念な気持ちでいっぱいでございます。退任後も健康に御留意していただき、これまで以上に御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、再度意欲を燃やされている議員の皆さん方には再びこの場でお会いすることができますよう、御健闘をお祈り申し上げます。

以上で私からのお礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

ありがとうございました。

本定例会が任期最後の会議となろうかと思っておりますので、閉会に先立ち一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、市の発展、市民生活の向上のための御努力に対しまして敬意を表する次第でございます。

また、金子市長初め、執行部の皆様には4年間御協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

来月はいよいよ選挙でございます。出馬されます議員各位におかれましては、全員当選の榮譽を勝ち取られまして、再度この議場でお会いできることを心から念願いたす次第でございます。

また、今期をもって御勇退されます議員におかれましては、長年にわたる議員生活、本当に御苦労さまでございました。今後は柳川市議会への御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、柳川市が活気あふれる豊かで住みよいまちになりますよう御祈念いたしまして、簡単ではございますが、任期最後の会議に当たり、私からの閉会の挨拶とさせていただきます。

す。ありがとうございました。

これをもちまして平成26年第4回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会議員 高 田 千壽輝

柳川市議会議員 山 田 奉 文